

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日

(第107期) 至 平成23年3月31日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第107期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

	頁
第107期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【対処すべき課題】	31
3 【事業等のリスク】	33
4 【経営上の重要な契約等】	43
5 【研究開発活動】	43
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	44
第3 【設備の状況】	74
1 【設備投資等の概要】	74
2 【主要な設備の状況】	74
3 【設備の新設、除却等の計画】	76
第4 【提出会社の状況】	77
1 【株式等の状況】	77
2 【自己株式の取得等の状況】	134
3 【配当政策】	135
4 【株価の推移】	136
5 【役員の状況】	137
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	144
第5 【経理の状況】	158
1 【連結財務諸表等】	159
2 【財務諸表等】	273
第6 【提出会社の株式事務の概要】	304
第7 【提出会社の参考情報】	305
1 【提出会社の親会社等の情報】	305
2 【その他の参考情報】	305
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	306
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日提出
【事業年度】	第107期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	グループ主計部長 北村 巧
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	グループ主計部長 北村 巧
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
収益合計 (百万円)	2,049,101	1,593,722	664,511	1,356,751	1,385,492
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	1,091,101	787,257	312,627	1,150,822	1,130,698
税引前当期純利益(△損失) (百万円)	318,502	△ 64,910	△ 780,265	105,247	93,255
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益(△損失) (百万円)	175,828	△ 67,847	△ 708,192	67,798	28,661
野村ホールディングス株主に帰属する包括利益 (百万円)	213,459	△ 145,571	△ 755,518	77,103	8,097
純資産額 (百万円)	2,222,959	2,001,102	1,551,546	2,133,014	2,091,636
総資産額 (百万円)	35,577,511	25,236,054	24,837,848	32,230,428	36,692,990
1株当たり純資産額 (円)	1,146.23	1,042.60	590.99	579.70	578.40
野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益(△損失) (円)	92.25	△ 35.55	△ 364.69	21.68	7.90
希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益(△損失) (円)	92.00	△ 35.57	△ 366.16	21.59	7.86
自己資本比率 (%)	6.1	7.9	6.2	6.6	5.7
自己資本利益率 (%)	8.28	△ 3.25	△ 40.15	3.70	1.36
株価収益率 (倍)	26.61	—	—	31.78	55.06
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 1,627,156	△ 647,906	△ 712,629	△ 1,500,770	△ 235,090
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 533,813	△ 102,019	△ 98,905	△ 269,643	△ 423,214
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,568,703	942,879	999,760	2,176,530	1,284,243
現金および現金同等物の期末残高 (百万円)	410,028	507,236	613,566	1,020,647	1,620,340
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	16,854 [3,766]	18,026 [4,576]	25,626 [4,997]	26,374 [4,728]	26,871 [4,199]

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」および「自己資本利益率」は、米国会計原則に基づく野村ホールディングス株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 米国財務会計審議会会計基準編纂書（以下、「編纂書」）210-20「貸借対照表一相殺」（以下「編纂書210-20」）の過年度遡及適用に伴い、第103期、第104期の「総資産額」および「自己資本比率」の数値を組み替えて表示しております。組み替え再表示前のそれぞれの「総資産額」および「自己資本比率」の数値は次のとおりです。

回次	第103期	第104期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月
総資産額 (百万円)	35,873,374	26,298,798
自己資本比率 (%)	6.1	7.6

- 4 第104期、第105期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

- 5 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 6 従来臨時従業員として開示しておりました一部の有期雇用社員（専任職）を第104期より従業員数に含め表示しております。これに伴い第103期の従業員数および平均臨時従業員数を組み替え再表示しております。なお、この組み替え再表示前の従業員数および平均臨時従業員数は以下のとおりです。

回次	第103期
決算年月	平成19年3月
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	16,145 [4,434]

- 7 編纂書946「金融サービス—投資会社」の適用に伴い、第104期より当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益として認識されております。
- 8 編纂書810「連結財務諸表」（以下、「編纂書810」）で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針（以下、「非支配持分新指針」）の適用に伴い、第103期、第104期、第105期の「税引前当期純利益（△損失）」および「純資産額」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の当該科目の金額は次のとおりです。

回次	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
税引前当期純利益(△損失) (百万円)	321,758	△ 64,588	△ 779,046
純資産額 (百万円)	2,185,919	1,988,124	1,539,396

(2) 提出会社の最近5事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	(百万円)	340,886	419,649	340,071	220,873	219,875
経常利益	(百万円)	207,221	246,231	127,181	29,121	11,690
当期純利益(△損失)	(百万円)	158,235	53,985	△ 393,712	12,083	△ 15,094
資本金	(百万円)	182,800	182,800	321,765	594,493	594,493
発行済株式総数	(千株)	1,965,920	1,965,920	2,661,093	3,719,133	3,719,133
純資産額	(百万円)	1,475,328	1,423,661	1,244,082	1,806,307	1,764,894
総資産額	(百万円)	4,438,039	4,449,810	3,681,507	4,566,078	5,278,581
1株当たり純資産額	(円)	772.51	740.17	466.99	485.62	481.23
1株当たり配当額	(円)	44.00	34.00	25.50	8.00	8.00
第1四半期	(円)	8.00	8.50	8.50	—	—
第2四半期	(円)	8.00	8.50	8.50	4.00	4.00
第3四半期	(円)	8.00	8.50	8.50	—	—
期末(第4四半期)	(円)	20.00	8.50	—	4.00	4.00
1株当たり当期純利益(△損失)	(円)	82.97	28.27	△ 202.62	3.86	△ 4.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	82.59	28.07	—	3.83	—
自己資本比率	(%)	33.2	31.7	33.1	39.0	32.8
自己資本利益率	(%)	10.84	3.74	△ 29.95	0.81	△ 0.86
株価収益率	(倍)	29.59	52.71	—	178.36	—
配当性向	(%)	53.03	120.27	—	213.61	—
自己資本配当率	(%)	5.69	4.60	4.00	1.45	1.66
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	21 [—]	52 [—]	52 [—]	50 [—]	65 [—]

(注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第103期より第105期までは、四半期配当を実施しております。

3 第105期の期末(第4四半期)の1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数を記載しております。

5 第105期および第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6 第105期および第107期の株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、提出会社設立。
15年1月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和2年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	提出会社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年4月	東京証券取引所正会員となる。
26年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年4月	野村証券投資信託委託株式会社(平成9年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴い、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	提出会社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年4月	提出会社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年1月	提出会社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. を証券業現地法人として設立。
56年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc. を米州持株会社として設立。
2年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V. をアジア持株会社として設立。
5年8月	野村信託銀行株式会社設立。
9年4月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を提出会社に移管し、金融研究所設立。
10年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
12年7月	野村バブcockアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。

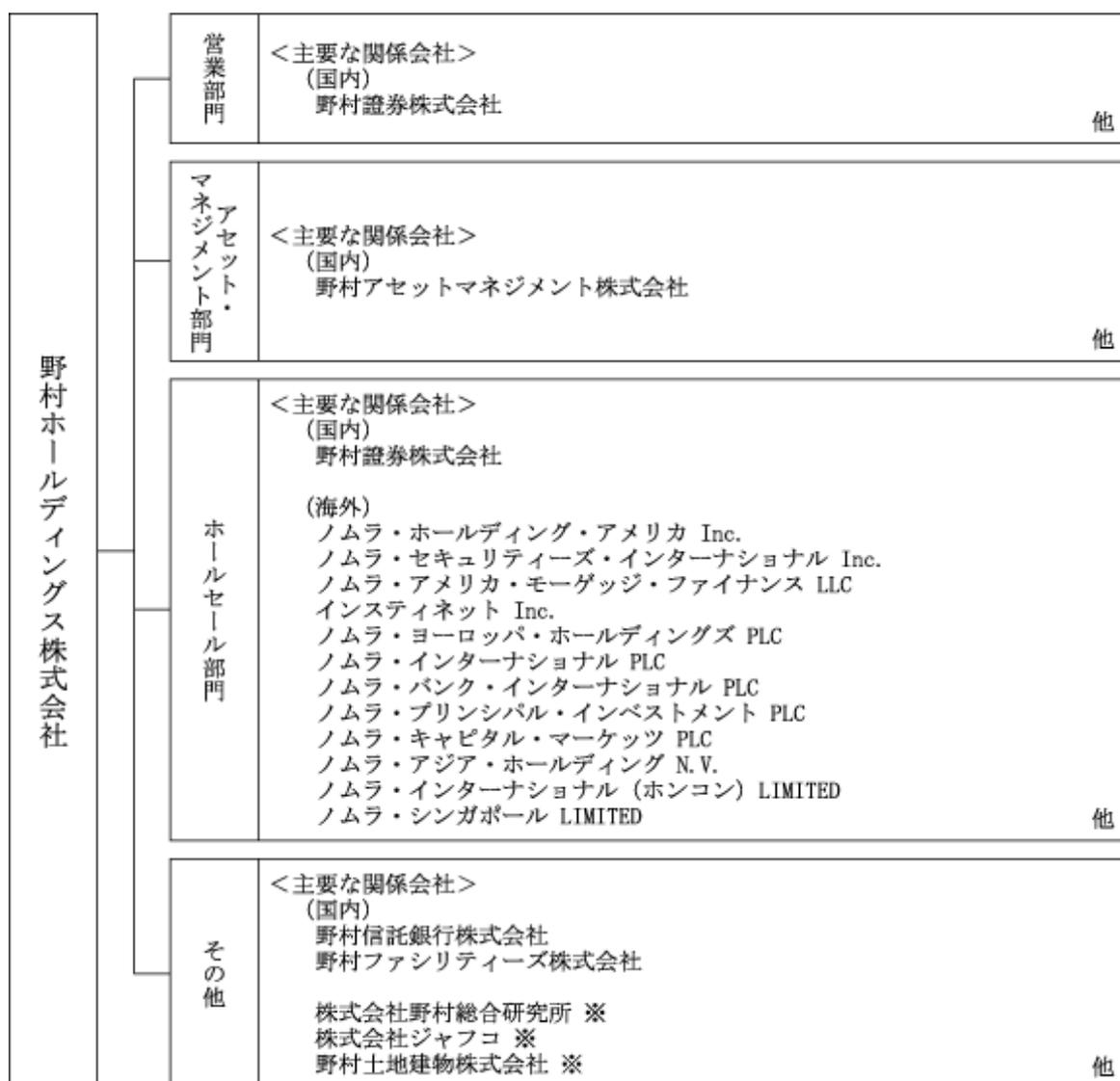
年月	沿革
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴い、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に変更）。
13年12月	提出会社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年6月	提出会社および国内子会社14社が委員会設置会社へ移行。
16年8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
18年3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
18年4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社設立。
19年2月	インスティネット社を連結子会社とする。
19年10月	株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ設立。
20年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
21年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
23年3月末現在	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は687社、持分法適用会社数は18社。

3 【事業の内容】

提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成23年3月末現在687社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は平成23年3月末現在18社であります。

また、提出会社および提出会社の連結子会社等の業務運営および経営成績の報告は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記]21セグメントおよび地域別情報」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。事業別セグメントを構成する主要な関係会社については、以下の企業集団等の事業系統図をご参照ください。

・ 企業集団等の事業系統図



※持分法適用関連会社

(注) 野村土地建物株式会社 (以下「野村土地建物」) は、平成23年5月24日をもって、当社の連結子会社となっております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記]10企業結合」をご参照ください。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村証券株式会社 ※3、4、6	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の貸借借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都中央区	百万円 7,500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村インベスター・リレーションズ株式会社	東京都中央区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村プリンシパル・フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	百万円 8,935	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 9,253	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、投資助言・代理業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村年金サポート&サービス株式会社	東京都千代田区	百万円 950	確定拠出年金運営管理業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	未公開企業調査・投資事業組合運営管理業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ファシリティーズ株式会社 ※3	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸 および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 設備の貸借借等の取引 金銭の貸借借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村資本市場研究所	東京都千代田区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメント	東京都中央区	百万円 1,000	投資運用業、投資助言・代理業	65%	役員の兼任…有
野村アグリブランニング&アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	役員の兼任…有
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,939	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 3,650	証券業	100% (100%)	設備の貸借借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管理業	100% (98.7%)	役員の兼任…無
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 400	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アメリカ・モーゲージ・ファイナンスLLC ※3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,581	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカ LLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 108	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 393	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
NH I アクイジション・ホールディング Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
インスティネット Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,306	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 4,881	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・インターナショナル PLC ※3、6	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 5,349	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・バンク・インターナ ショナル PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 555	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…有
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク・ルクセンブ ルグ S.A.	ルクセンブルグ、 ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク(ドイツ) GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 10	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク(スイス) LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフ ラン 120	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・イタリア S. I. M. p. A.	イタリア、 ミラノ市	百万ユーロ 2	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・インベストメント・ バンキング(ミドル・イース ト)B.S.C.(c)	バハレーン、 マナマ市	百万米ドル 25	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファンディング・フ ァシリティー・コーポレーシ ョンLIMITED	アイルランド、 ダブリン市	百万ユーロ 1	金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・グローバル・ファン ディング PLC ※4	イギリス、 ロンドン市	百万円 22,119	金融業	100%	役員の兼任…無 債務保証
ノムラ・ヨーロッパ・ファイ ナンス N.V. ※5	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・プリンシパル・イン ベストメント PLC ※3	イギリス ロンドン市	百万ポンド 997	投資会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・キャピタル・マーケ ッツ PLC ※3	イギリス ロンドン市	百万米ドル 2,693	金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・イン ベストメントLTD.	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 51	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・ホールディ ング N.V. ※3	オランダ、 アムステルダム市	百万円 122,122	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル (ホンコン)LIMITED ※3	香港	百万円 132,711	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポ ールドル 239	証券業 金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシア、 クアラルンプール 市	百万マレーシ アドル 5	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オースト ラリアドル 145	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
P.T. ノムラ・インドネシア	インドネシア、 ジャカルタ市	百万インドネ シアルピア 250,000	証券業	96.4% (92.2%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベスト メント(インド・ボワイ) Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 0.1	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・サービス・インデ ィア・プライベート・リミテ ッド	インド、 ムンバイ市	百万インドル ピー 895	ITサービス業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・ アドバイザー・アンド・セ キュリティーズ(インド)プ ライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドル ピー 3,096	証券業 金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベスト メント(フィクスト・インカ ム) Pte Ltd	シンガポール、 シンガポール市	百万円 3,241	持株会社	100%	役員の兼任…無
その他 636社 ※4、7					
(持分法適用会社)					
株式会社野村総合研究所 ※4、5	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	37.3% (30.9%)	情報システムに関する業務委託 役員の兼任…無
株式会社ジャフコ ※4	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資 事業組合等管理 運営業	24.1% (5.2%)	役員の兼任…無
野村土地建物株式会社 ※8	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸業	39.9% (21.1%)	役員の兼任…有
株式会社だいこう証券ビジ ネス ※4	大阪府大阪市	百万円 8,904	証券関連業務	20.2%	役員の兼任…無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
キャピタル・ノムラ・セキュ リティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、 バンコック市	百万タイバー ツ 717	証券業	39.9% (13.5%)	役員の兼任…無
その他 13社 ※4、9					

(注) 1 資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。

※2 資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。各関係会社の資本金相当額は次のとおりです。

ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ゼロ
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ゼロ
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ゼロ
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 10ドル
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ゼロ
インスティネット Incorporated 2千75ドル

※3 特定子会社に該当します。

※4 有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりであります。

<連結子会社等> キーストーン・キャピタル・コーポレーション
<持分法適用会社> エス・バイ・エル株式会社

※5 有価証券届出書提出会社であります。

※6 収益合計(連結会社間の内部収益を除く)の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村証券株式会社

有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

・ノムラ・インターナショナル PLC

収益合計	302,442	百万円
収益合計(金融費用控除後)	150,449	百万円
税引前当期純損失	△ 21,045	百万円
当期純損失	△ 19,454	百万円
純資産額	294,006	百万円
総資産額	20,629,772	百万円

※7 社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。

※8 平成23年5月24日をもって、当社の連結子会社となっております。また、それに伴い、野村不動産ホールディングス株式会社が当社の特定子会社となっております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記]10企業結合」をご参照ください。

※9 編纂書323「投資—持分法ならびにジョイント・ベンチャー」に基づき、持分法が適用されるため、連結財務諸表上、持分法適用会社として取り扱われている以下のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーを含んでおります。資本金がゼロであるため、資本金または出資金として、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
フォートレス・インベストメン ト・グループLLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,585	投資業	12.5% (12.5)	役員の兼任…有

なお上記のほかに、以下の会社が当社の特定子会社に該当いたします。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
NPF-Harmony投資事業有限責任組合 ※1、2	東京都千代田区	百万円 107,000	投資業	100% (100%)	役員の兼任…無

(注) ※1 議決権の所有割合は、業務執行権限の割合を表示しております。また()内は、内数表示の間接所有割合であります。

※2 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」により、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則における子会社に該当いたします。提出会社の連結財務諸表の作成においては、編纂書946「金融サービス—投資会社」の適用に伴い、第104期より当該指針の対象となる投資会社における投資に該当するため、公正価値で計上されております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	26,871 [4,199]

- (注) 1 当社の事業セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門およびその他であります。提出会社および国内子会社における事業セグメント別の従業員数は、営業部門9,433人、アセット・マネジメント部門842人、ホールセール部門1,908人、その他2,735人であります。海外子会社の従業員は主にホールセール部門に所属しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
65 [—]	40歳 6月	2年 7月	13,613,482

- (注) 1 提出会社の従業員は事業セグメントのうち、主にその他に所属しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか、野村証券株式会社等との兼務者が270人おります。
- 4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第1【企業の概況】1【主要な経営指標等の推移】」および「第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】」の部とあわせてご覧ください。なお、平成21年3月期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）にかかる業績の概要は平成21年6月30日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成23年3月期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

事業環境

日本

日本経済は、新興国の堅調な経済成長や欧米での景気回復に支えられた輸出の回復と、政府による景気対策の効果で平成22年3月期には景気回復局面に入りました。平成23年3月期上半期はこうした状況が続きましたが、政策効果が剥落し、欧州での政府債務問題の広がりの影響で海外景気の加速感が薄れた下半期には回復が足踏みしました。また、平成23年3月期末を前に東日本大震災が発生し、製造業を中心に操業・物流が急激に悪化しました。こうした中、平成23年3月期の実質GDP(国内総生産)は、平成22年3月期の前期比 Δ 2.4%の後、2.3%と、三期ぶりのプラス成長となりました。一方、平成23年3月期前半までの景気回復により、東日本大震災前までは雇用情勢も緩やかな回復を見せています。

企業業績は様々なコスト削減の努力が継続される中、平成22年3月期下半期からの内外景気に支えられた売上回復を受け、平成23年3月期は増益傾向を続けました。平成23年3月期末を前にした東日本大震災の影響もあったものの、平成23年3月期上半期の大幅増益の効果もあり、平成23年3月期の主要企業(NOMURA400)の経常利益は前期比5割程度の増益となった見込みです。輸出の恩恵を受ける製造業が全体の業績改善を牽引する形となりました。

株式市場は、平成22年4月までの株価上昇基調が転換し、年度を通してみると株価は反落しました。平成20年以降の各国による景気対策は株価を押し上げた一方、財政収支を悪化させて欧州で政府債務への懸念が広がったことで世界的にリスク回避の動きが強まり、平成22年4月以降、世界の株式市場は下落に転じました。その後米国での量的金融緩和強化を受けて反発しましたが、日本株は年度末にかけて東日本大震災の影響で下落しました。代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)は、平成22年4月に年度の高値を付けた後11月まで下落、その後平成23年2月にかけて上昇しましたが3月の東日本大震災直後に年度の安値を記録しました。TOPIXは平成21年3月末の773.66ポイントから平成22年3月末には978.81ポイントまで年度を通して26.5%の上昇となった後、平成23年3月末には869.38ポイントまで11.2%の下落となりました。また、日経平均株価も平成22年3月末の11,089.94円から平成23年3月末には9,755.10円と年度を通して12.0%の下落となりました。

新発10年国債利回りは、株価の転換点となった平成22年4月上旬には1.3%台でしたが、株価下落が続く中10月には0.8%台まで低下しました。その後、株価反転につれて平成23年2月には1.3%程度まで上昇、3月末も同程度の

水準でした。政府債務拡大に対する懸念はあるものの、日銀による追加金融緩和への期待感などが低金利の背景となりました。

外国為替市場では、円は米国金融政策の変化やユーロの通貨制度への懸念による影響を受けています。平成22年3月末の円の対米ドル、対ユーロはそれぞれ93円台、125円台でした。欧州での政府債務懸念が米国経済に悪影響を及ぼすという見方が広がった7月以降に対円でドル安が進行、10月末には一時80円程度となりました。その後、日本銀行の追加金融緩和策などで円高に歯止めがかかり、東日本大震災後に一時76円台に上昇しましたが、平成23年3月末には83円台となりました。一方、対ユーロではギリシャの政府債務の問題が深刻化し、ユーロの通貨制度や欧州経済への懸念が浮上するにつれて円高が進行しましたが、インフレ懸念による利上げ観測などを反映して平成23年1～3月期には円安となり、平成23年1月に110円前後であったユーロは、3月末には117円前後となっています。

海外

主要先進国経済は、回復基調が継続してはいるものの、米国では追加的な量的金融緩和政策で景気を支え続ける一方、欧州では景気対策の副作用としての政府債務の懸念が生じる中で商品市況上昇によるインフレ懸念も浮上しています。国際商品市況も新興国の堅調な景気回復継続への期待感と米国の金融緩和基調の後押しで上昇基調が続きました。また、中国では積極財政政策が続く中、不動産や一般物価の上昇抑制が大きな課題となっているなど、新興国ではインフレ懸念から金融引締めを強める国も増えてきました。

米国の実質GDP成長率は平成21年に前年比△2.6%と落ち込んだ後、平成22年には同2.9%と回復しました。堅調な新興国経済の恩恵や政策効果などで企業業績が改善し、企業活動が活発化していることが回復の後押しとなっています。一方で不動産市場や雇用環境の改善が遅れているため、金融政策による景気への下支えが続けられています。

連邦準備制度理事会（FRB）は、金融緩和政策の中立化を模索したものの、再度緩和策の強化を余儀なくされ、景気下支え姿勢を継続しました。政策金利であるFFレートの誘導目標値を0～0.25%の範囲とする事実上のゼロ金利政策を継続する中、欧州の政府債務懸念の拡大が金融市場を混乱させることとなり、それが不動産市場の低迷や雇用回復の遅れと合わせて实体经济に悪影響を及ぼす懸念が強まったため、平成22年11月以降量的金融緩和を強化して債券市場から米国債を買い上げる形で資金供給を増やしました。米国株式市場は欧州政府債務問題が広がるにつれて下落しましたが、FRBによる量的緩和が強化されると上昇を明確化しました。平成22年3月末のダウ平均株価は10,856.63ドルでしたが、平成23年3月末には12,319.73ドルまで反発しました。米国財務省証券10年利回りは、平成22年3月には3.9%台の水準でしたが、株価下落やFRBの政策期待で10月には2.4%程度まで低下した後、株価反転や財政赤字拡大懸念などにより平成23年3月には3.5%程度まで上昇しています。

欧州経済は景気回復と政府債務問題への懸念、インフレ懸念が混在した形となりました。ユーロ圏の実質GDP成長率は、平成21年の前年比△4.1%から平成22年には同1.8%となりました。欧州中央銀行（ECB）による金融緩和策がユーロ安を通じて輸出回復につながったことに加え、各国政府による財政刺激策が緩やかな景気回復に寄与しました。一方、財政刺激策の副作用としての政府債務問題への懸念で金融市場が混乱、景気への悪影響も指摘されています。また原油価格上昇などでインフレ懸念も高まり、ECBによる政策金利引き上げ観測も台頭しました。株価は、米国株の上昇につれて反発、ドイツの代表的な株価指数（DAX）は平成23年3月末までの1年間で約14%の上昇となりました。

平成22年のアジア経済でも、景気回復が続く中インフレ懸念が強まっています。中国経済の実質GDP成長率は平成21年の前年比8.7%から平成22年には同10.3%となりました。投資を中心とした内需の拡大が続き、力強い回復が続いていますが、消費者物価率は中国政府の目標値を上回っているため、不動産価格の上昇抑制と合わせ、段階的な金融引き締めが行われています。インフレの抑制と経済成長のバランスを取って持続可能な経済運営ができるかどうか大きな課題となっています。

エグゼクティブ・サマリー

当期においては、期初は新興国の牽引により日本を含め世界経済は堅調に推移し、東証株価指数（TOPIX）は平成22年4月に当期の高値となる998ポイントを付け、S&P500指数も1,200ポイントを超えました。その後、5月にギリシャをはじめとする欧州での政府債務問題に端を発し、債券市場が不安定となり、流動性も大きく低下するなど厳しい経営環境が続きました。年後半には市場は落ち着きを取り戻し、顧客の取引動向も回復しました。米国では雇用回復が遅れ不動産市場の低迷も続く中、FRBによる継続的な量的緩和などの経済政策がとられたことから回復基調に入り、S&P500指数は平成22年7月の安値1,022ポイントから平成23年3月末には1,325ポイントまで反転しました。この間、中国をはじめとする新興国は、好調な内需とアジア域内の経済連携強化によって高い経済成長を続けました。インドや中国など一部では景気の過熱感から金融引き締め政策に転じております。一方、欧州諸国の一部においては、政府債務問題が依然として懸念材料となっています。3月に発生した東日本大震災は、日本の景況感を悪化させました。TOPIXは一時800ポイントを下回ったものの、期末には869ポイントまで反発しました。また円ドル相場は、戦後最高値を更新し一時76円台となった後、83円台で期末を迎えております。金融規制に関しては、バーゼルⅢ（金融機関に対する新たな自己資本等に関する規制）の概要が固まるなど、規制・監督が強化される方向にあり、今後も引き続き注意深く対応することが必要となっております。このような環境下、当社はお客様中心主義のもと、営業部門ではコンサルティング営業の推進および商品の多様化、アセット・マネジメント部門では国内外における運用資産の拡大と運用パフォーマンスの向上に努めました。また、平成22年4月に新設したホールセール部門では、ビジネス間の連携を強化し、顧客とのビジネスに係る収益の拡大、提供する商品やソリューションの多様化等に取り組みました。その結果、事業基盤の整備に向けた投資とコスト管理を両立させながら、全社ベースで8四半期連続の黒字を達成し、3部門全てで黒字を計上することができました。当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比2%減の1兆1,307億円、金融費用以外の費用は1%減の1兆374億円、税引前当期純利益は933億円、野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益は287億円となり、当期のROEは1.4%となっております。

平成23年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比1%増の3,924億円、税引前当期純利益は同11%減の1,012億円となりました。引き続きコンサルティング営業を中心に、お客様のニーズに合わせたビジネス展開を図ってまいりました結果、株式、債券、投資信託、保険を中心にバランスのとれたビジネス拡大につながり、お客様からお預かりした資産の純増額は3.9兆円となりました。東日本大震災に伴うマーケットの変動等の影響を受けて、平成23年3月末のお客様からお預かりしている資産の残高は前期末の73.5兆円から70.6兆円に減少しましたが、お客様の口座数は前期末比で5万口座増の494万口座となり、営業基盤は着実に拡大しております。

平成23年3月期のアセット・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、運用資産残高が堅調に推移したことなどにより、前期比15%増の807億円となりました。金融費用以外の費用は同8%増の557億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同35%増の251億円となりました。平成23年3月末の運用資産残高は、前期末比1.3

兆円増加し、24.7兆円となりました。投資信託ビジネスでは、通貨選択型ファンドを中心に資金流入が継続しました。投資顧問ビジネスでは、海外顧客を中心に受託残高が増加しました。

平成23年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比20%減の6,305億円となりました。ギリシャをはじめとする欧州各国の政府債務問題に端を発した金融市場混乱の影響により、第1四半期の収益が大きく低下しましたが、より収益を意識した経営を進めたことなどにより、第2四半期以降は徐々に回復を見せました。金融費用以外の費用は、業績に応じた人件費のコントロールに努めたものの、上期に海外ビジネス拡大のための投資を進めたことにより、前期比2%増の6,238億円となりました。この結果、税引前当期純利益は67億円となりました。平成22年4月にホールセール部門を新設したことにより、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキングの連携が強化され、多くの協業案件の実現につながるなど、市場における当社の存在感は向上しました。

経営成績

損益概況

当社の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。平成21年3月期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）にかかる業績の概要は、平成21年6月30日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成23年3月期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。

	平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)
金融収益以外の収益：			
委託・投信募集手数料	306,803	395,083	405,463
投資銀行業務手数料	54,953	121,254	107,005
アセットマネジメント業務手数料	140,166	132,249	143,939
トレーディング損益	△ 128,339	417,424	336,503
プライベート・エクイティ投資関連損益	△ 54,791	11,906	19,292
投資持分証券関連損益	△ 25,500	6,042	△ 16,677
その他	39,863	37,483	43,864
金融収益以外の収益合計	333,155	1,121,441	1,039,389
純金融収益	△ 20,528	29,381	91,309
収益合計（金融費用控除後）	312,627	1,150,822	1,130,698
金融費用以外の費用	1,092,892	1,045,575	1,037,443
税引前当期純利益（△損失）	△ 780,265	105,247	93,255
法人所得税等	△ 70,854	37,161	61,330
当期純利益（△損失）	△ 709,411	68,086	31,925
差引：非支配持分に帰属する当期純利益（△損失）	△ 1,219	288	3,264
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益（△損失）	△ 708,192	67,798	28,661
自己資本利益率（ROE）	△ 40.2%	3.7%	1.4%

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成22年3月期の1兆1,508億円から2%減少し、1兆1,307億円となりました。委託・投信募集手数料は、主に投信募集手数料の増加により前期比3%増加しました。投資銀行業務手数料は、主に日本国内企業のエクイティ・ファイナンスで多数の大型案件がありました前期と比べ12%の減少となりました。アセットマネジメント業務手数料は、主に継続的な資金流入による運用資産の増加により前期比9%増加しました。トレーディング損益は、主にエクイティ・トレーディング損益が減少したことにより3,365億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、主に自己資金投資先企業の株式譲渡益および評価益を計上したことにより193億円となりました。

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成21年3月期の3,126億円から268%増加し、1兆1,508億円となりました。委託・投信募集手数料は、昨年度の世界的な金融市場の低迷から回復基調に入ったことから、主に募集・売出手数料が前期比29%増加しました。投資銀行業務手数料は、主に日本国内企業のエクイティ・ファイナンスの増加により前期比121%増加いたしました。トレーディング損益は、世界的な金融情勢の混乱からの回復により4,174億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、主に自己資金投資先企業の評価益を計上したことにより、119億円となりました。

平成21年3月期、平成22年3月期および平成23年3月期の純金融収益は、それぞれ△205億円、294億円、913億円でした。純金融収益は、トレーディング資産およびレポ・リバースレポ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な一つの要素であり、当社は、特にグローバル・マーケットについて、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。平成23年3月期においては、主に米州の証券化商品トレードの拡大により、金融収益が前期比47%増加し、主にレポ取引の増加に伴い金融費用が前期比24%増加しました。その結果、純金融収益は前期比619億円増加しました。平成22年3月期においては、レポ・リバースレポ取引における短期金利の下落により、金融収益が前期比29%減少し、金融費用が前期比41%減少しました。その結果、純金融収益は前期比499億円増加しました。

当社は、投資持分証券関連損益として、平成21年3月期、平成22年3月期、および平成23年3月期に、それぞれ△255億円、60億円、△167億円を計上しています。この項目は、当社が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する、関連会社以外の投資持分証券です。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、平成22年3月期の1兆456億円から1%減少し、1兆374億円となりました。関連会社に対する投資の減損が前期より減少したことなどにより、その他費用が前期の1,425億円から12%減少して1,254億円となった一方で、支払手数料が前期の861億円から7%増加して921億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の1兆929億円から4%減少し、1兆456億円となりました。主に関連会社に対する投資の減損が前期より減少したことなどにより、その他費用が前期の2,626億円から46%減少して1,425億円となりました。一方で、平成21年3月期のリーマンの統合に関連する人件費、情報・通信関連費用、不動産関係費は費用認識が原則として6ヶ月だったことに対して、平成22年3月期のリーマンの統合に関連する人件費、情報・通信関連費用、不動産関係費は費用認識が1年間であったことから増加いたしました。

税引前当期純利益（損失）は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ△7,803億円、1,052億円、933億円となりました。

当社は、日本においてさまざまな税金を課されており、日本の税法に基づき連結納税制度を適用しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としたものであり、平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率は約41%となっております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため当社の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取り扱いにも影響を受けています。

平成23年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、613億円、実効税率は65.8%となりました。この実効税率65.8%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により10.8%、益金に加算される項目により5.3%、損金に算入されない費用項目により16.6%実効税率が引き上げられた一方で、益金に算入されない収益項目により8.4%実効税率が引き下げられたことがあげられます。

平成22年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、372億円、実効税率は35.3%となりました。この実効税率35.3%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により26.9%実効税率が引き下げられた一方で、益金に加算される項目により10.8%、損金に算入されない費用項目により10.5%実効税率が引き上げられたことがあげられます。

平成21年3月期の税引前当期純損失に対する法人所得税等は、△709億円、実効税率は9.1%となり、法定実効税率の41%を大きく下回っています。この税率の差異のもっとも重要な要因は、評価性引当金の増加であり、米国および英国の子会社で発生した損失および国内の将来実現が見込まれる損失にかかる繰延税金資産の回収可能性について将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が増加したことによるものです。通常、評価性引当金の増加は実効税率を引き上げる効果を有していますが、平成21年3月期においては継続事業からの当期純損失のため、実効税率を約27.6%引き下げる結果となっております。他の重要な要因としては、海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込みにより、実効税率が7.5%引き上げられたことと、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により、実効税率が9.9%引き下げられたことがあげられます。

野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益（損失）は平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ、△7,082億円、678億円、287億円となりました。自己資本純利益率（ROE）は、それぞれ△40.2%、3.7%、1.4%となりました。

事業セグメント別経営成績

平成22年4月に、当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われます。平成23年3月期より、この部門体制に基づき、事業別セグメント情報を開示しております。投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。営業目的で保有する投資持分証券評価損益は、セグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等]

(1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記]21セグメントおよび地域別情報」にも記載がございます。また、ここでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。なお、当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

営業部門

当社の営業部門は、国内のお客様に対する資産管理型営業を行っており、その中で手数料等を受け取っております。また、投資信託の運用会社からは当社が販売した投資信託の代行報酬を、保険会社からは当社が代理店として販売した変額年金保険の代理店手数料を受け取っております。

営業部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
金融収益以外の収益	287,750	384,816	389,404
純金融収益	4,107	3,456	3,029
収益合計（金融費用控除後）	291,857	388,272	392,433
金融費用以外の費用	273,620	274,915	291,245
税引前当期純利益	18,237	113,357	101,188

平成23年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、債券関連収入や投資信託関連収入の増加などにより、平成22年3月期の3,883億円から1%増加し、3,924億円となりました。

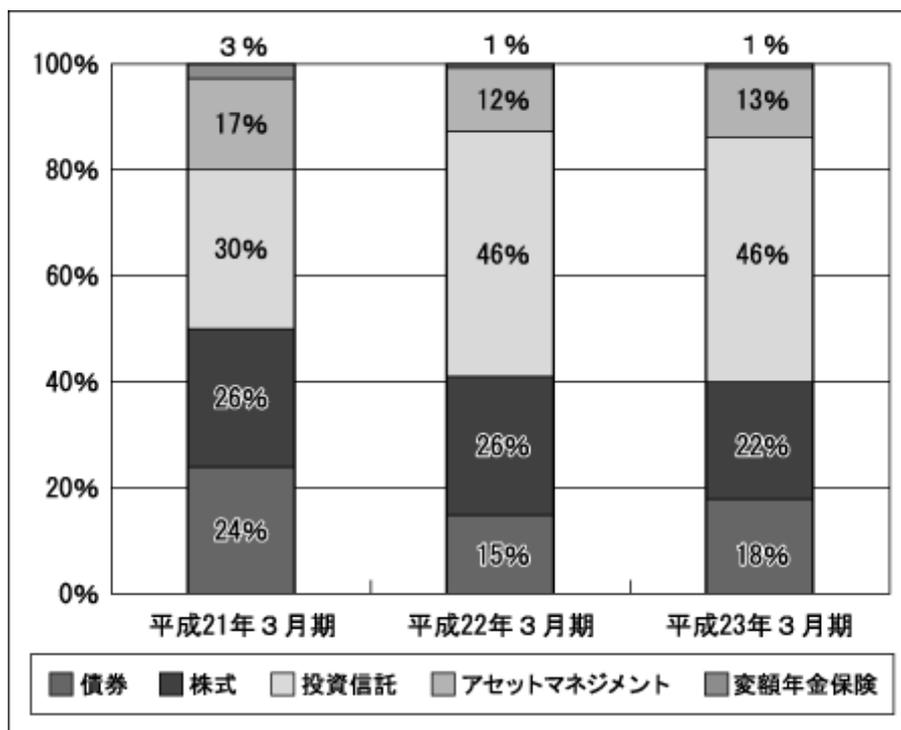
平成22年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、投信募集手数料の増加などにより、平成21年3月期の2,919億円から33%増加し、3,883億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、人件費等の増加により、平成22年3月期の2,749億円から6%増加し、2,912億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の2,736億円とほぼ横ばいの2,749億円となりました。

税引前当期純利益は平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ182億円、1,134億円、1,012億円となりました。

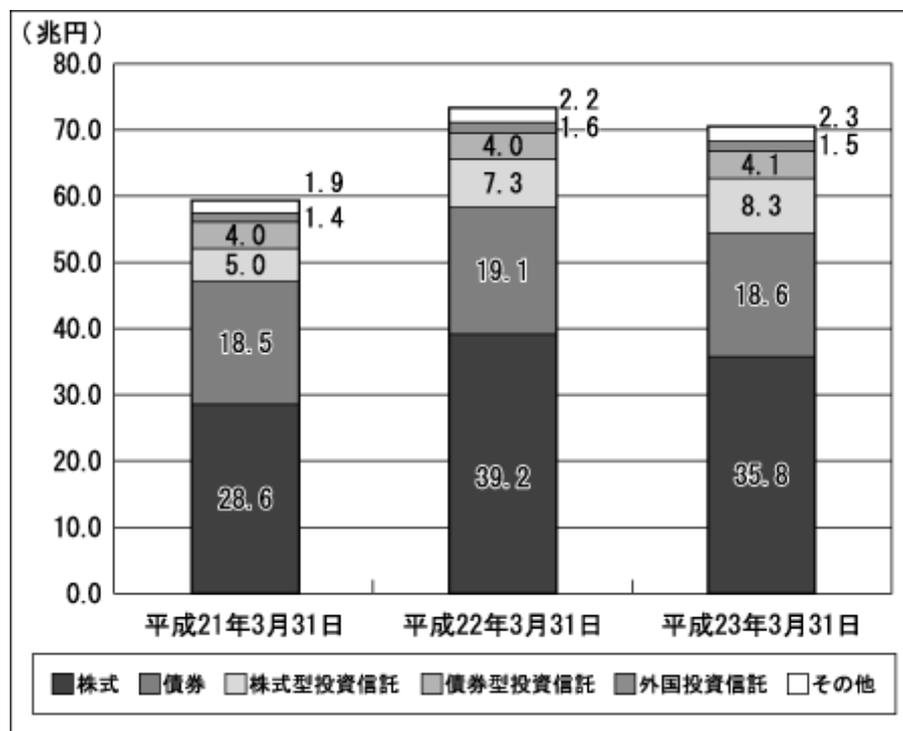
下のグラフは、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成比を示しています。



上記のとおり、平成23年3月期は、投資信託関連とアセットマネジメント関連の収益構成比は、59%と前期並みの水準となりました。株式関連の収益構成比は、26%から22%に減少しました。債券関連の収益構成比は、外債の販売が増加したことなどにより、15%から18%に増加しました。また、変額年金保険の代理店手数料の構成比は1%と前期並みの水準となりました。

営業部門顧客資産残高

下のグラフは、平成21年3月末、平成22年3月末、平成23年3月末の営業部門顧客資産残高と、その内訳を示しています。なお、営業部門顧客資産残高は、顧客からの預かり資産と変額年金保険契約資産残高からなります。



平成23年3月末の営業部門顧客資産残高は、東日本大震災の影響によるマーケットの下落などにより、平成22年3月末の73.5兆円から70.6兆円に減少しました。平成23年3月末の投資信託残高は、平成22年3月末の12.9兆円から8%増加し、13.9兆円となりました。その内訳は、1.4兆円の資金流入と0.4兆円の運用減によるものです。

平成22年3月末の営業部門顧客資産残高は、主に株式資産の増加により、平成21年3月末の59.3兆円から14.2兆円増加し、平成22年3月末には73.5兆円になりました。平成22年3月末の投資信託残高は、平成21年3月末の10.4兆円から25%増加し、12.9兆円となりました。その内訳は、0.8兆円の資金流入と1.7兆円の運用増によるものです。

アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、野村アセットマネジメントを中心に、野村証券を含む証券会社や銀行、ゆうちょ銀行・郵便局を通じて販売される投資信託の開発・運用や、内外の年金その他の法人顧客に対する投資顧問業を行い、投資信託の運用報酬や投資顧問報酬を受け取っています。

アセット・マネジメント部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
金融収益以外の収益	56,463	68,280	76,269
純金融収益	3,326	2,085	4,475
収益合計（金融費用控除後）	59,789	70,365	80,744
金融費用以外の費用	52,409	51,771	55,691
税引前当期純利益	7,380	18,594	25,053

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、継続的な資金流入による運用資産残高の増加などにより、平成22年3月期の704億円から15%増加し、807億円となりました。

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、株価上昇により運用資産残高が増加したことなどにより、平成21年3月期の598億円から18%増加し、704億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、平成22年3月期の518億円から8%増加し557億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の524億円から1%減少し518億円となりました。

税引前当期純利益は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ74億円、186億円、251億円となりました。

下の表は、平成21年3月末、平成22年3月末、平成23年3月末のアセット・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

	(単位：十億円)		
	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
野村アセットマネジメント	19,993	23,292	27,034
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	1,634	1,525	2,824
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント	1,049	1,107	1,841
プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ	600	578	538
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーズ・アメリカ	216	240	196
ノムラ・アセット・マネジメント・Deutschland KAG mbH	172	220	294
単純合計	23,663	26,962	32,727
グループ運用会社間の重複資産	△ 3,432	△ 3,518	△ 8,014
合計	20,231	23,444	24,713

アセット・マネジメント部門の運用資産は、平成23年3月末で24.7兆円となっており、平成21年3月末比で4.5兆円の増加、平成22年3月末比で1.3兆円の増加となりました。

投資信託ビジネスでは、通貨選択型ファンドを中心に資金流入が継続しました。投資顧問ビジネスでは、海外顧客を中心に受託残高が増加しました。平成23年3月末において、野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、資金流入の継続などにより、前期比1.3兆円増（9%増）の15.9兆円となりました。その内訳は、1.7兆円の資金流入と0.5兆円の運用減によるものです。個別ファンドでは、「野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（バスケット通貨選択型）」、「野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨選択型）」、「野村日本ブランド株投資（通貨選択型）」などの残高が増加しました。平成22年3月末の国内投資信託残高は、前期比1.7兆円増（13%増）の14.7兆円でした。その内訳は、0.4兆円の資金流出と2.1兆円の運用増によるものです。

下の表は、平成21年、平成22年、平成23年のそれぞれ3月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア（純資産残高ベース）を示しています。

野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
公募投資信託合計	22%	20%	22%
株式型投資信託	16%	15%	17%
公社債型投資信託	44%	43%	43%

ホールセール部門

平成22年4月にホールセール部門を新設したことにより、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキングの連携が強化され、多くの協業案件の実現につながるなど、市場における当社の存在感は向上しました。

ホールセール部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
金融収益以外の収益	△ 146,522	763,567	534,094
純金融収益	△ 17,108	25,964	96,442
収益合計（金融費用控除後）	△ 163,630	789,531	630,536
金融費用以外の費用	553,695	614,349	623,819
税引前当期純利益（△損失）	△ 717,325	175,182	6,717

平成23年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、ギリシャをはじめとする欧州各国の政府債務問題に端を発した金融市場混乱の影響により、平成22年3月期の7,895億円から20%減少し、6,305億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、業績に応じた人件費のコントロールに努めたものの、上期に海外ビジネス拡大のための投資を進めたことにより、平成22年3月期の6,143億円から2%増の6,238億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ△7,173億円、1,752億円、67億円となりました。

グローバル・マーケット

当社は、長年にわたって主に国内外の機関投資家を対象として、債券・株式や為替およびそれらの派生商品のセールスとトレーディングをグローバルに展開してきました。近年では、多様化・複雑化するお客さまのニーズに応えるため、トレーディング能力と商品組成能力の強化に取り組み、国内外機関投資家のみならず、営業部門およびアセット・マネジメント部門にさまざまな高付加価値商品を提供すると同時に、インベストメント・バンキング部門とも協働し、付加価値の高いソリューションを提供しています。

また、国内外の機関投資家に加えて、国内の富裕層・諸法人や地域金融機関、国内外の政府機関や金融機関・事業法人などと強固な関係を構築しております。これにより、お客さまが現在どのような商品をお求められているかを把握し、そのニーズに合わせた商品を国内外のプロダクトラインにおいて迅速に開発・提供することが可能となっております。

	(単位：百万円)		
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
収益合計（金融費用控除後）	△ 157,254	658,441	518,788
金融費用以外の費用	417,387	486,433	499,300
税引前当期純利益（△損失）	△ 574,641	172,008	19,488

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の6,584億円から5,188億円となりました。フィクスト・インカムの平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の3,080億円から2,598億円となりました。エクイティの平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の3,528億円から2,273億円となりました。国内外の金融市場混乱の影響を受けた厳しいビジネス環境ながらも、顧客基盤の拡大と商品の拡充に取り組んだ結果、顧客とのビジネスに係る収益は堅調に推移しました。フィクスト・インカムビジネスでは、これまで収益の柱であった金利およびクレジットに加え証券化商品および為替の貢献度が高まるとともに、米国やアジアからの収益が拡大するなど、商品と地域の両面から収益源の多様化がすすみました。エクイティビジネスでは、海外の株式等のリサーチ体制および注文を執行するための基盤・体制の整備により、エグゼク्यूション・サービスが収益に貢献しました。国内では、東日本大震災の際も十分な流動性を供給したことから、従来と比較して高い市場シェアを獲得しました。

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成21年3月期の△1,573億円から6,584億円となりました。フィクスト・インカムの平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成21年3月期の△2,172億円から3,080億円となりました。エクイティの平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成21年3月期の989億円から3,528億円となりました。平成20年10月のリーマン承継に伴うビジネス基盤の拡大による成果が現れ始め、国内に加え、欧州およびアジアにおいてお客様からの株式・債券関連の取引が拡大しました。エクイティビジネスでは、これまでの日本株に加え欧州株、アジア株等のサービスを展開するとともに高度なテクノロジーを活用したサービスをお客様に提供することでお客様層を拡大することができました。フィクスト・インカムビジネスにおいても、米国のプライマリー・ディーラー資格を再取得するなど、ワールドクラスの商品やサービスを提供するための体制整備を進めました。このようにグローバル・マーケットでは、顧客取引を重視し、地域的にもバランスの取れた収益構造の構築に取り組んでおります。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、ビジネス拡大のためのインフラ整備等の費用の増加により、平成22年3月期の4,864億円から3%増加し、4,993億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、主に支払手数料および人件費の増加により、平成21年3月期の4,174億円から17%増加し、4,864億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ△5,746億円、1,720億円、195億円となりました。

インベストメント・バンキング

当社は、引受、アドバイザー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A/財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。また、グローバルでのオーダーメイド型サービス提供による、顧客との強固な長期的な関係を構築することを追求しております。

	(単位：百万円)		
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
インベストメント・バンキング（グロス）	87,559	196,076	185,011
その他部門等へのアロケーション	△ 24,060	△ 77,154	△ 82,623
インベストメント・バンキング（ネット）	63,499	118,922	102,388
その他	△ 69,875	12,168	9,360
収益合計（金融費用控除後）	△ 6,376	131,090	111,748
金融費用以外の費用	136,308	127,916	124,519
税引前当期純利益（△損失）	△ 142,684	3,174	△ 12,771

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の1,311億円から1,117億円と減少しました。平成23年3月期のインベストメント・バンキング（ネット）は、平成22年3月期の1,189億円から1,024億円に減少しました。平成23年3月期のその他は、平成22年3月期の122億円から94億円に減少しました。平成23年3月期の国内における投資先企業などの売却益は111億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却損は34億円となり、評価益は146億円となりました。主に住宅用不動産投資・レジャー・公益分野における投資案件において、売却益および評価益を計上しましたが、メディア分野における投資案件においては、売却損を計上しました。

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成21年3月期の△64億円から1,311億円となりました。平成22年3月期のインベストメント・バンキング（ネット）は、日本の大手金融機関、事業会社による多くのエクイティ・ファイナンス案件等の獲得により、平成21年3月期の635億円から1,189億円に増加しました。平成22年3月期のその他は、主に投資先企業の売却益および既存の投資先企業の業績回復による評価益などにより、平成21年3月期の△699億円から122億円となりました。平成22年3月期の国内における投資先企業などの評価益は48億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は6億円となり、評価益は84億円となりました。投資環境が回復したことにより、主に住宅用不動産投資、再生可能エネルギー・公益分野における投資案件において、売却益および評価益を計上しました。平成21年3月期の国内における投資先企業などの売却益は420億円となり、評価損益は780億円の損失となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は67億円となり、評価損益は157億円の損失となりました。小売・ビジネスサポートサービス分野における投資案件における売却益があったものの、メディア・航空機リース・廃棄物処理・再生可能エネルギー分野における投資案件において公正価値が下落しました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、業績に応じた人件費のコントロールに努めたことにより、平成22年3月期の1,279億円から3%減少し、1,245億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、主に専門家報酬の減少により、平成21年3月期の1,363億円から6%減少し、1,279億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ△1,427億円、32億円、△128億円となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 21セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

その他の経営成績は、平成21年3月期、平成22年3月期、平成23年3月期、それぞれ△654億円、△2,113億円、△228億円の税引前当期純損失となりました。なお、平成23年3月期に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益93億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益205億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失66億円がその他の業績に含まれております。

地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、税引前当期純利益（損失）については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 21セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (4) 流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記] 3 金融商品の公正価値および4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR)を採用しております。

(1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

(2) VaRの実績

	平成22年3月31日 (億円)	平成23年3月31日 (億円)
株式関連	26	18
金利関連	44	41
為替関連	105	45
小計	175	104
分散効果	△ 50	△ 41
バリュアットリスク (VaR)	125	63

	平成23年3月期		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	136	60	91

2 【対処すべき課題】

新興国の牽引により回復傾向を強めた世界経済は、中東の不安定な情勢や欧州における財政危機、また3月に発生した東日本大震災の影響等により、先行きに不透明感が増しております。このような経営環境の下、当社は、健全なマーケットを通じて円滑な資金融通の場を安定的に提供するという社会的役割を全うすべく、グローバルに強化されたビジネス基盤を活用して国内外のお客様のニーズにお応えするとともに、更なる顧客基盤の拡大とマーケットシェアの増大を目指し、引き続き経営資源を集中的に投入してまいります。加えて、市場環境に即したビジネスの取捨選択、業務プロセスの徹底的な見直しを通じた一段のコスト削減を継続的に進めてまいります。そのための課題、取り組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、お客様の多様化、高度化するニーズに対応するために、対面、インターネット、コールセンター等を通して提供する金融商品、サービスの充実を図ってまいります。コンサルティング営業を更に推し進め、お客様のニーズに沿ったワールドクラスの質の高い商品・サービスを提供していくことで、野村グループが、引き続きお客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、個人投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。日本とアジアに高い競争力を持つワールドクラスの運用会社として、運用パフォーマンスの向上を目指すとともに、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

グローバル・マーケット・ビジネスにおいては、野村グループにおける商品供給基地としての役割を果たすため、更なる商品開発力の強化を進めるとともに、収益性の向上を目指してまいります。グローバルな注文執行インフラやビジネス基盤の活用により、お客様へ付加価値の高い商品を提供してまいります。フィクスト・インカムにおいては、グローバルなマーケティング体制およびトレーディング力・商品開発力を強化してまいります。エクイティにおいては、ワールドクラスのリクイディティ・プロバイダー（流動性の提供者）を目指してまいります。また、フィクスト・インカムとエクイティの更なる密接な連携を図ることにより、リサーチ力、販売力およびリスクマネジメントの分野において、シナジー効果を一層高めてまいります。

インベストメント・バンキング・ビジネスにおいては、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネス等の拡大に取り組み、収益源の多様化を進めてまいります。日本のビジネス基盤を維持・拡大しつつ、日本以外の地域におけるビジネス基盤を融合することで、ワールドクラスのサービスを提供する投資銀行の地位を確立することを目指してまいります。

以上の取り組みを確かなものとするため、部門間の連携を更に強化してまいります。国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の安定と更なる拡大・発展に尽力するとともに、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

[その他の課題]

当社は、持続的な成長を支える経営基盤の更なる強化・充実に取り組んでまいります。

規制環境・監督への対応については、引き続き資本規制の見直しをはじめとした規制の動向を注視し、備えを進めてまいります。特に平成22年末から順次、バーゼルⅢの内容が公表されており、対応を鋭意進めてまいります。

リスクマネジメントについては、グローバルなリスク管理の一層の強化が必要であり、事後計測型のリスク管理体制ではなく、事前予測型のリスク管理体制を構築しています。経営トップ自らがリスクマネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下す体制の拡充に努めてまいります。

また東日本大震災を契機として、危機発生時の管理体制および業務継続プランの重要性を再認識しております。システムインフラやバックアップ体制をはじめとした、危機管理体制の更なる強化を進めてまいります。

コンプライアンスについては、業務が国際化する中で、ますますその重要性が高くなっていると認識しております。法令の遵守にとどまらずこれを幅広く捉え、グローバルでの管理体制の構築およびグループ全体の体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

人事については、優秀な人材こそが資産と考え、顧客重視の基本的な考え方のもと、総合的な成果主義に基づいてグローバルに統一した人事制度を通じ、お客様にご満足いただける総合サービスを提供できるプロフェッショナルな集団を作ってまいります。

3 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、提出会社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも当社に悪影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日（平成23年6月30日）現在において判断したものです。

当社のビジネスは日本及び世界のあらゆる金融市場、経済情勢および市場の変動により重大な影響を受ける可能性があります

過去数年間にわたり、日本及び世界の市場動向や経済情勢は急激に、かつ一定の期間において極めて悪い方向に変化しました。とりわけ、平成20年から21年の初めにかけて、金融サービス業、グローバルな証券市場および先進国を中心とする実体経済は、世界的な金融危機により大きく影響を受けました。平成22年の世界経済は各国の拡張的な財政・金融政策により成長しましたが、世界市場はユーロ圏の周縁国における経済および構造上の問題や、中東等一部地域における不安定な政情など新たな困難に直面しており、中長期的な経済見通しも不透明な状況が続いています。

金融市場や経済は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクまたはイベント、自然災害などによっても影響を大きく受けます。例えば、当社の母国市場である日本においては景気の低迷が長らく続いていますが、平成23年3月に起こった東日本大震災の直接的および間接的な影響（原子力発電所の損壊およびそれに伴う電力不足、サプライ・チェーンの混乱等）により今後更に悪化する可能性があります。金融市場や経済の低迷が長期化した場合、当社のビジネスに悪影響がおよび、結果として大きな損失が発生する可能性があります。金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、日本および当社がビジネスを行う他の各国・地域における政府・金融当局による財政および金融政策についての変更やその他ビジネス環境の変化が当社のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。当社のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

当社の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

市場が低迷すると、当社が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入も減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、当社は顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、当社がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

当社の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、当社の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務からの収入は、当社が取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、当社の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合にはこれらの収入が減少する可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

当社は自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。当社のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、中には金利、クレジット、株式、通貨、商品取引などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に悪影響を与える場合があります。当社が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、当社が損失を被る可能性があります。また、当社が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒されることとなる可能性があります。そのため、当社はさまざまなヘッジ方法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、資産の価格変動により、損失を被る可能性があります。また、平成20年秋の金融危機発生時のように、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が当社の予測していない動きをした場合には、当社は損失を被る可能性があります。

当社のビジネスはボラティリティ水準の変化に影響を受けており、または受ける可能性があります。当社のトレーディングビジネスの一部は、市場のボラティリティ変化により作り出されるトレーディングや裁定取引の機会に影響を受けることから、ボラティリティの低下によって取引機会が減少した場合は、これらのビジネスの結果に悪影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあります。これによりバリュエーション・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、当社がマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って負担するリスクが増加し、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジション残高または取引量を減らすことがあります。

さらに当社は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。また、当社が投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定・保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがあります。当社は市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、当社が担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落によって当社自身の資金調達コストの上昇およびそれに伴う収益性の低下を招く可能性があり、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性があります。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、当社が大きな損失を被る可能性があります

マーケット・メイクやブロックトレード、引受業務あるいは証券化商品の組成もしくは第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り等の業務においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することによりリスクが高まり大きな損失を被る可能性があります。当社は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券に大口のポジションを保有することがあります。加えて、商業用不動産担保証券などの資産担保証券についても市場価格が変動すると、当社が大きな損失を被る可能性があります。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、当社の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。この結果、当社が当該市場において資産を売却、ヘッジ、または資産価格を観測することが困難になる可能性があります。

す。特に店頭デリバティブ等においてはポジションの全てを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、流動性が低下した市場において資産価格を観測することができない場合、予期しない損失を生じることがあります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

当社はさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、当社は損失を被る可能性があります。当社のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし当社は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、平成20年秋の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

当社のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための当社の方針や手続が、十分な効果を発揮しない場合があります。当社のリスク管理方法の一部は過去の金融市場動向に基づいています。過去の金融市場動向が将来的に同様のものとなるわけではありません。その結果、過去の金融市場動向が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには大きな損失を被る可能性があります。また、当社が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または当社が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。また、市場の変動などにより当社の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の当社のビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがあります。

また、当社が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、当社の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、当社の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、当社の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、当社の顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります。

当社は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、当社が適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みです。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、当社の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとして扱われます。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失が認識される可能性があります。その場合、当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

流動性リスクによって当社の資金調達能力が損なわれ、当社の財政状態が悪化する可能性があります

流動性、すなわち必要な資金の確保は、当社のビジネスにとって極めて重要です。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、当社は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマース・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な流動性の確保に努めています。しかし、当社は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。

その内容は以下のとおりです。

当社が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

当社は、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期の債券発行市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、当社の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、当社がビジネスを行うために必要とする資金調達につき、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷に伴う当社の営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドの拡大による当社の資金調達コストの上昇を招くような金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通しなど、当社に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。

当社が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

当社は、当社のビジネスに必要な無担保短期資金調達につき、主にコマース・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入を利用しています。これらの借入れの継続的な借り換えは、当社の流動性管理において極めて重要です。当社が発行したコマース・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になった時に新たな資金調達（借り換え）に応じる義務を負っているわけではありません。不足分が発生した場合でも、当社は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性があります。

当社が資産を売却できなくなる可能性があります

当社が債券発行市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、当社は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、当社は資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは当社が保有する資産の流動性低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に当社の経営成績や財政状態に悪影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、当社の資産売却に悪影響を及ぼすことがあります。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

当社の資金調達コストや債券発行市場の利用は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は当社の格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。このような場合、当社の資金調達コストが上昇し、債券発行市場の利用が制約される可能性があります。その結果、当社の経営成績や資金調達に悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、当社に固有でない要因によっても、当社の資金調達コストが上昇する可能性があります。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成13年9月11日の米国同時多発テロ、平成19年以降の米国サブプライム問題、平成20年秋の金融危機、また平成23年3月の東日本大震災などの一般的に重大と考えられる事象に限らず、より個別具体的に当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

- ・主要格付機関による、当社のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・当社のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、法律その他関連規則の突然の変更
- ・当社が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために当社が受取るべき対価を受取れないこと、または当社がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産、行政処分、詐欺的行為等

当社に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

当社の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、当社に対して債務を負担することがあります。これら取引先が法的倒産、信用低下、流動性の不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象による制約など、様々な理由で債務不履行に陥った場合、当社は大きな損失を被る可能性があります。

信用リスクは、次のような場合からも生じます。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など当社の取引相手の債務不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブの取引

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、当社に悪影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しております。その結果、ある金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問

題や損失、債務不履行につながり、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった当社が日々取引を行っている金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や当社に悪影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性問題や支払能力の危機に直面した場合、当社の資金調達にも悪影響を及ぼす可能性があります。

当社の信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

当社は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、当社が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性があります。さらに、当社が担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足する可能性があります。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

当社の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から当社に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもあります。現地市場における混乱や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として当社に対する債務の履行に悪影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争状態にあり、急速に統合が進んでいます

当社のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くと思われれます。当社は、取引執行や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、昨今は、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。平成16年12月1日から施行されている証券取引法の改正（平成19年9月30日より金融商品取引法に改名）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となりました。また、平成21年6月から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増しています。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、当社のシェアに影響を及ぼしています。

金融業界の国内外の統合の進展は当社にとって競争の激化を意味します

近年、金融業界において金融機関同士の統合が多くみられるようになりました。特に、大手の商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関が証券会社を設立・買収し、あるいは国内外の金融機関との業務提携や統合を進めています。こうした業務提携や統合により、証券会社と銀行がグループ一体となって、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品・サービスの提供が可能となりつつあります。また、これら金融機関グループは、こうした幅広いサービスの提供によって、当社との比較で競争力が高まる可能性があります。これらの金融機関グループは、市場シェアを獲得するために、

商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。このため、これらの統合された金融機関グループの事業拡大により、当社の市場シェアが低下する可能性があります。

当社の海外ビジネスの拡大の成否は、海外における金融機関との競争に打ち勝つことができるかにかかっています

当社は、海外に多くのビジネス機会およびそれに伴う競争が存在するものと考えています。当社がこれらのビジネス機会を有効に活用するためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関との競争に打ち勝たなければなりません。これらの金融機関のいくつかは当社に比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な現地拠点を有し、現地における長い営業実績を誇っています。当社は海外ビジネスの強化のため、平成20年にリーマンの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行っております。海外ビジネスの拡大・強化は、当社のグローバルなビジネス展開に極めて重要ですが、当該拡大・強化を果たせず、当社のグローバルな経営戦略に悪影響を与える可能性があります。

オペレーショナル・リスクの顕在化によって業務の継続が困難となった結果、当社の収益機会が制限され、著しい損失を被る可能性や当社が行政処分を受ける可能性があります

当社は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、当社は経済的損失、事業の中断、関係者からの提訴、監督官庁による行政処分、レピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・有価証券の取引の実行、確認または決済を実行しないリスク
- ・役員や従業員が正確な事務処理を怠るリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- ・当社または第三者のコンピュータシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、もしくはコンピューターウイルスによるリスク
- ・策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、当社の施設やシステムが被災し、あるいは業務の継続が困難になるリスク
- ・新型インフルエンザ等の流行病により業務遂行に支障が生じるリスク

当社のビジネスは、重大なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

当社が重大な法的責任を負うことまたは当社に対する行政処分がなされることにより、財務状況が悪化し、または当社のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通しや経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、当社や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが当社のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

当社は様々な法的責任を負う可能性があります

当社は、ビジネスにおいて様々なリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、当社との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびに当社の財務アドバイザー業務やマーチャント・バンキング業務に関する法的賠償請求等が含まれます。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、当社に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもありえます。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあ

り、訴訟により当社のレピュテーションが悪化する可能性もあります。さらに、違法行為にあたと断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

当社に適用のある様々な規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。当社は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、当社のビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性があります。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、当社の顧客及び当社と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて当社の活動を制限することがあります。また、当社は法令諸規制を遵守するための対策を講じておりますが、全ての法令諸規制に抵触することを防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消などの処分を受ける可能性があります。当社が行政上または司法上の処分を受けた場合、当社のレピュテーションが悪化する可能性があります。また、それらの処分により、顧客、特に公的機関が当社との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、当社がビジネスの機会を喪失する可能性があります。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進捗が、当社のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります

当社のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、当社は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。例えば、日本の金融制度の安定と透明性を高めるとともに、投資家保護を確実にを行うことを目的とする金融商品取引法の改正が国会を通過し、一部を除き平成23年4月1日から施行されています。同改正は、当社もその対象とされるグループ規制を導入し、一定規模を上回る金融商品取引業者およびその親会社の一部に対し、連結自己資本規制を導入するとともに、財務状況の報告等を求めることにより、その監督を強化しています。さらに、金融庁は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、平成23年4月1日より適用しています。本改正には、当社を含む指定親会社グループの報酬体系に対する規制が含まれ、役職員による過度のリスク負担を軽減すること等が意図されております。

さらに、平成20年秋の金融危機を受けて、将来の危機に備えて金融システムの安定性と金融セクターの強靱性を高めるため、G-20首脳会合における政策的合意を基に、国際合意をもって、または各国において、様々な金融規制改革が進行しています。例えば、米国におけるドット・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策が挙げられますが、これらの規制強化策（金融関連課税を含む）が当社及び金融業界全体にもたらす影響は重大なものになりうると考えられます。しかし、各種の政策対応や制度改正は進行中であり、現状、その影響度を正確に予測することは困難です。

加えて、会計基準や連結自己資本規制・流動性比率に関する規制の変更が、当社のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社は、最終指定親会社に対して適用される、バーゼルⅡに沿って金融庁が定める連結自己資本規制に関する告示に基づいて、連結自己資本規制比率を算出しております。バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によるバーゼルⅢと呼ばれる新しい自己資本・流動性比率規制については、これに基づく金融庁の規制強化の具体的な内容はまだ決定されていませんが、新たな規制が施行された場合、当社の連結自己資本規制比率は低下する可能性があり、また、当社の資金調達コストが上昇する、あるいは当社のビジネス、資金調達活動や当社の株主の利益に悪影響を及ぼす資産売却、資本増強もしくは当社の

ビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。なお、バーゼルⅢに加え、金融当局が認定するグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する追加的な自己資本規制等が金融安定理事会（FSB）およびバーゼル委員会において検討されており、当社がG-SIFIsの対象となる場合、上記のコスト負担や影響が加重される可能性があります。

法的規制の変更により、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、当社の経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上しております。今後、法人税率の引下げ等の税制改正や会計原則の変更がなされた場合には、当社の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額を減額する可能性があります。その結果、当社の経営成績および財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

従業員、取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為や詐欺により、当社のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。

当社は、従業員や取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為というリスクに晒されています。当社の従業員、取締役、執行役または執行役員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引等の従業員、取締役、執行役、執行役員による非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれ、その結果、当社が行政処分を受けたり法的責任を負う可能性、もしくは当社のレピュテーションや財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、これらの不正行為を防止または発見するための対策を講じておりますが、従業員、取締役、執行役、執行役員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為の結果として当社に対する行政上または司法上の処分が行われれば、当社は一定期間、ビジネス機会を喪失する可能性があります。また、顧客、特に公的機関が当社との取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、ビジネス機会を喪失する可能性があります。

また当社が投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを行う場合に、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。当社は幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。これらによる損失が多額になる可能性があります。また当社に対する信頼が損なわれる恐れもあります。

当社の保有する個人情報の漏洩により、当社のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

当社は業務に関連して顧客から取得する情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられています。

当社は個人情報保護法及び関連する諸法令やガイドライン等に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、当社のビジネスに様々な点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の漏洩により顧客に損失が生じた場合には、当社は顧客からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応

として行うセキュリティ・システムの変更、または当社のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、当社に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりする可能性があります。

提出会社は持株会社であり、提出会社の子会社からの支払に依存しています

提出会社は、配当金の支払や負債の支払の資金として、提出会社の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。法規制などにより、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような法規制の適用を受けています。これらの法規制は提出会社の債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性があります。

プライベート・エクイティ投資において当社が期待収益を実現できない可能性があります

当社は国内および海外で100%子会社およびファンドの第三者持分のある他の連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開しています。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性があります。また、当社が期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

投資持分証券を当社が期待する時期または期間に売却できない可能性があります

当社は多額の投資持分証券を保有しています。投資持分証券とは、当社が保有する関連会社以外の株式で現在および将来の取引関係拡大を目的に長期的に保有している証券をいいます。これらの投資持分証券の大部分は日本の上場企業の株式です。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが当社の損益に大きな影響を与えます。日本の株式市場の環境によっては、当社はこれらの株式を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

当社は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、当社が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと当社が判断したときには、当社是对應する会計年度に減損を認識しなければなりません。

当社が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

当社は、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があります。さらに、当社が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。当社が提供したこれら商品に損失が生じた場合、当社は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては当社が保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要]」をご参照ください。

なお、「第2 [事業の状況] 2 [対処すべき課題] および3 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積り

財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、税金の見積り、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により特定の適用が要求される場合と、当社が公正価値オプションが選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の主な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など限定的な状況で使用されます。

編纂書820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって三段階のレベルに分類されます。

レベル1

測定日現在の当社が取引可能な活発な市場における個別の資産や負債の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

各金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1のデータ、レベル2のデータならびにレベル3のデータを使用して算定されている場合は、レベル3のデータに有意性がある場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察できない一部の重要なデータによって決まります。例えば、取引が活発ではない市場で取引される一部の金融商品がこうしたケースに該当します。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、金融商品の取引件数が少ない、直近の取引価格の提示がない、市場での取引価格と時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている、公開されている情報が少ない、などが挙げられます。観察不能なデータには、デリバティブ取引ではボラティリティリスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能なデータとして考えられます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

毎期経常的に公正価値評価される資産のうち、デリバティブを除いた資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、平成23年3月31日現在で5%となりました。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保と の相殺	合計	レベル3 比率
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	7,715	7,509	723	—	15,947	5%
デリバティブ資産	698	15,664	557	△ 15,428	1,491	
デリバティブ負債	757	15,903	573	△ 15,577	1,656	

詳細につきましては「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕2 会計方針の要旨：プライベート・エクイティ事業 および 5 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

デリバティブ取引

当社は、トレーディング目的およびトレーディング以外の目的のため、先物取引、先渡取引、スワップ、オプション取引を含むさまざまなデリバティブ取引を行っています。全てのデリバティブは公正価値で評価され、公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書で認識されます。

法的に拘束力のあるマスター・ネットリング契約を交わしたデリバティブの公正価値は、当社の連結貸借対照表では相殺して表示しております。加えて、現金担保の請求権または現金担保の返還義務はそれぞれ、相殺されたデリバティブ負債またはデリバティブ資産と相殺されております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、通常取引所価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブの資産および負債は次のとおりであります。

	平成23年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	224	334
店頭取引デリバティブ	1,267	1,322
合計	1,491	1,656

	平成22年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	901	990
店頭取引デリバティブ	1,135	1,170
合計	2,036	2,160

平成22年3月31日および平成23年3月31日現在における、契約上の残存満期年限ごとに分類した店頭取引デリバティブ資産および負債の公正価値は次のとおりであります。

	平成23年3月31日 (十億円)							異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	満期年限					異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計		
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超				
店頭取引デリバティブ資産	512	598	717	575	1,424	△ 2,559	1,267		
店頭取引デリバティブ負債	713	768	612	681	1,369	△ 2,821	1,322		

	平成22年3月31日 (十億円)							異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	満期年限					異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計		
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超				
店頭取引デリバティブ資産	720	621	727	428	1,426	△ 2,787	1,135		
店頭取引デリバティブ負債	1,157	689	733	505	1,250	△ 3,164	1,170		

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合の相殺の金額を表示しております。同じ満期間の相殺はその年限内にて相殺しております。また、同じ取引相手先との現金担保の相殺を含んでおります。

デリバティブ取引の公正価値にはクレジットリスクに対する調整を含んでおり、これにはデリバティブ資産へのカウンターパーティークレジットリスクとデリバティブ負債への自社クレジットが含まれます。

当社はポジションのクレジットリスクを軽減する目的でデリバティブ取引を行っており、このようなポジションとデリバティブのクレジットリスクの変動に関する損益を一体として認識しております。当社はクレジットリスクを伴う多様なデリバティブ取引を行っており、このなかにはモノライン（金融保証会社）に関するエクスポージャーが含まれております。詳細につきましては、以下のモノライン（金融保証会社）をご参照ください。

デリバティブ負債に関する自社クレジットの変化による影響額は平成23年3月期において20十億円の利益となりました。

のれん

米国会計原則では、レポーティングユニットごとに配分する事を義務付けており、最低年一回、減損判定を実施することが規定されております。各レポーティングユニットの評価に使用される仮定には、将来キャッシュフローおよびそのキャッシュフローを現在価値に割引く株主資本コストの見積もりが含まれます。

減損判定は、事業セグメントの一つ下のレベルで行われております。

各国の資本市場では、経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在します。経済情勢および相場環境の悪化は結果として経営成績の低下につながる可能性があります。この経営成績の低下や株主資本コストの見積もりの増加はレポーティングユニットの見積公正価値または関連するのれんの低下につながり、関連するのれんの一部が減損損失として将来の損益に計上される可能性があります。

一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は特別目的事業体やモノライン（金融保証会社）などの取引先に対しエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅不動産ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券、その他証券化商品が含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成23年3月31日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	平成23年3月31日				
	合計残高	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ
商業用不動産ローン担保証券(2) (CMBS)	107,349	11,437	—	13,474	82,438
住宅不動産ローン担保証券(3) (RMBS)	362,752	12,419	—	20,854	329,479
商業用不動産担保証券	27,665	27,665	—	—	—
その他証券化商品(4)	188,013	88,507	315	7,180	92,011
合計	685,779	140,028	315	41,508	503,928

- (1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。
- (2) 平成23年3月31日現在、アメリカにおけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン（コミットメントを含む）の26,753百万円です。
- (3) アメリカのRMBSからは、信用リスクが軽微であると考えられるため、パススルー証券および米国政府保証が付されたCMO（Collateralized Mortgage Obligation）の残高を除外しております。
- (4) その他証券化商品には、CLO(Collateralized Loan Obligations)、CDO(Collateralized Debt Obligations)、ABS(Asset-Backed Securities)(クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。

次の表は平成23年3月31日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券（CMBS）に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	平成23年3月31日								
	合計残高	AAA	AA	A	BBB	BB	B	無格付	GSE (1)
日本	11,437	5,332	1,610	—	580	1,271	—	2,644	—
ヨーロッパ	13,474	1,165	680	3,366	2,173	1,484	2,967	1,639	—
アメリカ	82,438	12,270	1,411	16,469	18,861	12,356	4,775	16,256	40
合計	107,349	18,767	3,701	19,835	21,614	15,111	7,742	20,539	40

- (1) GSEは、Government Sponsored Enterprisesの略です。
- (2) 格付は、平成23年3月31日現在のStandard & Poor's、Moody's Investors Service、Fitch Ratings LTD、株式会社日本格付研究所および株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

モノライン（金融保証会社）

下の表は、グローバル・マーケットの欧州で行っているストラクチャード・クレジット・トレーディング・ビジネスにおける格付別のモノライン（金融保証会社）に対する想定元本、グロス・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスク・リザーブおよびその他の調整、ネット・エクスポージャーおよびクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)プロテクションを表しています。なお、全額引当済もしくはヘッジ処理済のものは下記残高には含まれておりません。

(単位：百万米ドル)					
平成23年3月31日現在					
格付(1)	想定元本(2)	グロス・ エクスポージャー(3)	カウンターパーティー・ リスク・リザーブおよび その他の調整	ネット・ エクスポージャー	CDS プロテクション(4) (5)
非投資適格	5,192	1,116	850	266	167
合計	5,192	1,116	850	266	167

- (1) 平成23年3月31日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。なお、無格付のモノラインは、非投資適格に含まれております。
- (2) クレジット・デリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティー・リスク・リザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。
- (5) 上記のほかに、当社は、主にモノラインが発行する債券を含む債券バスケットを対象とする顧客取引の一環として、プロテクションの売り手となっております。平成23年3月31日現在、当社はこれらの取引による34百万米ドルのエクスポージャーを有しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成23年3月31日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)			
	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	3,276	—	3,276
ヨーロッパ	62,208	6,008	68,216
アメリカ	—	1,220	1,220
合計	65,484	7,228	72,712

特別目的事業体

当社が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受、売出、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。さらに当社は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

新しい会計基準の公表

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 2 会計方針の要旨：会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

(3) リスクについての定量・定性的開示

リスク・マネジメント

当社の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されています。当社では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しています。

グローバル・リスク管理体制

ガバナンス

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議において統合リスク管理規程を制定し、リスク管理にかかる基本理念、組織体制、リスク管理の枠組みを含むリスク管理態勢を定め、リスク管理の高度化に継続的に取り組んでいます。

リスク管理基本理念

当社では、業務運営において生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなる可能性、および収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなる可能性をリスクとして定義しています。

その上で、当社の役員及び社員等は、自らがリスク管理を行う主体であると認識し、日々の業務運営において発生するリスクに関して、適切に対処するとともに、野村グループ各社において適切にリスクを管理するほか、業務を執行する部署、リスク管理を行う部署、および内部監査を行う部署の各階層においてリスクを認識、評価した上で、適切に管理することを基本理念としています。

リスク管理の基本方針

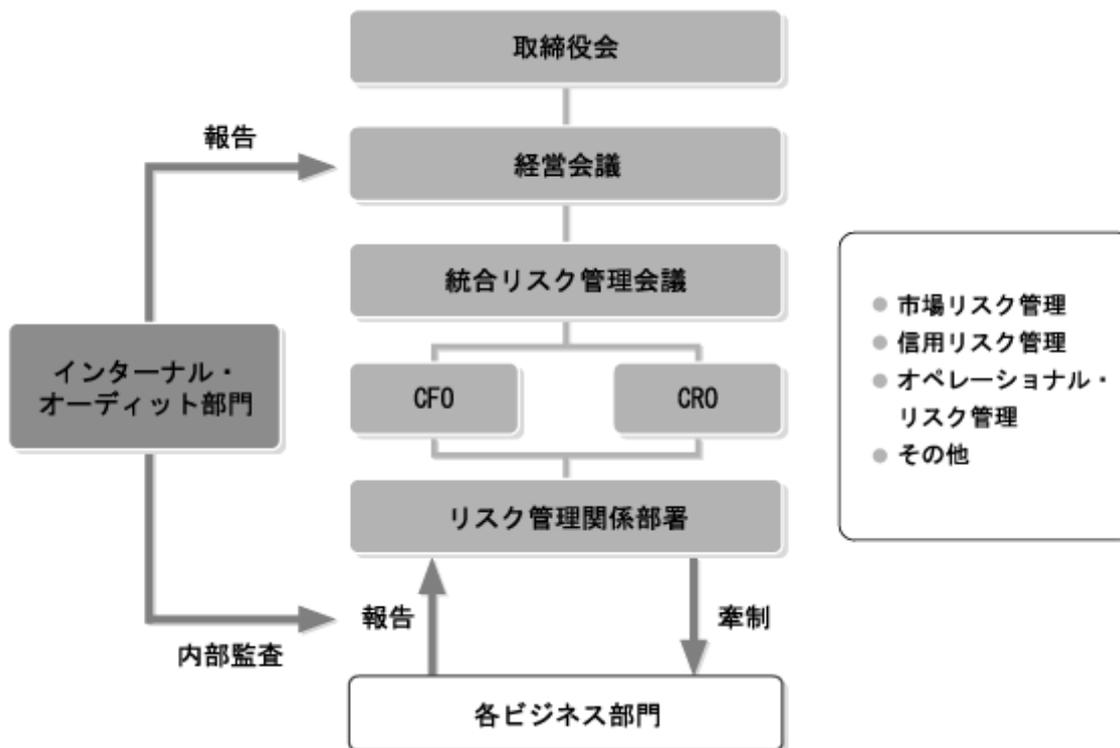
当社は、グループ全体の経営戦略、経営目標及び経営体力（財務基盤）に即したリスク許容度の基準として、リスク・アピタイトを明確に設定した上で、業務運営から生じるリスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制することをリスク管理に関する基本方針とし、業務運営において、その浸透に努めています。

当社のリスク・アピタイトは、定量的項目、定性的項目で構成されます。定量的項目として、資本十分性、資金流動性、収益性に関して基準を設定しているほか、定性的項目として、全く許容しないリスクであるゼロ・トレランス・リスク、および収益性、リスク削減手法、監視体制などを勘案し限定的に許容するリスクであるミニマム・トレランス・リスク、それぞれに関して基準を設定しています。

また当社は、可能な限り定量的な手法を用いてリスクを評価することに努め、リスク評価手法の高度化を図っています。当社では、定量的に評価したリスクを総体的に捉えたものを経済資本とし、それを自己資本の充実度の評価、資本配賦、リスク管理を行う上での主要な指標と位置付けています。なお、定量的な手法によるリスクの評価において、その補完的な手段としてストレス・テストを実施し、自己資本及び各リスクに対する影響度を分析、評価しています。

リスク管理の組織態勢

当社におけるリスク管理態勢の組織体制図、及び主要組織の概要は以下の通りです。



経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、株主価値の増大に資することを目的として、当社における経営戦略及び経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議もしくは決定します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、当社の統合リスク管理にかかる重要事項の審議もしくは決定をします。統合リスク管理会議は、グループ全体のリスク管理の中核となる組織であり、当社のリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）は、当社のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

CFOは、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。流動性リスク管理については、統合リスク管理会議が定めるリスク・アピタイトに基づくことを基本方針としております。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立した組織として構成され、グループ・リスク・マネジメント部及び野村グループ各社においてリスク管理を担当する部署又は組織をいいます。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員及び統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も行います。

リスクの分類と定義

当社では、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク。
信用リスク	債務者の信用力の低下又は債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク。
カントリー・リスク	ある国の政治、経済、法律、慣習、宗教等の固有の特性がもたらすリスク、または国家体制の変化、政策の予見可能性の低下、景気の悪化もしくは社会的混乱等により、当該国の情勢が変化することから損失を被るリスク。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク。
システム・リスク	オペレーショナル・リスクの内、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関またはその他の市場要因の変化によって発生する潜在的な損失と定義されます。当社では、主にトレーディングにおいて、このリスクに晒されています。市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。当社では、継続して市場リスクを計量的に計測・制限する手段としてバリュー・アット・リスク（VaR）を利用しております。VaRリミットは、経済資本として表現された当社のリスク・アピタイトの範囲内で設定されます。VaRに加えて、ストレス・テストや感応度分析等も市場リスクを評価・管理する手段として利用しています。

〔VaR〕

VaRは、ある一定期間に一定の信頼区間内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼区間99%、保有期間1日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれる市場リスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaRに関する前提およびその限界：VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

トレーディング・ポートフォリオ・リスク

〔バックテスト〕

当社は、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソッドロジーの調整を行います。

〔他の計測方法〕

当社は、特定のビジネスやポートフォリオのリスクについて、VaR以外の指標や、リミットによる管理を行っています。これら手法には、市場リスク・ファクターの通常の動きを基にしたポートフォリオの変化の可能性を示す感応度分析も含まれます。このような基準やリミットは、通常、特定の資産の種類、ビジネス、またはストラテジーに適用し、VaRや経済資本を補完する手段として利用されています。

〔ストレス・テスト〕

当社では、ストレス・テストにより、厳格かつ実現可能性のあるシナリオの下において発生しうる損失額を計測しています。当社では、グループ全体のリスク・アピタイトに沿ってリスクを管理する目的で、Severe Market and Economic DownturnシナリオやSevere Rates Riseシナリオ等のグローバルなクロス・リスク・クラス・シナリオから、個々のビジネス・レベルでリスクを管理するためのデスク・レベルのシナリオまでを含む、包括的なストレス・テストを実施しています。また、ストレス・テストの結果は、経済資本の計測において活用されています。なお、当社には、既にストレス・テストを担当するリスクおよびリスクITの専門家のグローバル・チームがありますが、今後も分析手段、システム、人材の開発に投資を続けます。

〔モデル・レビュー〕

プライシング・モデルは、ポジション管理を目的として、取引の評価やリスク計測のために使用されます。グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの設計や開発の担当者から独立した立場で、その有効性および一貫性を検証します。この検証のプロセスにおいて、グローバル・モデル・バリデーション・グループは、多くのファクターを分析し、個々の商品の評価およびリスク管理に対する適合性を評価します。

ノン・トレーディング・リスク

当社におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスである東証株価指数（TOPIX）の変化に対する市場感応度分析があります。

当社では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式について、直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。当社の試算では、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10%変動すると、平成22年3月末で約132億円、平成23年3月末で約141億円の損失が予想されました。なお、これは、TOPIXの引値である平成22年3月31日の978.81ポイント、平成23年3月31日の869.38ポイントに基き、

取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式全体を対象にしたシミュレーションの結果です。したがって、個々の株式の価格変動により、実際の計算結果はこの試算結果とは異なる点にはご注意ください。

信用リスク

当社では、信用リスクを、債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクと定義しています。

このような信用リスクを適切に管理するため、当社では、信用リスク管理の基本規程である信用リスク管理規程において、適切なリスク・テイクを行い十分なリターンを確保しつつ、顧客の多様なニーズに応えることが、当社の企業価値を向上させるために重要であるとの基本方針を定めています。この基本方針のもと、経営目標の達成に向けて、強固で包括的な信用リスク管理体制を構築しています。

当社では、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成23年3月末より基礎的の内部格付手法を採用しています。ただし、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位または資産区分については、標準的手法を適用しています。

〔信用リスク管理の枠組み〕

当社の信用リスク管理体制としては、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が、当社の統合リスク管理にかかる重要事項を審議もしくは決定しており、その一環として信用リスク管理規程その他の信用リスク管理に関わる重要な管理指針を定めています。また、統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める当社の戦略的なリスク・アロケーション、リスク・アピタイトに基き、当社のクレジット・リスク管理上の重要事案を審議もしくは決定しています。

当社では、CROのもと、適切な相互牽制機能を備えた組織体制を構築しています。クレジット部署は、ビジネス部門から機能的に独立した組織として、与信審査、内部格付の付与、信用集中リスクを含む信用リスク・プロファイルに関するモニタリング等を行っています。また、信用リスク管理部署は、ビジネス部門及びクレジット部署から機能的に独立した組織として、内部格付制度（後述）に関わり、手続・基準の作成、運用の監視、検証等を行っています。

信用リスク管理の妥当性については、各部門から独立したインターナル・オーディット部門による内部監査を受けています。

〔信用リスク管理の方法〕

内部格付制度

当社では、信用リスクを合理的に評価する統一的、網羅的、客観的な枠組みとして、内部格付制度を設けています。内部格付は、債務者の信用力に関する評価を示す債務者格付と、担保・保証による信用補完等を勘案した、案件毎のデフォルト発生時の回収不能リスクに関する評価を示す案件格付により構成されています。また、内部格付は、評価された信用力の程度に応じ、非デフォルト等級17段階、デフォルト等級3段階の、合計20段階に区分されています。

債務者格付は、信用リスク・アセット計測の対象となる債務者に対し原則付与しており、債務者の信用力を適切に反映するため年1回以上の定例見直しを行うほか、債務者の信用状況に重要な変化が認められる場合には、速やかに見直しを行うこととしています。内部格付の付与は、ビジネス部門から組織的・機能的に独立したクレジット部署が行うことにより、付与プロセスの健全性を確保しています。また、ビジネス部門及びクレジット部署から組織的・機能的に独立した信用リスク管理部署が、内部格付制度の妥当性等の検証を年1回以上行っています。各部門から独立したインターナル・オーディット部門は、信用リスク管理にかかる内部監査の一環として、内部格付制度全般の妥当性等についての内部監査を行います。

個別与信の管理

当社における信用リスク・アセット計測の主たる対象先は、デリバティブ取引及び証券金融取引（以下総称して、「デリバティブ等取引」という。）にかかるカウンターパーティ（取引相手先）です。

デリバティブ等取引にかかるカウンターパーティ向けの与信は、個別与信先毎に与信審査を実施の上、クレジット・リミットを設定して管理しています。取引実行後のモニタリングとしては、取引満期までの潜在的な与信相当額を日次で計測した上で、クレジット・リミットによる管理を行うと共に、適切な頻度で与信先の実態把握に努め、それに基づく債務者格付及びクレジット・リミットの見直しを実施しています。

信用リスクの削減手法

当社では、デリバティブ等取引に際し、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）の包括契約または同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約をカウンターパーティと締結します。このマスター・ネットリング契約により、カウンターパーティの債務不履行により発生しうる損失を軽減しています。

加えて、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い有価証券を必要に応じて担保として徴求することで、債務不履行により発生しうる損失を軽減しています。

【信用リスク管理の対象】

信用リスク管理の対象は、カウンターパーティ取引、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券を含む債券あるいは株式商品ならびに信用リスク管理の観点から必要と考えられるその他の商品を含みます。

【統合管理】

当社は、債務者毎に信用リスクを把握するのみならず、当該債務者と実質的に一体として信用リスクを判断すべき債務者の範囲を特定し、当該債務者グループ単位で信用リスクを把握しています。

【信用リスクの報告】

リスク・マネジメント部門は、信用リスクの状況について、適度な頻度でモニタリング・評価・分析を実施するとともに、CRO、リスク管理担当役員、統合リスク管理会議に報告を行っています。

【信用リスクの計測】

信用リスクは、グローバルに統一された方法で計量的に計測されます。また、担保や保証の効果を適切に考慮して計測されています。

〔デリバティブ等取引の取引相手に対する信用リスク〕

当社ではデリバティブ等取引の取引相手に対する与信相当額を、公正価値で日々評価される時点でのエクスポージャーと取引の満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しています。全てのデリバティブ等取引のクレジット・ライン管理はリスク・マネジメント部門により行われています。

前述のとおり、当社はデリバティブ等取引に際し、ISDAの包括契約もしくは同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約を取引相手と締結します。マスター・ネットリング契約により、取引相手の債務不履行に対するリスクを軽減するとともに同一取引相手に対するエクスポージャー相殺後のより実態に即した数値を連結財務諸表上に開示しています。また、債務不履行リスクを軽減する手当として、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として徴求することとしています。

平成23年3月31日における当社のトレーディング目的のデリバティブ等取引における与信相当額は以下のとおりで、取引相手格付と年限による公正価値で表示しております。適用されている格付は当社クレジット部門で決定された社内格付です。

(単位：十億円)

信用格付	満期までの年限					異なる満期間 の相殺(1)	公正価値 の合計 (a)	受入 担保額 (b)	再構築 コスト (a) - (b)
	1年未満	1年から 3年	3年から 5年	5年から 7年	7年超				
AAA	2	14	30	14	79	△ 67	72	0	72
AA	133	214	252	177	409	△ 894	291	30	261
A	189	285	308	245	580	△ 1,197	410	125	285
BBB	63	44	72	89	175	△ 194	249	11	238
BB	13	14	13	18	112	△ 16	154	23	131
その他(2)	112	27	42	32	69	△ 191	91	65	26
小計(店頭取引デリバティブ)	512	598	717	575	1,424	△ 2,559	1,267	254	1,013
上場デリバティブ	367	216	45	5	1	△ 410	224	—	224
合計	879	814	762	580	1,425	△ 2,969	1,491	254	1,237

(1) 同じ取引相手先において異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ取引相手先と同一の満期間の公正価値を相殺する場合は、それぞれの満期年限帯で相殺されます。編纂書210-20「貸借対照表一相殺」に適合するデリバティブ等取引純額に対する現金担保との相殺額を含んでおります。

(2) 「その他」は、必ずしも、取引先の格付が投資不適格であることを意味しません。

オペレーショナル・リスク

〔オペレーショナル・リスク管理の概要〕

当社においては、バーゼル銀行監督委員会による定義に準拠し、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。

統合リスク管理会議においてグループ・オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、その中で上記オペレーショナル・リスクの定義や当社全体に適用される管理の枠組み等の基本事項を定めています。この規程に基づき、整合性あるオペレーショナル・リスク管理を推進するための各種ルールやガイドライン等を定めています。

具体的には、グローバル・ベースで定めた基本方針、ルール・手続等に基づき、各地域の実状に沿った形で基本方針や、ルール・手続きを定めています。

〔基本方針〕

当社においては、以下の基本方針に基づき、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしています。

- (1) ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行う。
- (2) オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理にかかる方針と枠組みを策定し、その運用を推進する。
- (3) 内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの検証を行う。
- (4) 統合リスク管理会議は、上記の管理体制全体を監督する。

上記の管理方針を実践することにより、グループ全体のオペレーショナル・リスク管理に対して適切な監視と独立した検証を行っています。

〔当社におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み〕

当社におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のツール、活動から構成されています。

主要な管理活動を支えるインフラの整備

基本方針等の枠組み： オペレーショナル・リスク管理に関し定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化。

トレーニング及び啓蒙： オペレーショナル・リスク管理について、当社内の認識を高めるための取り組み。

主要な管理活動の実施

シナリオ分析： 低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイルリスク」を特定、分析するプロセス。

損失事象等の報告： 当社内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセス。

KRI (Key Risk Indicator、リスク指標)： オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行うプロセス。

RCSA (Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価)： 主要なリスク、コントロールを自ら特定・評価し必要な対応策の策定を行うプロセス。

管理活動結果の活用

分析および報告： オペレーショナル・リスク管理部署による分析結果を、意思決定に資する情報として経営陣等へ報告。

所要資本の計算： オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算。

〔オペレーショナル・リスクの分類〕

当社では、連結自己資本規制比率告示において示されたイベント・タイプ・カテゴリーに準拠し、「内部の不正」、「外部からの不正」、「労務慣行および職場の安全」、「顧客、商品および取引慣行」、「有形資産に対する損傷」、「事業活動の中断およびシステム障害」、「注文等の執行、送達およびプロセスの管理」の7つの区分を用いてオペレーショナル・リスクを管理しています。

〔オペレーショナル・リスクの所要自己資本額〕

当社では、金融庁告示に定められた粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

当社では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。この金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分及び適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディング及びセールス	トレーディング業務に係る取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

- ・粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて上表の業務区分に配分し、各業務区分に配分された粗利益の額と各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない粗利益については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・オペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額は、これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計した「年間合計値」の直近3年間の平均値です。ある年の「年間合計値」が負であった場合はゼロとして取り扱います。
- ・ある年のある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。

(4) 流動性資金調達の管理

流動性の管理

概況

当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が可能になる、当社の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。流動性リスク管理については、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が定める流動性リスク・アピタイトに基づくことを基本方針としております。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

当社は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、様々な流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理、(2) 資産構成等に見合った資金調達並びに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(4) 流動性ストレステストの実行、(5) コンティンジェンシー・ファンディング・プラン（“CFP”）に関することが含まれております。

経営会議は、当社の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者は、経営会議の決定に基づき、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

1. 余剰資金の集中管理：当社は、野村グループ内で有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、当社では、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリー部門によって、使用状況はモニタリングされております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。資金調達の当社あるいは当社の主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、当社は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、様々なグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

2. 資産構成等に見合った資金調達並びに調達手段の多様化および調達期間の分散：当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。当社は金融市場の環境変化等に起因して1年間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、資産の売却を迫られることなく業務継続を可能としています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

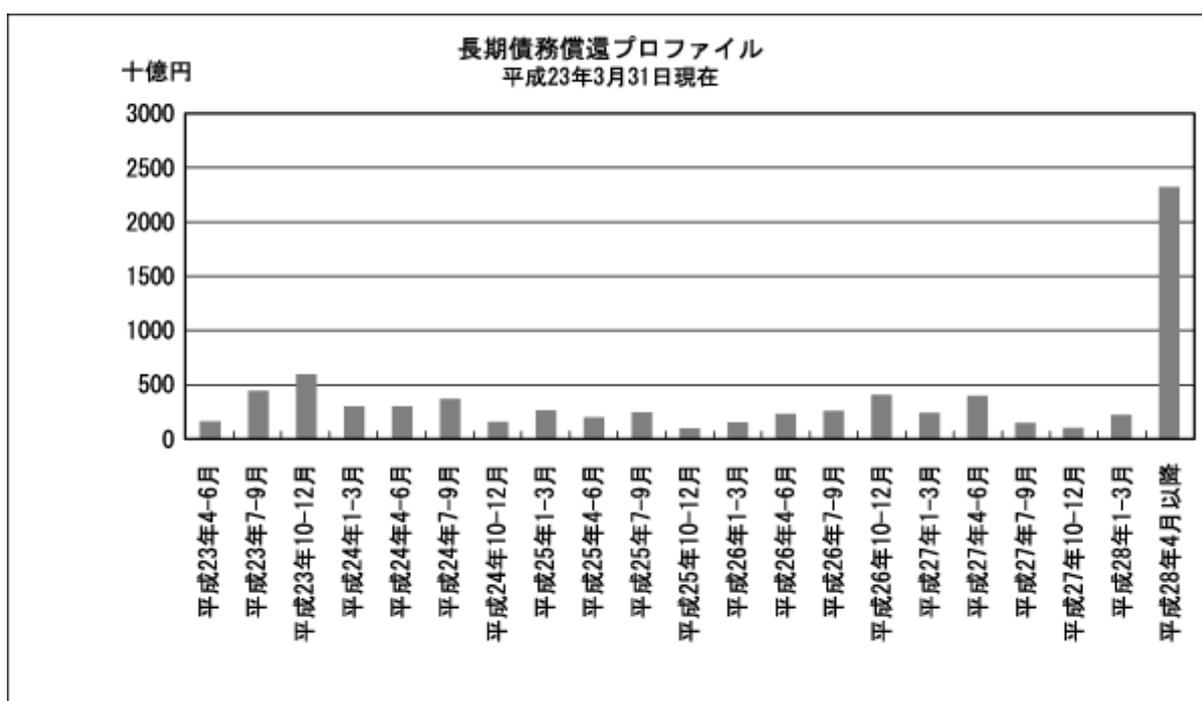
- (i) レポ契約や証券貸付取引等を含む有担保での資金調達能力。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、有担保借入能力の保守的な見積もりを使って計算されています。

- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他低流動性資産
- (iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請。加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 当社規制対象関連会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されています。

当社は、常に十分な長期性資金を確保していくために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。更に、適切なコストでの調達と、適切な長期債務償還プロファイル維持の両方を満たすように債券発行を行っております。プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めております。平成23年3月31日現在の平均残存年数（残存期間1年超のもの平均）は、4.32年となっております。また、ミディアム・ターム・ノート（MTN）の発行については、約80%が、金利、株価、指標、為替、あるいはコモディティにリンクした仕組債です。インデックスによる早期償還の条件は、個別発行ごとに定められております。それらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリー部門によりモニターされております。プレーン・バニラ債や借入は、契約上の満期日をもとに評価しております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、当社の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。

上記のモデルに基づき評価された仕組債の平均残存期間（残存期間1年超のもの平均）は、平成23年3月31日現在で、10.92年です。当社のプレーン・バニラ物を合わせた長期債務の平均残存期間1年超のもの平均は、平成23年3月31日現在で、7.03年です。下図は、当社の長期債券と長期借入の満期の分散状況を示す図です。



(1) 償還足は、個別銘柄毎の償還確率を考慮したものです。なおストラクチャーに偏りがあることから、一定のストレスをかけた後の確率を使用しています。

当社は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入やレポ契約による有担保ベースで、通常行っております。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。レポ契約は、短期のものが多く、オーバーナイトであることもあります。当社は、有担保調達に伴う流動性リスクを、カウンターパーティのグローバルな分散、担保の種類が多様化、そして、一部の取引については、積極的に契約期間を長期のものにするよう努めることによって、管理しております。

当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、調達する金額の大部分については、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

当社の流動性維持において、投資家との良好な関係を保つことが重要だと考えております。

また当社は、調達通貨の分散にも努めております。日本円以外の長期債務比率は、平成22年3月31日現在の22.0%から、平成23年3月31日現在、28.5%に上昇しております。

当社は、様々な種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれます。仕組債は、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いた債券です。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
短期の無担保調達資金(1)	2,153.5	20.9%	2,634.3	23.6%
短期銀行借入	704.2		884.3	
その他の短期借入	128.6		84.8	
コマーシャル・ペーパー	484.6		379.5	
銀行業務受入預金	354.9		573.1	
譲渡性預金	64.4		184.0	
償還まで1年以内の社債	416.8		528.6	
長期の無担保調達資金	6,024.6	58.5%	6,466.9	57.8%
長期銀行業務受入預金	29.3		55.5	
長期銀行借入	1,995.8		1,999.6	
その他の長期借入	162.8		188.8	
社債(2)	3,836.7		4,223.0	
野村ホールディングス株主資本	2,126.9	20.6%	2,082.8	18.6%

- (1) 短期の無担保調達資金には、当初1年超の調達のうち残存期間が1年以内となったものを含んでいます。
- (2) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体(VIE)が発行する社債”と編纂書860により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消に伴う担保付借入を含んでおりません。

資金調達は、主に提出会社、野村証券、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.およびノムラ・バンク・インターナショナルPLCが調達主体となり、外部借入・起債等を行っております。また、保有資産の流動性や使用通貨に合わせた資金調達により、調達構造の最適化を図ってまいりました。

当社は、当期合計1,800億円の国内無担保社債を発行いたしました。また、平成23年1月には米ドル建て普通社債を発行し、12億5千万米ドルを調達いたしました。加えて、平成22年11月および12月に劣後特約付無担保社債を計1,532億円発行いたしました。また、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.は、平成22年9月と平成23年3月に米ドル建て普通社債と豪ドル建て普通社債を発行し、7億6千万米ドルと17億7百万豪ドルを調達いたしました。

3. 野村グループ各社に対する与信枠の管理：当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する金融機関との間で、一定量のコミットメント・ファシリティを維持しています。平成23年3月31日現在の当社の未使用コミットメント・ファシリティの総額は1,244億円になりました。当社は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。なお、現時点において、当社はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。当社は適宜これらのドローダウンテストを行っております。

4. 流動性ストレステストの実行：当社は、流動性ポートフォリオを維持しており、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性をモニターしております。

流動性資金必要額は、様々なストレスシナリオ下において、異なるレベルで、様々な時間軸に沿って見積もられております。想定される親会社や子会社レベルでの格下げに起因する、無担保資金調達市場へのアクセスの喪失、有担保資金調達市場での追加担保要求および市場へのアクセスの制限等を含めた、当社固有および市場全体のイベントが発生する状況下での必要額を見積もります。当社では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー」と呼んでいます。

潜在的な流動性資金必要額を考慮し、十分な流動性資金を確保するために、当社は、売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる現金や流動性の高い、担保未提供証券で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。ストレスシナリオを考慮した流動性資金必要額を満たす流動性ポートフォリオの金額は、平成23年3月31日現在、5兆8,191億円となっております。流動性に関する外部規制については、バーゼル委員会を含む監督機関の更なる議論が継続されるものと認識しております。当社が現在行っている既存のモデルやシミュレーションは、これらの議論の結果次第では、見直す必要があるものと考えております。当社の流動性ポートフォリオは、以下の流動性の高いプロダクトで構成されております。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日	平成23年3月31日
流動性ポートフォリオ	5,149.9	5,819.1
現金預金／インターバンク・デポ	1,217.5	1,959.7
翌日物コール・ローン	23.6	8.3
国債	3,908.8	3,851.1

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を平成23年3月31日現在、1兆8,069億円所有しております。流動性ポートフォリオとそれ以外の担保未提供資産の合計は、7兆6,260億円となりました。これは、当社の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、289.5%に相当します。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日	平成23年3月31日
その他担保未提供資産	1,249.9	1,806.9
流動性ポートフォリオ	5,149.9	5,819.1
合計	6,399.8	7,626.0

ストレステストでは、連結会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出を想定しております。

流動性ポートフォリオのサイズや構成は、以下のことから発生する必要額を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

当社は、規制環境や市場の変化に基づいた流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルは、資産の売却ができない状況、追加の無担保調達を行うことができない状況、既存のレポ調達時の担保掛け目の拡大、決済銀行からの担保・預託金追加要求、コミットメント提供先のドローダウン、そして、損失に伴う資金の喪失を想定しております。

5. **コンティンジェンシー・ファンディング・プラン（“CFP”）**：当社は、詳細にわたるCFPを定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えるように作られております。なお、当社は、定期的な様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。当社は、日本銀行や欧州中央銀行等が行う様々な証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の平成23年3月末残高は、前期末と比較し5,997億円増加しました。当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主にトレーディング資産の増加などにより、2,351億円の支出となりました。また投資活動によるキャッシュ・フローは、トレーディング目的以外の負債証券（純額）の増加などにより、4,232億円の支出となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入の増加などにより、1兆2,842億円の収入となりました。

貸借対照表および財務レバレッジ

平成23年3月31日現在の資産合計は、平成22年3月31日現在の32兆2,304億円に対し、売戻条件付買入有価証券、現金および現金同等物、トレーディング資産が増加したこと等により、4兆4,626億円増加し、36兆6,930億円となりました。また、平成23年3月31日現在の負債は、平成22年3月31日現在の30兆974億円に対し、買戻条件付売却有価証券および長期借入が増加したこと等により、4兆5,040億円増加し、34兆6,014億円となりました。平成23年3月31日現在の野村ホールディングス株主資本は、平成22年3月31日現在の2兆1,269億円に対し、自己株式および累積的其他包括損失の増加に伴い、前期末比441億円減少の2兆828億円となりました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なりスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジレシオは、当社と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が当社のレバレッジレシオおよび調整後レバレッジレシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。現在のところ、レバレッジレシオに関する規制当局や開示法制による要求はありません。

以下のテーブルは、当社の野村ホールディングス株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
野村ホールディングス株主資本	2,126.9	2,082.8
総資産 (1)	32,230.4	36,693.0
調整後総資産 (2)	19,763.2	21,536.7
レバレッジ・レシオ (3)	15.2倍	17.6倍
調整後レバレッジ・レシオ (4)	9.3倍	10.3倍

- (1) 担保付貸借取引とされずに売買取引とされる満期レポ取引、および特定の日本国内有価証券貸借取引を除いた金額となっております。またこれにより売却処理された有価証券の公正価値は、上記平成22年3月31日現在、および、平成23年3月31日現在の当社のレバレッジ・レシオ、もしくは、調整後レバレッジ・レシオに重要な影響を及ぼすものではありません。
- (2) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなります。
- (3) レバレッジ・レシオは、総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。
- (4) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。

総資産は、売戻条件付買入有価証券等が増加したことにより、13.8%増加しました。一方で、野村ホールディングス株主資本は、2.1%減少しました。この結果、当社の財務レバレッジは、平成22年3月31日現在の15.2倍から平成23年3月31日現在17.6倍に上昇しました。

調整後総資産が増加した理由は、現金および現金同等物、トレーディング資産の増加によるものです。その結果、調整後レバレッジ・レシオは、平成22年3月31日現在の9.3倍から平成23年3月31日現在10.3倍に上昇しました。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、平成17年4月より野村ホールディングスは連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-五-三(3)に基づき、「金融コングロマリット監督指針」による監督の下、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成十八年金融庁告示第二十号、以下「銀行持株会社告示」という。)の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。銀行持株会社告示は「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(バーゼルII 枠組文書)に基づいて制定されたものです。

「金融コングロマリット監督指針」の中で金融コングロマリットは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされています。当社は、銀行持株会社告示の準用開始に伴い、従来のリスク相当額の12.5倍にあたるリスク・アセット金額を測定しております。そのため、リスク・アセット金額に対する自己資本の比率という基準を通じて、即ちその比率が8%を上回っていることをもって要件を満たしているか確認しております。平成23年3月31日現在の連結自己資本比率は22.2%となり、要件を満たしました。

平成22年3月31日および平成23年3月31日現在の連結自己資本比率は、下記に示しております。

	(単位:億円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
自己資本		
基本的項目 (Tier 1)	20,000	19,150
補完的項目 (Tier 2)	5,600	6,515
準補完的項目 (Tier 3)	3,061	1,396
控除項目	602	1,218
自己資本合計	<u>28,059</u>	<u>25,843</u>
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額	46,579	74,684
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	54,612	24,423
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	14,067	17,188
リスク・アセット合計	<u>115,257</u>	<u>116,295</u>
連結自己資本比率		
連結自己資本比率	24.3%	22.2%
基本的項目 (Tier 1) 比率	17.3%	16.4%

自己資本は基本的項目 (Tier 1)、補完的項目 (Tier 2)、準補完的項目 (Tier 3) から成り立っています。当社の基本的項目の主な内訳は普通株式と非支配持分からののれん、無形固定資産の一部を控除したものです。

補完的項目 (Tier 2)、準補完的項目 (Tier 3) は契約時または発行時の償還期間やその他銀行持株会社告示の規定に基づき補完的項目 (Tier 2)、準補完的項目 (Tier 3) に分類された劣後債務からなっています。

市場リスク相当額は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の規定によりVaRにより算出しています。信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は、従来それぞれ標準的手法および基礎的手法により算出しておりましたが、金融庁の承認を得て平成23年3月31日より基礎的内部格付手法および粗利益配分手法により算出しております。

また、投資有価証券等、一部のリスクについて市場リスクから信用リスクに分類を変更しました。その結果、市場リスク相当額が減少して、市場リスク相当額の一定割合と定められている準補完的項目（Tier 3）への算入限度額が1,396億円にとどまりました。

当社は監督指針で定められた要件の遵守状況を示す他に、バーゼルⅡと同じ枠組にある他の金融機関との比較を容易にする為、連結自己資本規制比率や基本的項目（Tier 1）比率を開示しております。当社の経営者はこれらに関する報告を定期的に受けております。

金融危機によって明らかになった脆弱性を踏まえ、規制資本の枠組みを強化するより広範な取組みについてバーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委員会」）は一連の文書を公表しました。当社にとって関連が深いと思われる事項について、以下に概要を記載しております。

平成21年3月12日に、バーゼル委員会は銀行の自己資本充実度を強化する必要性を認識し、最低所要自己資本の水準を平成22年中に見直すとして発表しました。平成21年7月13日に、バーゼル委員会はトレーディング勘定に対する資本賦課の取扱いの強化と、バーゼルⅡの枠組みの3本の柱を強化する措置に係る文書を承認しました。平成23年末までに実施予定のトレーディング勘定に関する規制の見直しは、複雑なトレーディング業務に係る信用リスクを捕捉するためにより高い資本賦課を導入するものです。これにはストレスのかかったVar（ストレスVaR）による資本賦課が含まれますが、バーゼル委員会は、この資本賦課が最低自己資本の枠組みの景気循環変動（シクリカリティ）を抑制するのに役立つと確信しています。平成21年9月7日に、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、基本的項目（Tier 1）の質、一貫性および透明性の向上を含む銀行セクターの規制強化に関する主要な措置について合意しました。特に、基本的項目（Tier 1）のうち主要な部分は普通株および内部留保であるべきだとされ、算入基準の厳格化が打ち出されました。

平成21年12月17日に、バーゼル委員会は銀行セクターの強靱性を高めるという目標に向けて、グローバルな資本および流動性規制を強化する一連の提案を公表しました。提案には、資本の質、一貫性および透明性の向上（特にのれん、営業権やその他の無形固定資産、繰延税金資産（純額）を基本的項目（Tier 1）の主要な部分からの控除や、より広範な金融システムの見地に立った他の金融機関向け出資がもたらす資本重複の制限）、（平成21年7月に公表されたトレーディング勘定に対する資本賦課の強化に加え）自己資本の枠組みにおけるリスク捕捉の強化、リスク・ベースの枠組みに対する補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、現在の枠組みにおける「プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）」に対する懸念を抑制する一連の措置の導入が含まれています。また、30日間の流動性カバレッジ比率と、それを補完するより長期的な構造の流動性比率を含む、最低限の流動性基準の導入も含まれています。また、システム上重要な金融機関が全体にもたらす外部要因としての影響を減少させるような、追加資本、流動性およびその他の監督上の措置も検討に上っています。バーゼル委員会は総合的な定量的影響度調査を行い、平成22年12月16日にその調査結果と共に、バーゼルⅢテキスト「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」および「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表し、平成25年より段階的に実施する一連の基準について示しました。

国内においては、金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資者等の保護を確保するため証券会社の連結規制・監督が導入され、平成23年4月1日より一定規模以上の証券会社を対象とする規制やモニタリングに関する告示が施行されました。

野村ホールディングスは親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、平成23年4月から「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「連結自己資本規制比率告示」という。）に基づき、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率を計測しております。今後、連結自己資本規制比率告示も上記に記したバーゼル委員会の一連の規制強化に沿って改定されると予想されます。

格付会社による信用格付

無担保資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付の影響を受けます。野村ホールディングスおよび野村証券には、Standard & Poor's社、Moody's Investors Service社、格付投資情報センターおよび日本格付研究所より長期および短期の信用格付が付与されています。

平成23年5月31日現在の野村ホールディングスおよび野村証券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	BBB+
Moody's Investors Service	—	Baa2
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	—	AA-

野村証券（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	A-
Moody's Investors Service	P-2	Baa1
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	—	AA-

(5) オフ・バランス・シート取引

非連結事業体との取引

当社は通常の業務において、将来の財政状態や業績に影響を与える可能性があるさまざまなオフ・バランス・シート取引を非連結事業体と行っております。

当社が行う非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引には、以下のものが含まれます。

- ・ 債務保証契約上の義務
- ・ 譲渡した資産に対する留保持分または偶発的な持分、もしくは、譲渡した資産に関し信用リスク、流動性リスク、市場リスクを補完するような類似の取引
- ・ デリバティブとして会計処理される契約による一切の義務（偶発債務を含む）
- ・ 非連結事業体が資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスクの補完を当社に対し提供している場合、またはリース、ヘッジ、研究開発契約を当社と結んでいる場合、当社が保有しかつ当社にとって重要な非連結事業体の変動持分から発生する一切の義務（偶発債務を含む）

非連結事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

当社の非連結事業体との関与は、マーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに当社は、マーケットメイク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。これらの事業体との重要な関与は、たとえ期末日における損失の可能性が低くても、取引全てに基づいて評価されています。

変動持分事業体との取引については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

売却取引として会計処理しているレポ取引等

当社は、編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として経理している一定の形式のレポ取引や有価証券貸借取引を行っております。こうした取引には、満期レポ取引、特定の日本国内有価証券貸借取引、および、少額ではありますが、現先取引があります。

満期レポ取引は、現物債券取引とレポ取引の裁定取引を行う目的で利用しております。特定の債券を市場で調達し、同時に別の取引先と担保債券の満期と一致する満期のレポ取引を締結します。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として当社は会計処理しております。当社の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成22年3月31日現在185,047百万円、平成23年3月31日現在169,766百万円であります。

当社は、（日本上場株券などの）保有有価証券を資金調達目的で譲渡する特定の有価証券貸借取引を日本国内で行っております。この取引には様々な担保率が適用されますが、通常は貸し付ける有価証券の時価に比べ相当少ない額の現金を取引先より受領しております。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件（特に、譲受人が倒産した場合に実質的に合意した期間に譲渡した金融資産の返却を受けられないため、譲渡した金融資産に対して有効な支配を継続できないという点）を満たすため、当社の連結財務諸表上は売却取引として会計処理しております。これにより、平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在に連結貸借対照表から売却処理された有価証券貸借取引の金額は、153,808百万円および291,870百万円であります。

当社は、現先取引と呼ばれる日本固有の買い戻し条件付売却取引を従来から行っております。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、売却取引として当社は会計処理しております。この取引は現在では日本でも一般的ではなく、2001年に導入された、アメリカ合衆国、イギリスおよびその他の地域で国際的に利用されているレポ取引に似た現先レポ取引に多くは代替されています。この取引には、担保率の維持、担保の差し替え、譲渡された資産の売却や再担保に対する一定の制限があります。したがって当社の連結財務諸表上、現先レポ取引は担保付調達として会計処理されております。平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在に連結貸借対照表から売却処理された現先取引は、重要な金額ではありませんでした。

(6) 契約上の義務の開示

当社の業務の一部として、当社は将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。これらの取引は以下のものを含んでおります。

スタンドバイ信用状およびその他の債務保証

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

長期借入

当社の業務に関連して、当社は資金調達政策に従い、変動および固定金利による日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入を行っております。

オペレーティング・リース・コミットメント

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。

当社は、特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リース契約により賃借しております。

キャピタル・リース・コミットメント

当社は、特定の器具備品および施設をキャピタル・リース契約により賃借しております。

購入義務

物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。

貸出コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。

投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおりません。

パートナーシップへ投資するコミットメント

当社は、マーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントおよび当該投資に関連してパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。

航空機購入コミットメント

ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により新たに当社の連結となった変動持分事業体において、航空機を購入するコミットメント契約を結んでおります。

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 12 借入」に当社の短期借入および長期借入にかかる追加的情報を、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 20 コミットメント、偶発事象および債務保証」にこれらにかかる追加的情報を含んでおります。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

下記の表は平成23年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	8,512	205	9	190	8,108
長期借入(1)	8,172,752	892,016	1,917,525	2,095,880	3,267,331
オペレーティング・リース・コミットメント	88,215	15,034	25,414	17,578	30,189
キャピタル・リース・コミットメント(2)	49,977	386	239	2,660	46,692
購入義務(3)	39,543	28,553	10,990	—	—
貸出コミットメント	264,736	70,621	64,289	128,105	1,721
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	38,008	274	23,886	282	13,566
航空機購入コミットメント	77,928	24,905	45,066	7,957	—
合計	8,739,671	1,031,994	2,087,418	2,252,652	3,367,607

- (1) 長期借入の金額は、編纂書860に従って売却ではなく金融取引として会計処理されている、金融資産の譲渡の結果として長期借入の中に認識される金融負債を除いております。これらは当社の資金調達を目的とした借入ではなく、したがって当社が現金を返済する実際の契約上の義務を表しておりません。
- (2) キャピタル・リース・コミットメントの契約総額は利息を控除する前の最低支払リース料を記載していません。
- (3) 購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債または支払債務として計上されているものは除かれています。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達（例えば、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引）およびトレーディング負債などを含んでおりません。

上記の金額に加えて、当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成23年3月31日現在、売戻契約に対して1,337十億円および買戻契約に対して1,605十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

多様化するお客様のニーズに的確に応えながら、質の高い金融サービスを提供できるように、地域の特性にあった特色ある店舗を積極的に展開していくという戦略に基づき、平成23年3月期は、野村證券株式会社において営業部門に関連し、5支店を新たに開設いたしました。平成23年3月期は、ホールセール部門およびその他で、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し、28,342百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要 (注)3、4、5
			帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
本店	東京都中央区	その他	—	1,943	—	—	—	65	賃借 (一部所有) (注)6
大手町本社	東京都千代田区		—	3,808	—	—	—		賃借 (注)6

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要 (注)3、4、5
			帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
野村証券株式会社本店	東京都中央区	営業部門、ホールセール部門およびその他	2,186	27,225	132	176	2,318	4,444	賃借 (一部所有)
野村証券株式会社大手町本社	東京都千代田区	営業部門、ホールセール部門およびその他	3,755	56,235	—	—	3,755		賃借
野村証券株式会社大阪支店	大阪市中央区	営業部門およびホールセール部門	677	11,641	—	—	677	169	賃借
野村証券株式会社名古屋支店	名古屋市中区	営業部門およびホールセール部門	666	7,703	2,561	1,536	3,227	157	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社ビル	東京都中央区	アセット・マネジメント部門	2,055	7,966	5,810	910	7,865	337	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社分室	東京都中央区	アセット・マネジメント部門	273	9,188	—	—	273	478	賃借
野村信託銀行株式会社本社	東京都千代田区	その他	215	4,002	—	—	215	330	賃借
野村バブコックアンドブラウン株式会社本社	東京都中央区	その他	97	1,117	—	—	97	59	賃借
野村インベスター・リレーションズ株式会社本社	東京都中央区	ホールセール部門	13	1,180	—	—	13	71	賃借
野村ビジネスサービス株式会社本社	東京都中央区	その他	15	680	—	—	15	39	賃借
野村ビジネスサービス株式会社横浜支店	横浜市保土ヶ谷区	その他	50	6,330	—	—	50	177	賃借
野村ビジネスサービス株式会社厚木支店	厚木市下津古久	その他	29	11,075	—	—	29	62	賃借
野村ビジネスサービス株式会社大阪支店	大阪市西区	その他	20	2,568	—	—	20	96	賃借
野村ファシリティーズ株式会社本社	東京都中央区	その他	104	1,155	—	—	104	84	賃借

(3) 在外子会社

平成23年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要 (注)3、4、5
			帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. 本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	487	19,014	—	—	487	2,150	賃借
インスティネット Incorporated本社 (注)7	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	1,237	9,754	—	—	1,237	311	賃借
ノムラ・インターナショナル PLC 本社 (注)8	イギリス、ロンドン市	ホールセール部門	50,053	46,114	—	—	50,053	3,129	所有(土地は賃借)
ノムラ・インターナショナル(ホンコン) LIMITED本社	香港	ホールセール部門	1,190	18,677	—	—	1,190	1,098	賃借
ノムラ・シンガポール LIMITED本社	シンガポール、シンガポール市	ホールセール部門	1,089	21,320	—	—	1,089	408	賃借
ノムラ・サービス・インディア・プライベート・リミテッド本社	インド、ムンバイ市	その他	2,040	44,247	—	—	2,040	2,966	賃借

- (注) 1 賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。
 2 連結会社の所有にかかる金額が含まれております。
 3 所有物件には、連結会社による所有が含まれております。
 4 平成23年3月期の支払賃借料(建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む)は48,957百万円であります。
 5 賃借物件には、関連会社である野村土地建物およびその連結子会社からの賃借が含まれております。平成23年3月期の当該会社に対する支払賃借料は4,358百万円であります。
 6 帳簿価額は野村証券株式会社本店、大手町本社の建物および構築物に含まれております。
 7 平成23年3月期に当社の連結子会社、インスティネット Incorporated 本社は1095 Ave of the Americasに移転しております。
 8 平成23年3月期に当社の連結子会社、ノムラ・インターナショナル PLC 本社は1 Angel Laneに移転しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成21年8月に当社の連結子会社、ノムラ・プロパティーズ PLC は Watermark Place (48,774㎡、所在地ロンドン市 1 Angel Lane) の借入者として期間20年のリース契約を結びました。当該建物への入居に必要な工事は平成21年8月に開始され、平成22年12月末に完了いたしました。

また当社は、平成23年5月24日をもって、当社の関連会社であった野村土地建物の株式を追加取得し子会社化いたしました。これに伴い、当社は野村土地建物および野村土地建物の子会社等が保有している設備を取得しております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記]10企業結合」をご参照ください。

なお、野村土地建物および野村土地建物の子会社等は、事業別セグメントにおいて「その他」に分類されております。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月30日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,719,133,241	3,719,133,241	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,719,133,241	3,719,133,241	—	—

(注) 1 提出日(平成23年6月30日)現在の発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	79 (注)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～ 平成23年6月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,224（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,224,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,311円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,311円 資本組入額 656円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	6（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～ 平成24年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	172（注）	166（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172,000	166,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～ 平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	14,888（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,488,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,152円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,152円 資本組入額 576円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,357（注）	1,177（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,700	117,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～ 平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	3,427（注）	3,287（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	342,700	328,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～ 平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	17,600（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,760,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,793円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～ 平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,793円 資本組入額 1,140円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	47（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～ 平成25年10月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	6,172（注）	5,243（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	617,200	524,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～ 平成26年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	5,536（注）	5,314（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	553,600	531,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～ 平成26年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,130 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,940円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,940円 資本組入額 1,219円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	18,350（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,835,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,940円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,940円 資本組入額 1,219円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	4,002（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	218（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～ 平成26年10月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	12,251（注）	11,076（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,225,100	1,107,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～ 平成27年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,227 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	122,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	4,536（注）	4,284（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	453,600	428,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,100 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,333円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,333円 資本組入額 808円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	19,160（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,916,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,333円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,333円 資本組入額 808円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	30 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	156 (注)	104 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600	10,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第27回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	594（注）	396（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,400	39,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。</p> <p>ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第28回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	76,074（注）	44,482（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,607,400	4,448,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～ 平成28年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	4,811 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	10,674（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,067,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第31回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,760 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり757円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 757円 資本組入額 465円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第32回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	23,400（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,340,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり757円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 757円 資本組入額 465円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第33回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	5,781（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	578,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年11月26日～ 平成28年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 297円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第34回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	22,086 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,208,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第35回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	78,304（注）	76,948（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,830,400	7,694,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第36回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成23年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	22,118（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,211,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第37回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	329,000 (注)	327,076 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,900,000	32,707,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月30日～ 平成29年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 328円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第38回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	106,899 (注)	106,453 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,689,900	10,645,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月30日～ 平成30年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 328円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第39回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	28,550 (注1)	28,530 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,855,000	2,853,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり487円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年11月16日～ 平成29年11月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 487円 資本組入額 307円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

② 新株予約権付社債

該当事項はありません。

③ 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債ならびに新株引受権付社債

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月11日(注1)	661,572,900	2,627,492,760	132,248,423	315,048,212	132,248,423	244,752,688
平成21年3月27日(注2)	33,600,000	2,661,092,760	6,716,640	321,764,852	6,716,640	251,469,328
平成21年10月13日(注3)	766,000,000	3,427,092,760	208,474,560	530,239,412	208,474,560	459,943,888
平成21年10月27日(注4)	34,000,000	3,461,092,760	9,253,440	539,492,852	9,253,440	469,197,328
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注5)	258,040,481	3,719,133,241	55,000,000	594,492,852	55,000,000	524,197,328

- (注) 1 一般募集：発行株数 661,572,900株、発行価格 417円、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円
 2 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
 発行株数 33,600,000株、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
 3 一般募集：発行株数 766,000,000株、発行価格 568円、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円
 4 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
 発行株数 34,000,000株、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
 5 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府 および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	307	109	4,282	715	250	428,527	434,191	—
所有株式数 (単元)	260	8,275,369	904,991	2,128,393	13,779,486	5,060	12,079,176	37,172,735	1,859,741
所有株式数 の割合 (%)	0.00	22.26	2.43	5.73	37.07	0.01	32.49	100.00	—

- (注) 1 自己株式117,183,399株のうち、1,171,833単元は「個人その他」に、99株は「単元未満株式の状況」に含まれております。
 2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	188,035	5.06
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	150,819	4.06
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	117,076	3.15
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ピットストリート338 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	83,328	2.24
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区月島4丁目16-13)	64,758	1.74
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リ ー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレストリート101 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	45,808	1.23
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	43,832	1.18
ザ バンク オブ ニューヨー ク - ジャスディック トリーテ ィー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	ベルギー、ブリュッセル デザールアベニュー35 (東京都中央区月島4丁目16-13)	33,840	0.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	33,420	0.90
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリ ーティ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ノースクインシー ヘリテイジドライブ1776 (東京都中央区月島4丁目16-13)	31,064	0.84
計	—	791,980	21.31

(注) 当社は、平成23年3月31日現在、自己株式を117,183千株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 117,183,300	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,000,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,599,090,200	35,990,902	—
単元未満株式	普通株式 1,859,741	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,719,133,241	—	—
総株主の議決権	—	35,990,902	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	117,183,300	—	117,183,300	3.15
(相互保有株式) 株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	—	1,000,000	0.03
計	—	118,183,300	—	118,183,300	3.18

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

① 平成15年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第3回新株予約権

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

② 平成16年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員336名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第5回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第6回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

③ 平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員404名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第9回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第10回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

④ 平成18年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人に対し新株予約権を発行することを平成18年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人528名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第12回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第13回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人96名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第14回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人102名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑤ 平成19年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役、監査役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第16回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人564名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第17回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第18回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第19回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人126名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第21回新株予約権

決議年月日(注)	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人135名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑥ 平成20年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成20年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第23回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人589名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第27回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第28回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第30回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人140名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑦ 平成21年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成21年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第32回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人978名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第33回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第35回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人96名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第36回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑧ 定時株主総会による特別決議によらない発行

第15回新株予約権

決議年月日(注)	平成19年7月12日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた代表執行役会決議日

第20回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年6月6日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第22回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第24回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第26回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年10月24日
付与対象者の区分および人数	当社の使用人2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第29回新株予約権

決議年月日	平成21年5月29日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第31回新株予約権

決議年月日	平成21年7月17日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第34回新株予約権

決議年月日	平成22年4月30日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第37回新株予約権

決議年月日	平成22年7月9日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人672名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第38回新株予約権

決議年月日	平成22年7月9日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人328名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第39回新株予約権

決議年月日	平成22年10月28日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の執行役および使用人1,136名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第40回新株予約権

決議年月日	平成23年 5 月 19 日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人755名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,809,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年 5 月 25 日～平成30年 5 月 24 日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第41回新株予約権

決議年月日	平成23年 5 月 19 日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人755名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,659,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年 5 月 25 日～平成30年 5 月 24 日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第42回新株予約権

決議年月日	平成23年 5 月 19 日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人754名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,617,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年 5 月 25 日～平成30年 5 月 24 日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年7月30日)での決議状況 (取得期間平成22年8月9日～平成22年9月17日)	75,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	75,000,000	37,361,694,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	0	12,638,305,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	25.3
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	25.3

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30,934	16,048,848
当期間における取得自己株式	1,327	541,559

(注) 1 単元未満株式の買取請求に伴うものであります。

2 平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注1)	6,873,009	8,158,312,564	3,545,416	2,889,483,194
保有自己株式数	117,183,399	—	113,639,310	—

(注) 1 単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分を行ったものであります。

2 平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・ 事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・ 監督規制上求められる水準を充足していること
- ・ グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めてまいります。

しかしながら、各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績を合わせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めておりますが、配当回数については、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

当期の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、平成22年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり4円をお支払いいたしました。平成23年3月31日を基準日とする配当金につきましても、同方針に基づき1株当たり4円をお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき8円となりました。

当期に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成22年10月29日 取締役会	平成22年9月30日	14,402	4.00
平成23年4月28日 取締役会	平成23年3月31日	14,408	4.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	2,870	2,580	1,918	934	717
最低(円)	1,843	1,395	403	498	361

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	456	507	536	556	557	526
最低(円)	397	395	471	493	495	361

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	古 賀 信 行	昭和25年8月22日生	昭和49年4月 当社入社 平成7年6月 同 取締役 平成11年4月 同 常務取締役 平成12年6月 同 取締役副社長 平成15年4月 同 取締役社長 平成15年6月 同 取締役兼執行役社長 平成20年4月 同 取締役兼代表執行役 野村證券株式会社取締役兼執行役 会長 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役退任 平成23年6月 同 取締役会長(現職) 野村證券株式会社取締役会長(現職) <主要な兼職> 神奈川開発観光株式会社代表取締役 社長	(注1)	1,214
取締役	—	渡 部 賢 一	昭和27年10月28日生	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 同 取締役 平成12年6月 同 常務取締役 平成13年10月 同 取締役 野村證券株式会社常務取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村證券株式会社取締役兼専務執 行役 平成16年4月 野村證券株式会社専務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成18年4月 野村證券株式会社執行役副社長 平成20年4月 当社CEO兼執行役社長 野村證券株式会社取締役、CEO兼 執行役社長(現職) 平成20年6月 当社取締役(現職) 平成23年6月 同 代表執行役 グループCEO (現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役、CEO兼 執行役社長	(注1)	623

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	柴田 拓美	昭和28年1月8日生	昭和51年4月 当社入社 平成10年6月 同 取締役 平成12年6月 同 常務取締役 平成13年9月 同 常務取締役退任 平成13年10月 野村證券株式会社常務取締役 平成15年4月 同社専務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村證券株式会社専務執行役 平成16年4月 同社取締役兼専務執行役 平成17年3月 同社取締役兼専務執行役退任 平成17年4月 野村アセットマネジメント株式会 社取締役兼執行役社長 平成18年3月 当社執行役退任 平成20年3月 野村アセットマネジメント株式会 社取締役兼執行役社長退任 平成20年4月 当社COO兼執行役副社長(現職) 野村證券株式会社取締役兼執行役 副社長 平成20年6月 当社取締役(現職) 野村證券株式会社取締役、COO兼 執行役副社長(現職) 平成22年4月 当社ホールセール部門チェアマン 兼CEO 平成23年4月 同 ホールセール部門チェアマン (現職) 平成23年6月 同 代表執行役 グループCOO (現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役、COO兼 執行役副社長	(注1)	1,406
取締役	—	板谷 正徳	昭和28年10月13日生	昭和51年4月 当社入社 平成10年6月 同 取締役 広報・IR担当 平成12年6月 同 取締役 企画部門兼広報担当 平成13年10月 同 取締役 総管理担当 平成15年6月 同 執行役 グローバル広報、総 管理兼秘書室担当 平成16年4月 同 執行役 インターナル・オー ディット担当 平成18年4月 同 常務執行役 インターナル・ オーディット担当 平成19年6月 同 取締役(現職) 同 監査特命取締役 野村證券株式会社取締役(現職)	(注1)	1,112
取締役	—	西松 正記	昭和33年2月3日生	昭和55年4月 当社入社 平成15年4月 野村證券株式会社取締役 営業業 務本部支店経営担当(首都圏) 平成15年6月 同社執行役 営業業務本部支店経 営担当(首都圏) 平成18年4月 同社執行役 東京担当 平成19年4月 同社常務執行役 東京担当 平成20年4月 同社常務執行役 名古屋駐在 平成20年10月 同社常務(執行役員) 名古屋駐在 平成22年4月 当社顧問 平成22年6月 同 取締役(現職) 監査特命取締役(現職)	(注1)	688
取締役	—	辻 晴雄	昭和7年12月6日生	昭和30年3月 早川電機工業株式会社(現、シャ ープ株式会社)入社 昭和61年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社相談役(現職) 平成13年6月 当社社外監査役 平成15年6月 同 社外取締役(現職) 野村證券株式会社社外取締役(現 職) 平成20年6月 小林製菓株式会社社外取締役(現 職) 平成22年6月 セーレン株式会社社外取締役(現 職)	(注1)	140

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	藤 沼 亜 起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士登録 平成3年5月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人(新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人))代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年6月 新日本監査法人退職 平成19年7月 日本公認会計士協会相談役(現職) 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役(現職) 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事(現職) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授(現職) 平成20年6月 住友商事株式会社社外監査役(現職) 武田薬品工業株式会社社外監査役(現職) 当社社外取締役(現職) 野村證券株式会社社外取締役(現職) 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現職) 平成22年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役(現職)	(注1)	116
取締役	—	坂 根 正 弘	昭和16年1月7日生	昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成元年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役社長兼CEO 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成20年6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役(現職) 当社社外取締役(現職) 野村證券株式会社社外取締役(現職) 平成22年6月 株式会社小松製作所取締役会長(現職) 平成23年3月 旭硝子株式会社社外取締役(現職)	(注1)	64
取締役	—	Colin Marshall 〔コリン・マーシャル〕	1933年11月16日生	1983年2月 British Airways plc チーフ・エグゼクティブ 1993年1月 HSBC Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター 1993年2月 British Airways plc チェアマン 1995年11月 Inchcape plc チェアマン 1996年5月 CBI (Confederation of British Industry) プレジデント 1998年1月 Invensys plc チェアマン 2003年9月 Pirelli UK plc (現、Pirelli UK Limited) チェアマン(現職) 2004年10月 Nomura International plc チェアマン(現職) 2009年5月 Nomura Europe Holdings plc チェアマン(現職) 2010年6月 当社社外取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	Clara Furse 〔クララ・ファース〕	1957年9月16日生	1983年2月 1990年6月 1997年6月 1998年5月 2001年1月 2009年6月 2009年12月 2010年4月 2010年6月	Phillips & Drew (現、UBS) 入社 LIFFE (London International Financial Futures Exchange) ノン・エグゼクティブ・ディレク ター LIFFE デピュティ・チェアマン Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティ ブ London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ Legal & General Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター(現職) Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター (現職) Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター(現職) Amadeus IT Holdings SA ノン・エグゼクティブ・ディレク ター(現職) 当社社外取締役(現職)	(注1)	—
取締役	—	David Benson 〔デイビッド・ベンソン〕	1951年2月9日生	1997年2月 1999年7月 2005年3月 2007年8月 2008年11月 2011年1月 2011年4月 2011年6月	Nomura International plc入社 同社欧州リスクマネジメントヘッ ド 同社チーフ・オペレーティング・ オフィサー(COO) 同社退社 当社執行役員 チーフ・リスク・ オフィサー(CRO) 同 執行役員 リスク・アンド・ レギュラトリーアフェアーズ バ イス・チェアマン 同 副会長(執行役員) 同 取締役(現職)	(注1)	—
取締役	—	草刈隆郎	昭和15年3月13日生	昭和39年4月 平成11年8月 平成14年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月	日本郵船株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長経営委員 同社代表取締役会長経営委員 同社代表取締役会長・会長経営委 員 同社取締役・相談役 新日本製鐵株式会社社外監査役 (現職) 日本郵船株式会社相談役(現職) 当社社外取締役(現職) 野村證券株式会社社外取締役(現 職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	兼元 俊徳	昭和20年8月24日生	昭和43年4月 平成4年4月 平成7年8月 平成8年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成19年1月 平成19年9月 平成20年6月 平成23年6月	警察庁入庁 熊本県警察本部長 警察庁国際部長 国際刑事警察機構(ICPO)総裁 警察大学校長 内閣官房 内閣情報官 弁護士登録(第一東京弁護士会) シティニューワ法律事務所 オブ・ カウンスル(現職) 亀田製菓株式会社社外監査役(現 職) 当社社外取締役(現職) 野村證券株式会社社外取締役(現 職)	(注1)	—
取締役	—	Michael Lim Choo San [マイケル・ リム]	1946年9月10日生	1972年8月 1992年1月 1998年10月 1999年7月 2002年9月 2006年7月 2007年11月 2009年2月 2011年6月	Price Waterhouse, Singapore 入 所 同所マネージング・パートナー The Singapore Public Service Commission メンバー(現職) PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェ アマン Land Transport Authority of Singapore チェアマン(現職) Nomura Singapore Ltd. ノンエグ ゼクティブ・チェアマン(現職) Legal Service Commission, Singapore メンバー(現職) Nomura Asia Holding N.V. ノ ン・エグゼクティブ・ディレク ター(現職) 当社社外取締役(現職)	(注1)	—
計							5,363

- (注) 1 取締役の任期は、平成23年6月28日の定時株主総会での選任後、平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 2 取締役 辻晴雄、藤沼亜起、坂根正弘、Colin Marshall、Clara Furse、草刈隆郎、兼元俊徳および Michael Lim Choo Sanは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長 委員 委員	古賀 信行 坂根 正弘 兼元 俊徳
監査委員会	委員長 委員 委員	辻 晴雄 藤沼 亜起 板谷 正徳
報酬委員会	委員長 委員 委員	古賀 信行 坂根 正弘 兼元 俊徳

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表執行役	グループ CEO	渡部 賢一	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
代表執行役	グループ COO	柴田 拓美	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
執行役	営業 部門 CEO	多田 齋	昭和30年6月29日生	昭和53年4月 当社入社 平成8年6月 同 渋谷支店長 平成9年5月 同 総務審理室長 平成9年12月 同 営業相談室長兼総務審理室長 平成11年4月 同 営業業務本部支店経営担当 平成11年6月 同 取締役 平成13年6月 同 業務管理本部兼営業相談、総務審理担当 平成13年7月 同 業務管理本部兼営業相談室、総務審理室、インターナル・オーディット部担当 平成13年10月 同 総務審理室担当 野村證券株式会社取締役 平成15年3月 当社取締役退任 平成15年4月 野村證券株式会社常務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村證券株式会社常務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成18年4月 野村證券株式会社専務執行役 平成20年4月 野村グループ国内営業部門CEO 平成20年10月 当社執行役 国内営業部門(現、営業部門)CEO(現職) 野村證券株式会社代表執行役、専務(執行役員) 平成21年4月 同社執行役副社長 平成23年4月 同社Co-COO兼執行役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社Co-COO兼執行役副社長	(注2)	852
執行役	アセット・ マネジメン ト部門 CEO	岩崎 俊博	昭和32年5月10日生	昭和56年4月 当社入社 平成7年12月 同 盛岡支店長 平成10年12月 同 職員部次長 平成11年6月 同 職員部長 平成13年6月 同 本店資産管理一部長 平成13年10月 野村證券株式会社本店資産管理一部長 平成15年4月 同社福岡支店長 平成16年4月 同社執行役 平成20年3月 同社執行役退任 平成20年4月 野村信託銀行株式会社執行役社長 平成23年3月 同社執行役社長退任 平成23年4月 野村アセットマネジメント株式会 社執行役副社長就任 平成23年6月 当社執行役兼アセットマネジメン ト部門CEO(現職) 野村アセットマネジメント株式会 社取締役、CEO兼執行役会長(現 職) <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会 社取締役、CEO兼執行役会長	(注2)	160

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
執行役	財務統括 責任者 (CFO)	中 川 順 子	昭和40年 7月26日生	昭和63年 4月 当社入社 平成16年 3月 当社退職 平成20年 1月 野村ヘルスケア・サポート&アド バイザリー株式会社シニアアドバ イザー 平成20年 4月 同社取締役社長 平成22年 6月 同社取締役 平成23年 3月 同社取締役退任 平成23年 4月 当社執行役(現職) 当社財務統括責任者(CFO)(現職) 野村証券株式会社執行役(現職) 同社財務統括(現職)	(注2)	—
計 (注3)						1,012

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

- 2 執行役の任期は、平成23年 6月28日の取締役会での選任後、平成24年 3月期に係る定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
- 3 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性とスピード感のあるグループ経営を追求し、野村グループ全体として中長期的な企業価値の向上を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。

なかでも、経営の透明性の確保に係る改革を積極的に推進し、平成13年10月に持株会社体制へ移行した際、監督機能の強化のための社外取締役の設置、社外取締役も参加する経営管理委員会（現、内部統制委員会）の設置、過半数が社外取締役からなる報酬委員会の設置、社外の有識者からなるアドバイザリー・ボードの設置等を行い、また同年12月にはニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場を機に情報開示の更なる充実を図り、透明性の高い経営体制の構築を進めてまいりました。平成15年6月には委員会設置会社に移行し、経営の監督機能と業務執行を分離し、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置することで、より一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上を実現するとともに、執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することで、スピード感のある連結経営を行っております。

また、平成16年には「野村グループ倫理規程」を制定し、コーポレート・ガバナンスに関する事項や企業の社会的責任に関する事項について野村グループの役員・社員一人一人が遵守すべき項目を定め、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、当社ホームページからもご覧いただけます。

(<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/>)

提出会社の企業統治に関する事項

1. 企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は委員会設置会社形態を採用しております。委員会設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断いたしております。

また、当社はNYSE上場企業として、我が国における機関形態の中で、委員会設置会社形態がNYSE上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近い機関形態であると考えております。

<業務執行の仕組み>

当社は委員会設置会社であるため、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については「経営会議」、「統合リスク管理会議」、「内部統制委員会」といった会議体を設置し、審議・決定することとしております。各会議体の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

①経営会議

グループCEOを議長とし、グループCOO、部門CEO（ビジネスを行う部門の責任者）、その他グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループの経営戦略、事業計画および予算ならびに経営資源のアロケーションをはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

②統合リスク管理会議

グループCEOを議長とし、グループCOO、部門CEO、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、その他グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、経営会議からの委任を受けて、野村グループの統合リスク管理に関する重要事項について審議・決定しております。なお、ポジション・リスク管理上重要性の高い個別の事案については、統合リスク管理会議の下に「リスク審査委員会」を設置し、そこで審議・決定することとしております。このほか、リスク・マネジメントについては、流動性リスク管理について審議する会議体や、リスク管理に関する情報収集・分析を行う専門部署を設置するなど、国際的な議論等も踏まえた適切な管理体制を構築しております。

③内部統制委員会

グループCEOを議長とし、グループCEOが指名する者、監査委員会が選定する監査委員、取締役会が選定する取締役（監査特命取締役）から構成される会議体であり、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

取締役会から委任された重要な業務の執行を決定している会議体での審議状況について、取締役会は各会議体から3ヶ月に1回以上の報告を受けることとしております。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受け、個々の担当業務のビジネス、オペレーションに専念する役割の「執行役員」を設置しております。

このほか、経営戦略の立案に社外の視点を活用することを目的に、経営会議の諮問機関として著名な経営者からなる「アドバイザー・ボード」を設置しております。

<各種委員会について>

当社は委員会設置会社であるため、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

①指名委員会

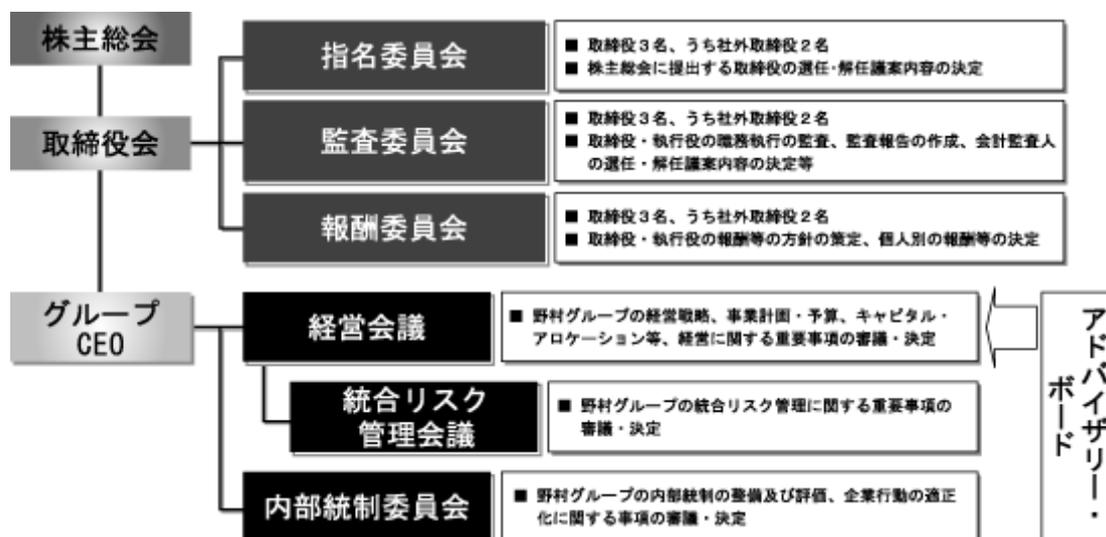
株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。議案の決定は、人格・識見、企業経営の経験や専門性、独立性などの一定の選任基準を定め、当該基準を踏まえて行っております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役である坂根正弘および兼元俊徳で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

②監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役の辻晴雄および藤沼亜起、ならびに執行役を兼務しない取締役の板谷正徳で構成され、委員長は辻晴雄が務めております。全ての委員は、米国企業改革法に基づく独立取締役の要件を満たしており、また、藤沼亜起は同法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

③報酬委員会

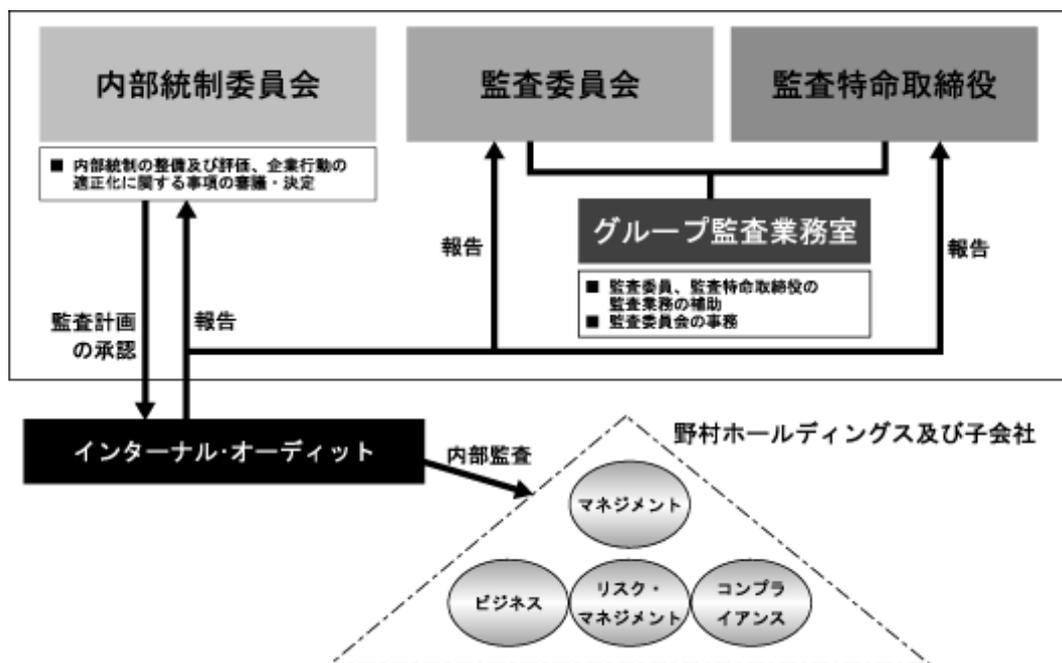
取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。報酬委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役である坂根正弘および兼元俊徳で構成され、委員長は古賀信行が務めております。



2. 内部統制システム整備の状況

野村グループは、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しております。

また、内部統制の有効性および妥当性については、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーデイト部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。同部はその業務遂行について、内部統制委員会の指揮に従っております。内部監査の結果については、執行ラインのみならず、監査委員会および監査特命取締役に対しても報告が行われております。



3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 「リスクについての定量・定性的開示」をご参照ください。

4. 報酬

野村グループの報酬制度の概要は、以下のとおりです。

(1) 報酬の方針

グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上を可能とする優秀な人材の確保・維持・動機づけ・育成に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めております。当該方針は大きく分けて以下の6つの内容から構成されます。

1. 当社が重視する価値および戦略との合致
2. 会社、部門、個人の業績の反映
3. リスクを重視した適切な業績測定
4. 株主との利益の一致
5. 適切な報酬体系
6. ガバナンスとコントロール

(2) 報酬におけるガバナンス

野村ホールディングスの法定の報酬委員会は、「野村グループの報酬の基本方針」を決定し、報酬制度と事業戦略との一致を図っております。

報酬の方針の実際の運営にあたっては、「人事委員会」に一定の権限が委任されております。報酬に関する人事委員会の主な役割は以下の通りです。

- ・ グローバルな報酬戦略に基づき、役員および従業員に対して業績向上につながる適切なインセンティブを提供し、事業の成功に対する各人の貢献に正しく報いるような報酬制度を承認すること
- ・ 賞与総額および各部門に対するその配分額を承認すること
- ・ 業績連動報酬を含む処遇が個人の業績と会社全体の業績を適切に反映するように、主要な経営幹部の業績測定方法を検討すること
- ・ 報酬の方針の妥当性を継続的に検証すること
- ・ グローバルな福利厚生制度に関する主要な変更を承認すること

人事委員会のメンバーには定まった任期はなく、同委員会の委員長が選任します。現在のメンバーは、当社のグループCEO、グループCOO、ホールセールグループ部門CEO、営業部門CEO、財務統括責任者（CFO）、CEO/COOオフィス担当執行役員、人事担当執行役員および取締役（1名）であり、グループCEOが委員長を務めております。

(3) 報酬に関する規制の動向と当社の報酬制度の見直し

近年の世界的な金融危機以降、当社が業務を行っている主要な国・地域において、各種規制・監視体制が強化されております。当社は、当社の事業、規制および競争環境における様々な変化を踏まえ、外部の報酬コンサルティング会社からの助言も得ながら、平成22年3月期に報酬制度の全般的な見直しを行いました。

この見直しによって策定された新しい報酬制度は、事業戦略と成長を支援し、従業員を含む事業の主要なステークホルダーの期待に応えることを目的としています。また、グローバルな金融監督当局から構成される「金融安定理事会」（Financial Stability Board）および当社が業務を行っている主要な国・地域の規制当局の方針にも合致したものとなっています。

当社は今後も継続的に報酬制度の見直しを行い、規制当局の提言および指針ならびに常に変化する競争環境に適切に対応していきます。

(4) 当社の報酬制度の枠組み

年間報酬総額は、マーケット水準との比較に使われる数値であり、下記の項目を含みます。

報酬項目	目的	具体的な内容
ベースサラリー	<ul style="list-style-type: none">・各自の知識、スキル、能力、経験に応じて支給・各国・地域の労働市場における水準を反映・賞与額の変動に耐え得るだけの水準とする	基本給
固定手当	<ul style="list-style-type: none">・各国・地域の労働市場の慣行を反映し、固定報酬の一部として支給	住宅関連手当 時間外労働手当
変動報酬	<ul style="list-style-type: none">・チームおよび個人の業績と事業戦略や将来の付加価値への貢献に対する報酬・個人業績、リスクへの対処、コンプライアンス、部門間の協力等の幅広い観点を反映・社内およびマーケットの水準を適切に比較考量・事業の構築段階を考慮	現金賞与 繰延報酬

注： 福利厚生制度は各国・地域の法令・慣行に基づき運営されるものであり、上記の年間報酬総額には含めておりません。

平成22年3月期、当社はリスクテキングの度合いを減らすための規制当局の指針ならびに業界の動向を反映し、固定報酬と変動報酬の比率に関する見直しを行いました。この見直しは、当期の年間報酬総額をできるだけ増加させることなく、報酬における固定比率を増加させることを意図して行われました。

変動報酬は、会社全体と個人双方の業績に対する報酬として支給されます。その水準は、財務的ならびに非財務的な業績の評価に基づき決定されます。

報酬の保証は経済合理性に基づき必須とみなされる場合にのみ限定的に行われます。

(5) 変動報酬

変動報酬は年間報酬総額の中核を占め、従業員の利益と株主の長期的利益とを合致させることを目的としております。

1. 総額決定の枠組み

当社の報酬制度および慣行を全般的に見直す上で焦点となったのが、年間報酬総額の一部である変動報酬の総額決定方法です。株主への適正なリターンを確保するため、リスク調整後の利益に基づいて変動報酬総額を決定することが投資銀行業界における標準的な方法となる可能性があり、それは規制当局の要請にも合致しています。このため当社は、リスク調整後の税引前・人件費控除前の利益額に対する比率として報酬を決定することを重視しています。

報酬の決定に際しては、適切な比較対象企業におけるペイアウト比率を参考としますが、それはビジネス部門によって異なります。比較対象企業については、事業の内容、その規模と範囲、地域的分布を考慮して選定します。当社とこれらの企業とは、事業の発展と成長のために優秀な従業員を確保・維持する上で競争関係にあります。なお、管理部門における報酬の決定はビジネス部門における決定とは別に行われます。

当社が立ち上げようとしている事業の投資段階においては、報酬水準は予算上の目標値、ビジネス基盤の構築状況、資本の使用状況、賞与保証額およびマーケットの状況等の影響を受けますが、事業が成熟するにつれて徐々に水準は低下し、長期的に持続可能な水準に落ち着くと見込まれます。

2. 変動報酬の種類

当社の変動報酬の主要なものは下記のとおりです。

(a) 現金賞与

変動報酬の一定部分は事業年度終了後に現金で支給されます。報酬水準の低い従業員は全額が現金となりますが、報酬水準が高いほど現金賞与の比率が低くなります。これは規制当局の指針に沿ったものであり、グローバルに適用される方針ですが、各国・地域ごとに個別の規制がある場合には、現金賞与比率の決定に際し、当該規制が遵守されます。

(b) 繰延報酬

一定以上の変動報酬を受け取る役員および従業員に対しては、その一部が繰延報酬の形で支給されます。報酬の経済的価値を当社の株価にリンクすることや一定の受給資格確定期間を置くことによって、以下の効果を期待できます。

- ・従業員と株主との利害の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に個人資産増大の機会を与えることによる従業員のリテンション
- ・長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門や地域を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、繰延報酬については、金融安定理事会が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」において、繰延期間を3年以上とすることが推奨されています。そこで当社においても平成23年3月期に対応する繰延報酬より、当該指針に対応すべく、繰延期間の見直しを行いました。

現在の繰延報酬の種類は以下のとおりです。

1. 基本繰延報酬

ア. ストック・オプション

役員および特定の従業員に対して下記の2種類のストック・オプションを発行しております。

・ストック・オプションAプラン

権利を付与する時点での当社株式の時価を上回る権利行使価額を持つストック・オプションが付与されます。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。日本では税制適格型オプションとなるため、主として日本国内の従業員に対して付与しています。

・ストック・オプションBプラン

欧米で一般的なリスクリクティッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。

イ. ファントム・ストックプラン

これはストック・オプションBプランと主要な点で同一となるように設計されています。税制等の理由でストック・オプションの利用が不利な国においてもファントム・ストックプランは利用可能です。平成22年3月期の賞与支給時からは同プランをグローバルに活用しています。

2. 追加繰延報酬

平成23年3月期の賞与支給時から下記の繰延報酬も導入しました。これらのプランは、一定の役員および従業員に対して基本繰延報酬とは別に付与されます。これにより、競争の激しいマーケットにおいて、優秀な人材を維持し、動機づけることに役立つと考えております。

ア. カラー付ファントム・ストックプラン

同プランは当社の株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。

イ. ファントム・インデックスプラン

同プランは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つ（主要先進国の株価を反映）に連動します。繰延期間や受給資格など他の主要な条件はカラー付ファントム・ストックプランと同じです。

(6) 取締役および執行役の報酬

上記の報酬に関する基本的な考え方や枠組みのもと、日本の会社法上の委員会設置会社である野村ホールディングスでは、法定の報酬委員会が、取締役および執行役にかかる報酬の方針に基づき、取締役および執行役の報酬等の額を決定しております。同委員会は、執行には関わらない取締役を委員長とし、過半数が社外取締役からなる、極めて独立性の高い機関であります。

1. 取締役・執行役の報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	人数	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役（社外取締役を除く）	5名	184	89	2	275
執行役	10名	563	331	36	930
社外取締役	8名	233	11	—	244
合計	23名	980	431	38	1,449

子会社からの報酬等を含みます。

2. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

(単位：百万円)

氏名	会社	役員区分	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
氏家 純一	提出会社	取締役会長	95	65	—	160
渡部 賢一	提出会社	執行役社長	108	63	1	172
柴田 拓美	提出会社	執行役副社長	96	56	3	155
多田 斎	提出会社	執行役	70	84	22	176
吉川 淳	提出会社	執行役	60	32	9	101

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続・内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は委員会設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および監査委員会が担っております。監査委員会は、社外取締役の辻晴雄および藤沼亜起、ならびに執行役を兼務しない取締役の板谷正徳で構成されており、業務執行からの独立性を一層明確にしております。そのうち、藤沼亜起は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、野村グループの業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席や日常的なヒアリング・往査等の経営監視活動を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会を補助する組織として、室長1名を含む使用人5名以上からなる「グループ監査業務室」を設置し、監査委員および監査特命取締役の監査業務の補助や、監査委員会の事務を行っております。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、グループ監査業務室の使用人に係る採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、監査委員および監査特命取締役が出席する「内部統制委員会」に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。個別の内部監査の結果についても、グループ・インターナル・オーディット部から監査委員会に対し直接または監査特命取締役を通じ、原則として月次で定期報告がなされています。また、監査委員は内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができることとしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に1度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）の説明を受け監査委員会として同意しております。これに加えて、会計監査人およびその関連会社が、当社および当社の子会社に対して提供する業務の内容および報酬については、米国企業改革法および関連する米国証券取引委員会（SEC）規則に基づき、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続を定めております。

社外取締役の員数、提出会社の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係、企業統治に果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方

経営の監督機能と業務執行が制度的に分離された委員会設置会社である当社の取締役会は、取締役14名のうち8名を社外取締役が占めており、外部の視点を重視した監督のもとで、透明性の高い経営の実践を志向しております。社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし、取締役会あるいは指名・監査・報酬の各委員会の活動を通じて、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

社外取締役は全員とも、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は社外取締役8名全員を「独立役員」として指定し、取引所に届け出ております。

株式の保有状況

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 398銘柄
貸借対照表計上額の合計額 88,173百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄名称	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	3,553	13,261	取引関係強化のため
株式会社りそなホールディングス	7,905	8,965	同上
株式会社電通	2,400	5,643	同上
アサヒビール株式会社	2,650	4,587	同上
あいおい損害保険株式会社	7,644	3,357	同上
株式会社千葉銀行	5,693	3,121	同上
ヒロセ電機株式会社	300	3,097	同上
株式会社高島屋	3,200	2,385	同上
株式会社ベネッセホールディングス	568	2,228	同上
株式会社常陽銀行	4,298	1,731	同上

(注) あいおい損害保険株式会社は、平成22年4月1日付でMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（三井住友海上グループホールディングス株式会社が平成22年4月1日付で商号変更）と株式交換を実施し、同社の完全子会社となりました。これに伴い、当社が保有するあいおい損害保険株式会社の株式7,644千株に対して、平成22年4月1日付でMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の株式1,452千株の割当交付を受けております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄名称	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	3,553	11,903	取引関係強化のため
株式会社電通	2,400	5,153	同上
アサヒビール株式会社	2,650	3,665	同上
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	1,810	3,428	同上
株式会社りそなホールディングス	7,905	3,130	同上
ヒロセ電機株式会社	300	2,688	同上
株式会社千葉銀行	5,693	2,653	同上
株式会社ベネッセホールディングス	568	1,933	同上
株式会社高島屋	3,200	1,699	同上
株式会社群馬銀行	3,168	1,397	同上
日揮株式会社	700	1,364	同上
株式会社西日本シティ銀行	4,610	1,102	同上
南海電気鉄道株式会社	3,316	1,101	同上
株式会社広島銀行	3,000	1,083	同上
株式会社静岡銀行	1,500	1,032	同上
株式会社クレディセゾン	759	1,016	同上
株式会社大阪証券取引所	2	1,002	同上
株式会社武蔵野銀行	313	844	同上
スルガ銀行株式会社	1,136	839	同上
株式会社十六銀行	2,617	715	同上
三井不動産株式会社	516	708	同上
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	4,132	669	同上
株式会社札幌北洋ホールディングス	1,670	668	同上
日本通運株式会社	2,060	657	同上
株式会社伊予銀行	934	647	同上
日本証券金融株式会社	1,010	556	同上
昭和飛行機工業株式会社	834	533	同上
株式会社青森銀行	2,040	520	同上
株式会社平和	400	515	同上
株式会社阿波銀行	1,000	505	同上

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

(単位：百万円)

前事業年度	当事業年度			
貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
19,713	26,312	154	—	16,119

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

取締役および執行役の責任免除

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

種類株式について

資金調達の実現を可能な限り広く確保し、将来にわたり経済やビジネスの環境変化に迅速に対応していくことが可能となるよう、当社は、普通株式のほか、無議決権優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、普通株主に先立ち優先配当金を受けている限り、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

なお、提出日現在、現に発行している株式は普通株式のみであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

1. 業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 英 公一	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 松村 洋季	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻井 雄一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 亀井 純子	新日本有限責任監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 21名

その他 59名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	848	92	806	74
連結子会社	305	92	297	99
計	1,153	184	1,103	173

② 【その他重要な報酬の内容】

提出会社およびその連結子会社等（以下、「当社」）は、当社の監査公認会計士等に該当する新日本有限責任監査法人の提携会計事務所であるアーンスト アンド ヤングおよび同一のネットワークに属している関係会社等より、監査業務、監査関連業務、税務業務などの役務提供を受けており、その報酬の総額は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
監査報酬	1,577	1,480
監査関連報酬	47	67
税務業務に対する報酬	135	115
その他の報酬	12	156
合計	1,771	1,818

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項にかかる助言等の役務提供等およびコンフォートレター作成業務等があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括責任者（CF0）の説明を受けた上で監査委員会として同意する手続きが執られております。また、新日本有限責任監査法人、その提携会計事務所であるアーnst アンド ヤングならびに同一のネットワークに属している関係会社等が当社に対して提供する非監査業務の内容および報酬については、CF0の申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続きを定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第2条第3項の規定に基づき、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて作成しております。

なお、第106期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第107期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成22年3月期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)および平成23年3月期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに第106期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)および第107期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、かつ会計基準等の変更等についての的確に対応するための社内組織や、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保するための社内組織を設置しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		平成22年 3 月31日	平成23年 3 月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		1,020,647	1,620,340
定期預金		196,909	339,419
取引所預託金およびその他の顧客分別金		134,688	190,694
計		1,352,244	2,150,453
貸付金および受取債権：	※9		
貸付金	※3	1,310,375	1,271,284
(平成22年3月31日現在 692,232百万円、 平成23年3月31日現在 554,180百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		59,141	32,772
顧客以外に対する受取債権		707,623	928,626
貸倒引当金		△ 5,425	△ 4,860
計		2,071,714	2,227,822
担保付契約：	※3		
売戻条件付買入有価証券		7,073,926	9,558,617
(平成23年3月31日現在 904,126百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,393,287	5,597,701
計		12,467,213	15,156,318
トレーディング資産およびプライベート ・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※3,4	14,374,028	14,952,511
(平成22年3月31日現在 3,921,863百万円、 平成23年3月31日現在 4,621,042百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成22年3月31日現在 18,546百万円、 平成23年3月31日現在 15,444百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※3,5	326,254	289,420
(平成22年3月31日現在 61,918百万円、 平成23年3月31日現在 62,553百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		14,700,282	15,241,931
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		357,194	392,036
(平成22年3月31日現在 273,616百万円、 平成23年3月31日現在 300,075百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※3	308,814	591,797
投資持分証券	※3	122,948	91,035
関連会社に対する投資および貸付金	※19	251,273	273,105
その他	※11	598,746	568,493
計		1,638,975	1,916,466
資産合計		32,230,428	36,692,990

		平成22年 3 月 31 日	平成23年 3 月 31 日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成22年 3 月 31 日現在 103,975百万円、 平成23年 3 月 31 日現在 183,524百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3, 12	1,301,664	1,167,077
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		705,302	880,429
顧客以外に対する支払債務		374,522	410,679
受入銀行預金		448,595	812,500
計		1,528,419	2,103,608
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (平成23年 3 月 31 日現在 332,337百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※ 3	8,078,020	10,813,797
貸付有価証券担保金		1,815,981	1,710,191
その他の担保付借入		1,322,480	1,162,450
計		11,216,481	13,686,438
トレーディング負債	※3, 4	8,356,806	8,688,998
その他の負債	※11	494,983	552,316
長期借入 (平成22年 3 月 31 日現在 1,839,251百万円、 平成23年 3 月 31 日現在 2,300,606百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3, 12	7,199,061	8,402,917
負債合計		30,097,414	34,601,354
コミットメントおよび偶発事象	※20		
資本：	※17		
資本金		594,493	594,493
無額面：			
授権株式数－ 平成22年 3 月 31 日現在 6,000,000,000株 平成23年 3 月 31 日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数－ 平成22年 3 月 31 日現在 3,719,133,241株 平成23年 3 月 31 日現在 3,719,133,241株			
発行済株式数（自己株式控除後）－ 平成22年 3 月 31 日現在 3,669,044,614株 平成23年 3 月 31 日現在 3,600,886,932株			
資本剰余金		635,828	646,315
利益剰余金		1,074,213	1,069,334
累積的その他の包括損益		△ 109,132	△ 129,696
計		2,195,402	2,180,446
自己株式(取得価額)		△ 68,473	△ 97,692
自己株式数－ 平成22年 3 月 31 日現在 50,088,627株 平成23年 3 月 31 日現在 118,246,309株			
野村ホールディングス株主資本合計		2,126,929	2,082,754
非支配持分		6,085	8,882
資本合計		2,133,014	2,091,636
負債および資本合計		32,230,428	36,692,990

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

② 【連結損益計算書】

		平成22年3月期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		395,083	405,463
投資銀行業務手数料		121,254	107,005
アセットマネジメント業務手数料		132,249	143,939
トレーディング損益	※3,4	417,424	336,503
プライベート・エクイティ投資関連損益		11,906	19,292
金融収益		235,310	346,103
投資持分証券関連損益		6,042	△ 16,677
その他		37,483	43,864
収益合計		1,356,751	1,385,492
金融費用		205,929	254,794
収益合計(金融費用控除後)		1,150,822	1,130,698
金融費用以外の費用：			
人件費		526,238	518,993
支払手数料		86,129	92,088
情報・通信関連費用		175,575	182,918
不動産関係費		87,806	87,843
事業促進費用		27,333	30,153
その他		142,494	125,448
金融費用以外の費用計		1,045,575	1,037,443
税引前当期純利益		105,247	93,255
法人所得税等	※16	37,161	61,330
当期純利益		68,086	31,925
差引：非支配持分に帰属する当期純利益		288	3,264
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益		67,798	28,661

		平成22年3月期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※13		
基本-			
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益		21.68	7.90
希薄化後-			
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益		21.59	7.86

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

③ 【連結資本勘定変動表】

区分	平成22年3月期	平成23年3月期
	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	321,765	594,493
新株の発行	217,728	—
転換社債型新株予約権付社債の転換	55,000	—
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	374,413	635,828
会計原則の変更による累積的影響額 (1)	△ 26,923	—
新株の発行	228,934	—
転換社債型新株予約権付社債の転換	55,000	—
自己株式売却損益	5,702	3,191
新株予約権の付与および行使	△ 4,242	7,296
転換社債型新株予約権付社債に関連する有利転換条項	2,959	—
子会社株式の売却等	561	—
その他の増減(純額)	△ 576	—
期末残高	635,828	646,315
利益剰余金		
期首残高	1,038,557	1,074,213
会計原則の変更による累積的影響額 (1) (2)	△ 6,339	△ 4,734
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益	67,798	28,661
現金配当金	△ 25,803	△ 28,806
期末残高	1,074,213	1,069,334
累積的其他の包括損益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 73,469	△ 74,330
当期純変動額	△ 861	△ 23,096
期末残高	△ 74,330	△ 97,426
確定給付年金制度		
期首残高	△ 44,968	△ 34,802
年金債務調整額	10,166	2,532
期末残高	△ 34,802	△ 32,270
期末残高	△ 109,132	△ 129,696
自己株式		
期首残高	△ 76,902	△ 68,473
取得	△ 18	△ 37,378
売却	13	4
従業員に対する発行株式	8,275	8,155
その他の増減(純額)	159	—
期末残高	△ 68,473	△ 97,692
野村ホールディングス株主資本合計		
期末残高	2,126,929	2,082,754
非支配持分		
期首残高	12,150	6,085
現金配当金	△ 103	△ 100
非支配持分に帰属する当期純利益	288	3,264
非支配持分に帰属する累積的其他包括利益(△損失)		
為替換算調整額	△ 196	△ 1,055
子会社株式の購入・売却等(純額)	△ 2,004	0
その他の増減(純額)	△ 4,050	688
期末残高	6,085	8,882
資本合計		
期末残高	2,133,014	2,091,636

- (1) 前期で表示しておりました「「企業自身の株式に関する契約」初年度適用調整額」は、当期より「会計原則の変更による累積的影響額」として表示しております。
- (2) 当期で表示しております「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-17号「連結（トピック810）：変動持分事業体に関わる企業の財務報告書の改善」（以下「ASU2009-17」）に関連する初年度適用期首残高調整額です。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

④ 【連結包括利益計算書】

区分	平成22年3月期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	68,086	31,925
その他の包括利益(△損失)：		
為替換算調整額(税引後)	△ 1,057	△ 24,151
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	18,339	4,074
繰延税額	△ 8,173	△ 1,542
計	10,166	2,532
その他の包括利益(△損失)合計	9,109	△ 21,619
包括利益	77,195	10,306
差引：非支配持分に帰属する包括利益	92	2,209
野村ホールディングス株主に帰属する包括利益	77,103	8,097

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	平成22年3月期	平成23年3月期
	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	68,086	31,925
当期純利益の営業活動に使用された現金(純額)への調整		
減価償却費および償却費	73,081	75,587
株式報酬費用	9,737	18,638
投資持分証券関連損益	△ 6,042	16,677
持分法投資損益(受取配当金控除後)	△ 8,097	△ 6,800
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	2,446	6,348
繰延税額	19,574	55,199
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	348,003	△ 155,251
取引所預託金およびその他の顧客分別金	142,416	△ 67,738
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	△ 3,123,679	△ 1,481,908
トレーディング負債	3,737,079	1,206,394
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)	△ 1,437,635	327,668
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)	△ 69,472	△ 446,152
その他の担保付借入	△ 1,591,535	△ 160,031
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	△ 248,175	△ 354,691
支払債務	139,919	319,506
賞与引当金	30,784	△ 8,802
未払法人所得税(純額)	65,718	△ 26,174
その他(純額)	347,022	414,515
営業活動に使用された現金(純額)	△ 1,500,770	△ 235,090

	平成22年3月期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△ 83,079	△ 186,350
建物、土地、器具備品および設備の売却	2,909	109,888
投資持分証券の購入	△ 2,318	△ 221
投資持分証券の売却	1,272	3,247
銀行貸付金の増加(純額)	△ 105,800	△ 60,350
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)	△ 64,586	△ 286,013
事業の取得および売却(純額)	△ 9,865	5,570
関連会社に対する投資の増加(純額)	△ 13	△ 8,936
その他投資およびその他資産の 増加(純額)	△ 8,163	△ 49
投資活動に使用された現金(純額)	△ 269,643	△ 423,214
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	3,059,225	2,267,658
長期借入の減少	△ 1,470,978	△ 1,188,034
短期借入の増加(△減少)(純額)	137,076	△ 97,282
受入銀行預金の増加(純額)	13,279	368,354
新株発行に伴う収入	446,662	—
自己株式の売却に伴う収入	10	8
自己株式の取得に伴う支払	△ 18	△ 37,378
配当金の支払	△ 11,130	△ 29,083
子会社における株式の発行に伴う収入	2,404	—
財務活動から得た現金(純額)	2,176,530	1,284,243
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	964	△ 26,246
現金および現金同等物の増加額	407,081	599,693
現金および現金同等物の期首残高	613,566	1,020,647
現金および現金同等物の期末残高	1,020,647	1,620,340

	平成22年3月期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額－		
利息の支払額	210,742	259,679
法人所得税等支払額(△還付額)(純額)	△62,994	32,305
現金支出を伴わない取引－		
<p>事業の取得 平成22年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き45,981百万円、増加した負債の合計金額は27,663百万円であります。</p> <p>キャピタル・リースによる資産の取得 平成22年3月期、26,572百万円のキャピタルリースによる資産の取得による増加が、連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。</p> <p>転換社債の転換 平成22年3月期、当社は転換社債型新株予約権付社債が110,000百万円転換されております。結果、資本金が55,000百万円、資本剰余金55,000百万円がそれぞれ増加しております。</p> <p>その他 平成23年3月期、ASU2009-17の適用により、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き275,464百万円、増加した負債の合計金額は289,757百万円であります。</p>		

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

〔連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「提出会社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社（以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）第2条第3項の規定に基づき、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。また当社は平成21年7月1日より開始した第2四半期より米国会計原則の唯一の参照文献となった編纂書を適用しました。従前の米国の会計基準文献の参照は全て編纂書への参照に置き換えられています。詳細につきましては「注記2 会計方針の要旨―連結財務諸表作成上の基礎」をご参照ください。なお、平成23年3月期において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が上回る場合には当該影響額の後に「（利益）」と記載し、下回る場合には「（損失）」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる便益享受者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成22年3月期および平成23年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、9,407百万円（利益）および16,896百万円（損失）であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成

22年3月期および平成23年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、1,495百万円（損失）および60百万円（損失）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状態が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。平成22年3月期および平成23年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ6,511百万円（利益）および6,197百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、この様な公正価値オプションは容認されておられません。平成22年3月期および平成23年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ13,925百万円（損失）および17,853百万円（利益）であります。なお、当社の連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されません。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、この様な相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされております。

・ 転換社債型新株予約権付社債の会計処理

米国会計原則では、転換社債型新株予約権付社債が内包するデリバティブが発行会社の株価にインデックス付けられている場合において一定の基準を満たす場合には一体として負債として処理し、インデックス付けられていない場合や基準を満たさない場合にはデリバティブ部分を区分処理し負債として処理します。また、区分処理されていない転換社債型新株予約権付社債の発行時の転換価格が株価を下回る場合や、発行後に転換価格が時価よりも下方に変更される事象が起きた場合には、本源的価値部分を資本剰余金として計上し、償還金額との差額は支払利息として每期償却されます。日本会計原則では、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）、もしくは、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は純資産の部に「新株予約権」として計上する方法（区分法）が選択可能です。

・ 子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差額が損益として計上されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

2 会計方針の要旨：

事業の概況

提出会社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

当社の事業は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上区分された部門に基づいて行われております。平成22年4月に、当社はグローバル・マーケッツ部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。また、当社の事業別セグメントを業務運営を反映するために再編成いたしました。したがって、当社の業務運営ならびに経営成績の報告は営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。ホールセール部門は、さまざまな投資家向けに債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングのグローバルな展開、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務などの多様な投資銀行サービスの提供、投資先企業の価値向上を目指すプライベート・エクイティ投資を行っております。

連結財務諸表作成上の基礎

平成21年7月1日より当社は編纂書105「一般に公正妥当と認められた会計原則」ならびに会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-01号「トピック105 一般に公正妥当と認められた会計原則」により要求されている編纂書を適用しております。編纂書の主な目的は、従前は会計原則に関わる意見書が米国財務会計基準審議会意見、緊急問題専門委員会要約、米国財務会計基準審議会解釈指針、米国財務会計基準審議会スタッフの見解、米国公認会計士協会の意見書や業種別のガイドなど様々な所より発表されていたため、これらの文献を一元化することにあります。また、平成21年7月1日以降の米国財務会計基準審議会による編纂書の変更は全てASUを通じて公表されることとなりました。

編纂書は現行の原則を一箇所に集めたものであり、新しい指針を示すものではないため、編纂書適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。連結財務諸表における米国の会計基準文献への参照は該当する編纂書のトピックあるいはサブ・トピック番号に置換えております。

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。提出会社はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、編纂書810「連結」（以下「編纂書810」）の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合でも業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体であります。提出会社は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。編纂書946「金融サービス - 投資会社」（以下「編纂書946」）において投資会社と判定される一定の変動持分事業体、あるいは業界の慣行として編纂書946と同様の判定基準のガイダンスが適用される変動持分事業体については、当社が期待損失の過半を負担、あるいは期待残存利益の過半を享受、またはそのいずれにも該当する場合には、当社が主たる受益者となります。

当社は、変動持分事業体に該当しない事業体については当社が議決権の過半を所有する場合には通常当社が支配的財務便益を保有しているものと判定しております。

当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップの3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産一関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、トレーディング資産またはプライベート・エクイティ投資の勘定に計上しております。当社のマーチャント・バンキングビジネスに関する投資はプライベート・エクイティ投資の勘定に計上されております。それ以外の投資はトレーディング資産に計上されております。当社が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

提出会社の投資先には編纂書946に基づく投資会社があります。野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（以下「NPF」）などの子会社を含む投資会社における全ての投資については連結や持分法の適用を行わず公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

提出会社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル PLC があります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

連結財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟および税務調査の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに連結財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。従いまして、実際の結果がこれらの見積りと異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により特定の適用が要求される場合と、当社が公正価値オプションを選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など限定的な状況で使用されます。

いずれの場合にも、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しておりま

す。当社が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

すべてのプライベート・エクイティ投資は公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。詳細については「注記5 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、次の条件を満たすことにより当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフバランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。

外貨換算

提出会社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、野村ホールディングス株主資本に累積的その他の包括損益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

手数料収入

収益—委託・投信募集手数料には証券仲介手数料が含まれ、約定日に認識し、当期の損益に計上しております。収益—投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は関連するサービスが履行された時に認識されます。収益—アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき、または特定の業務執行の要件が満たされたときに計上されております。

トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産および負債は主に負債および持分証券、デリバティブ、ならびに貸付金です。

トレーディング資産およびトレーディング負債については、デリバティブ取引から生じるコミットメント契約を含み、全て連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益―トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ取引」）は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります。当社は、原資産である有価証券の価値に関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務（未払利息を含む）とともに日々把握し、必要な場合追加担保を徴求したり、もしくは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上しておりますが、公正価値オプションを適用し公正価値で計上しているものもあります。担保請求が厳密に行われているため、レポ取引については、通常貸倒引当金の計上はしておりません。

当社は、レポ取引の中でも差し入れた担保債券の満期がレポ取引の満期と一致し、かつ編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の金融資産の消滅の要件を満たすものについては担保付資金調達取引ではなく「満期レポ取引」として売却処理を行っております。当社の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成22年3月31日においては185,047百万円、平成23年3月31日においては169,766百万円であります。

当社では編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たした、値洗いや有価証券の差替権を有さない日本の現先取引についても、売却処理を行っております。平成22年3月31日および平成23年3月31日において連結貸借対照表からオフバランス処理された現先取引に係わる有価証券の金額は重要ではありませんでした。これらの現先取引の大半は、平成13年より日本の金融市場においてより一般的に使用されるようになった日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）に移行されております。現先取引とは異なり、現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。

現先レポ取引を含むレポ取引は、編纂書210-20「貸借対照表―相殺」（以下「編纂書210-20」）の相殺規定に適合する場合に、取引相手ごとに相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。相殺については「注記9 金融債権」をご参照ください。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。有価証券貸借取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が有価証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用

有価証券を受け入れます。当社は日々借り入れまたは貸し付けている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。公正価値オプション採用もあり担保請求が厳密に行われているため、有価証券貸借取引については、通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

有価証券貸付取引の中には編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、当社の連結貸借対照表上、売却処理されているものがあります。平成22年3月31日および平成23年3月31日において連結貸借対照表からオフバランス処理された有価証券貸付取引に関わる有価証券の金額はそれぞれ153,808百万円および291,870百万円であります。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっており、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記8 証券化および変動持分事業体」および「注記12 借入」をご参照ください。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レポ取引分を含む）、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

当社はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引はそれぞれ、その公正価値が正の価値か負の価値かにより、連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書に計上されます。

デリバティブ資産および負債の評価額は、編纂書210-20に適合する場合には取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。また、現金担保の請求権（債権）および返済義務（債務）の公正価値もまた、純額処理された関連するデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

一部の組込債券などの複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、社債や譲渡性預金といった主契約から区分され公正価値で評価されています。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理されたデリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上しております。

トレーディング目的以外のデリバティブ取引

当社は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じるリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。一部のトレーディング目的以外のデリバティブ取引については編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）における公正価値ヘッジや純投資ヘッジとしてヘッジ指定しております。

当社はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分が判定されます。有効と判定された損益は野村ホールディングス株主資本の累積的その他の包括損益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。

詳細については「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値あるいは償却原価により計上されております。貸付金の利息収入は原則として収益—金融収益に計上されております。

公正価値により計上されている貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値での測定が選択されております。当社は、貸付金および当該貸付金のリスク軽減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、当社が組成した貸付金については繰延収益および費用、購入した貸付金に関しては未償却プレミアムもしくはディスカウントで原価を調整し、貸倒引当金等を控除した価額であります。直接費用を差引いた貸付金組成に関する収益の純額は、貸付期間にわたって金利の調整として償却され、償却額は収益—金融収益に計上されております。

ローン貸出手数料収入は貸出に関連する費用を控除後償却され利息の調整としてローン期間に渡り収益—金融収益に計上されております。繰延貸出手数料の純額は平成22年3月31日においては525百万円、平成23年3月31日においては483百万円であります。

詳細については「注記9 金融債権」をご参照ください。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、決済日までに有価証券の引渡が完了していない（フェイル）受取債権、信用預託金、手数料、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。純額表示される約定見返勘定資産残高は平成22年3月31日においては95,954百万円が顧客以外に対する受取債権に含まれております。平成23年3月31日においては残高はありませんでした。

これらの受取債権については、個別に減損が特定されている受取債権については、発生が見込まれる損失可能性に経営者の最善の見積もりを反映したクレジット損失を差し引いた金額で計上されております。クレジット損失は連結貸借対照表上、貸倒引当金に計上されております。

貸出コミットメント

未実行貸出コミットメントは簿外債務として認識されるか、トレーディング商品または公正価値オプションの選択により公正価値で計上されております。

貸出コミットメントは通常貸出しが実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産あるいは公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として受取時に収益認識されております。

貸付金が予見できる将来に渡って保有される場合の貸出コミットメントについて、当社はクレジット損失の引当を連結貸借対照表上その他の負債—その他に計上しており、引き当ては経営者の最善の見積もりにより個別に減損していると認められた貸出コミットメントから発生すると見込まれる損失を反映しております。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、利息の調整として契約期間に渡り認識されます。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、決済日までに有価証券の引渡が完了していないブローカー・ディーラーに対する支払債務（フェイル）、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。純額表示される約定見返勘定残高は、平成22年3月31日現在においてはなく、平成23年3月31日現在においては60,771百万円が顧客以外に対する支払債務に含まれております。

受入銀行預金は、銀行子会社において保有する銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

建物、土地、器具備品および設備

当社が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

有形資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年から50年
器具備品および設備	3年から35年
ソフトウェア	5年以内

有形資産の減価償却費および無形資産の償却費は、金融費用以外の費用—情報・通信関連費用に平成22年3月期は51,924百万円、平成23年3月期は52,455百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用—不動産関係費に平成22年3月期は21,157百万円、平成23年3月期は23,132百万円がそれぞれ含まれております。

不動産に係わるリース契約については編纂書840「リース」（以下「編纂書840」）によりオペレーティング・リースあるいはキャピタル・リースに分類されます。オペレーティング・リースの賃料はリース期間にわたり定額法で認識されます。キャピタル・リースの場合には、当社はリース物件を認識するとともに最低支払リース料を連結貸借対照表に負債として認識します。リース物件は当初編纂書820により公正価値をもって認識され、その後は定額法により見積耐用年数に渡り減価償却されます。リース対象物件の建設に当社が一定の関与をする場合には、当社が建設工事の所有者であるとみなされ、建設が完了するまでの間、連結貸借対照表上リース物件を認識します。建設完了時にリース物件は、編纂書840により当社の当該物件への関与の度合いにより売却処理あるいは当社の連結貸借対照表で引き続き認識されます。

のれんおよびその他の非償却無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が公正価値を上回っている金額の損失を認識しております。

当社はソフトウェア、建物、土地、器具備品および設備の評価減による非資金性の減損費用を、平成22年3月期は194百万円、平成23年3月期は1,532百万円計上しております。それらは連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上されております。これらの資産の評価減後の帳簿価額は見積公正価値によっております。

投資持分証券

当社は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同時に、これらの企業が当社のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

当社はこれらの投資を事業上の目的で保有しており、連結貸借対照表上、公正価値で評価し、その他の資産—投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益—投資持分証券関連損益で認識しております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券によって構成され、平成22年3月期には、連結貸借対照表上それぞれ89,045百万円および33,903百万円、平成23年3月期には、それぞれ66,792百万円および24,243百万円が含まれております。

トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。トレーディング目的以外の負債証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。

短期および長期借入

短期借入は要求払、借入日に契約満期が1年以下あるいは契約満期は1年超であるが借入日より1年以内に当社のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求できる場合と定義されております。

短期および長期借入は、主にコマーシャル・ペーパー、銀行借入、当社および当社により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されております。これら金融負債のうち、一部の仕組債および譲渡取消による担保付借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期ならびに長期借入はおおむね償却原価で計上されております。

仕組債

仕組債とは、投資家に対し、単純な固定または変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付け、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴（多くの場合、会計上はデリバティブの定義に該当します。）が組み込まれた負債証券です。

平成20年4月1日以降に当社が発行したすべての仕組債には、公正価値オプションが適用され経常的に公正価値で評価されております。このように仕組債に包括的な公正価値オプションの適用を選択した趣旨は、仕組債とリスク管理に使用するデリバティブの測定基準が異なることにより発生する連結損益計算書の変動を軽減し、かつ、これらの金融商品に適用する会計処理を全般的に簡素化するためです。

平成20年3月31日時点での発行済仕組債の中には、既に公正価値オプションが選択され公正価値で計上されている債券もありましたが、それ以外については、組込デリバティブを仕組債から区分処理して計上しております。区分処理されたデリバティブは公正価値評価され、仕組債に組み込まれている債券は償却原価で計上されております。

公正価値オプションが選択された仕組債および区分処理された組込デリバティブの公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益で計上されております。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

当社は、当社の税務上の見解が税務調査において是認される確率を、関連する事実関係および状況ならびに期末日時点において利用可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。当社は、追加情報が入手できた場合もしくは変更を要する事象が発生した

場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式報酬制度

当社により付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されます。

当社株式の交付により決済される株式報酬は資本型と区分されます。この報酬費用については通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払う義務を負う金額ならびに見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

ファントム・ストックのように現金で決済される株式報酬は負債型と区分されます。これらは貸借対照表日ごとに権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は決済額に一致します。

資本型および負債型の株式報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデルまたは当社株式の市場価値に基づいて測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（受給権の確定までの期間と通常一致する）にわたって認識されております。

詳細については「注記15 株式報酬制度」をご参照ください。

1株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づいた、全ての希薄化効果のある転換証券等の転換および転換仮定方式に基づき転換負債が転換されるものとして計算しております。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却無形資産は年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。のれんとは、被取得会社の買収価額が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は定期的に、のれんに関連するレポーティング・ユニットの公正価値と事業体の直近ののれんを含むそのレポーティング・ユニットの帳簿価額とを比較することによって、のれんの回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、のれんにかかる減損の算定が行われます。識別可能な無形資産のうち残存年数が確定できるものはその見積残存年数にわたり償却されます。

当社の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損であるかが判定されます。持分法適用投資先ののれん等の資産について個別減損判定はされません。

リストラクチャリング費用

事業の撤収活動に関する費用は負債が発生した期に公正価値で認識されます。そのような費用には従業員に提供される一時的な退職手当、一定の契約を終了させるための費用および従業員の移転費用などが含まれます。従業員に対して継続給付制度の一部として提供される退職給付は、負債が発生すると見込まれる期間にわたり金額を合理

的に見積もることが可能な場合には負債として認識されます。

取得した企業の特定の事業活動からの撤退、または取得した企業の従業員の解雇や配置転換といったリストラクチャリングの費用は、買収日においてそのような活動についての費用負担義務がある場合にのみ、企業結合において引き受けた負債として認識されます。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

以下の当社に関連する新しい会計基準は、平成23年3月期から適用しております。

金融資産の譲渡ならびに変動持分事業体の連結

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は金融資産の譲渡についての新ガイダンスを編纂書に加える会計基準の更新第2009-16号「譲渡ならびにサービシング（トピック860）：金融資産の譲渡の会計」（以下「ASU2009-16」）を公表しました。ASU2009-16は、金融資産の認識の中止についての要件を変更し、適格特別目的事業体の概念を削除し、譲渡された金融資産および譲渡人が売却取引として会計処理した金融資産の譲渡に対する継続的関与についての追加的開示を要求するものです。当該金融資産の消滅の要件として、金融資産の一部が売却取引として認識されるための新しい制限や、譲渡資産の法的隔離要件の明確化などが含まれます。従前の適格特別目的事業体で当社が適用日にそれら事業体の変動持分を保有している場合には、後述するASU2009-17により改訂された編纂書810により評価されることとなります。

当社は、平成22年4月1日よりASU2009-16による編纂書860の改訂を適用しましたが、当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は変動持分事業体の連結に関する新ガイダンスを編纂書810に加えるASU第2009-17号「連結（トピック810）：変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」（以下「ASU2009-17」）を公表しました。

ASU2009-17は、どのような事業体の変動持分事業体であるかを定義し、また、変動持分事業体を連結しなければならないかどうかを判断する際に定性的分析の実施を会社に求めるものです。もし会社の変動持分を保有することにより当該変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有している場合で、受託者として他の受益者の為に行動しているという要件を満たさない限り、会社は当該変動持分事業体を連結することとなります。新しい定性的アプローチの下では、期待損益の定量的分析は、そのみでは決定要因とはなりません。ASU2009-17はまた、変動持分事業体の連結・非連結を継続的に評価することを求め、事業体への関与の開始時および再考慮のきっかけとなる特定の事象が発生した時においてのみ評価を要求していた従前のガイダンスとは異なっております。

ASU2009-17では、資産、負債および適用日において事業体を連結したことから生じる非支配持分が帳簿価額（適用日以前において改訂されたガイダンスに従ってあたかも当該事業体が連結されていたかのように計算された帳簿価額）、公正価値または未払元本残高のいずれかで評価されるべきかを決定する特別な初年度適用条項を含んでおります。適用日には、連結によって貸借対照表に追加された純額と、従来非連結ベースで認識されていた金額との差額は、利益剰余金期首残高の累積的調整として認識されます。

平成22年2月、米国財務会計基準審議会は、編纂書946に該当する事業体または編纂書946による評価測定ガイダンスを業界の慣行として使用する事業体が、重要な損失を補填する明示的または黙示的な義務を有さない場合（ただし、適格なマネーマーケットファンドに対する場合を除く）にはASU2009-17により改訂された編纂書810の適用を無期限に延期するASU第2010-10号「連結（トピック810）：投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU2010-10」）を公表しました。ASU2010-10はASU2009-17以前よりあるガイダンスにより変動持分事業体と判定された事業体に対して、ASU2009-17で求められる開示を延期するものではありません。

当社は、平成22年4月1日にASU2009-17とASU2010-10により改訂された編纂書810の指針を適用し、当社が関与する全ての適格特別目的事業体、特別目的事業体、ファンドおよびこれらに類似する事業体を分析しました。ASU2010-10によりASU2009-17による改訂後の編纂書810の適用の延期が求められる事業体については、ASU2009-17による改訂前の編纂書810に含まれるガイダンスにより引き続き連結の判定が行われます。

これらの分析により証券化のための事業体等を連結したため、平成22年4月1日より当社の資産合計および負債合計はそれぞれ292十億円ならびに297十億円増加し、資本合計は5十億円減少しました。この資産合計の増加は当社のリスク計算に重要な影響を及ぼさず、当社の規制資本比率にも重要な影響を及ぼしませんでした。

金融債権の信用の質と貸倒引当金に関する開示強化

平成22年7月、米国財務会計基準審議会は編纂書310「債権」（以下「編纂書310」）を改訂する、ASU第2010-20号「債権（トピック310）：金融債権の信用の質と貸倒引当金に関する開示」（以下「ASU2010-20」）を公表しました。ASU2010-20は、報告会社の金融再建からの信用損失のエクスポージャーの透明性を増すため、下記の項目に関する開示の範囲をより広範かつ詳細に拡大するものです。

- ・利息不計上ならびに延滞金融債権
- ・金融債権に関わる貸倒引当金
- ・減損された貸付金（個別に減損判定されたもの）
- ・信用の質の情報
- ・ローン条件変更（不良債権のリストラクチャリング）

当社などの上場会社では、期末時点の新規ならびに変更された開示（貸借対照表関連の開示）の大半は平成22年12月15日以降に終了する最初の四半期あるいは事業年度より発効となります。期中活動についての情報を含む開示は平成22年12月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より発効となります。

新規開示については「注記9 金融債権」をご参照ください。

平成23年1月に米国財務会計基準審議会はASU2010-20により当初要求されていた不良債権のリストラクチャリングに関する開示を延期するASU第2011-01号「債権（トピック310）：ASU2010-20による不良債権のリストラクチャリングに関する開示の適用開始日の延期」を公表しました。また、平成23年4月、下記に言及されているASU第2011-02号「債権（トピック310）：リストラクチャリングが不良債権のリストラクチャリングかどうかの債権者の判断」（以下「ASU2011-02」）の公表により関連開示は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期ならびに事業年度より発効となります。

ASU2010-20は新規開示を要求するのみであり、当社の金融債権に関わる会計処理を変更するものではないため、ASU2010-20は当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、当社に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

包括利益

平成23年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書220「包括利益」（以下「編纂書220」）を修正し、報告企業の財務諸表での包括利益の表示を変更する、ASU第2011-05号「包括利益（トピック220）： 包括利益の表示」（以下「ASU2011-05」）を公表しました。この修正は編纂書220から、その他の包括利益の表示方法の一定の選択肢を削除し、報告企業に対して、包括利益の構成要素について一連の1つの計算書として表示するか、あるいは、連続した2つの計算書として表示することを要請するものです。

ASU2011-05は平成23年12月15日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、早期適用が許容されています。当社は、ASU2011-05を平成24年4月1日より開始する開始する第1四半期会計期間より適用する予定であります。新規要請は、当社が包括利益を連結財務諸表の中でどのように表示するかを変更するのみであり、その他の包括利益に含まれるべき項目、あるいは、その他の包括利益の項目をいつ損益に再分類するかを変更するものではないため、新規要請は、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

公正価値測定と開示

平成23年5月、米国財務会計基準審議会は、編纂書820を修正するASU第2011-04号「公正価値測定（トピック820）米国会計基準とIFRS共通の公正価値測定および開示の規定を達成するための修正」（以下「ASU2011-04」）を公表しました。公正価値評価の記述と既存の公正価値評価に関する開示を下記の項目に関して修正するものです。特筆すべき点は以下になります。

- ・公正価値階層の区分に関わらず全ての公正価値測定において、ブロックディスカウントの使用を禁じ、またそれ以外のプレミアムあるいはディスカウントをどのように公正価値評価に反映するかを明記。
- ・一定の基準を満たす場合に、ポートフォリオとして保有されている金融商品の公正価値を、純額管理されている金額に基づいて評価を許容。
- ・最高で最善の使用というコンセプトと評価前提はほとんどの金融資産と金融負債の評価には当てはまらないと明記。
- ・株主資本の部に計上される自社の資本性証券や一定の負債については、それらの商品を資産として保有する市場参加者の観点から評価されるべきと解説。
- ・主要な市場の特定については、報告企業が参加できる市場のうち最も取引量が多い市場であり、通常報告企業が取引を行っている市場と明記。
- ・レベル3インプットに関する情報を含めた、公正価値に関する定性的ならびに定量的な追加開示を要求。

ASU2011-04は平成23年12月16日以降に開始する最初の四半期ならびに事業年度より将来にわたって適用され、早期適用は許容されていません。

当社は、ASU2011-04を平成24年1月1日より開始する第4四半期連結会計期間より適用する予定であり、現在連結財務諸表に与える影響を分析中であります。

不良債権のリストラクチャリング

平成23年4月、米国財務会計基準審議会はローン債権のリストラクチャリングが不良債権のリストラクチャリングに該当するかどうかを判定する際の新規のガイドラインと解説を債権者に与える、ASU2011-02を公表し、編纂書310「債権」を改訂しました。

ASU2011-02は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より適用され、適用事業年度の期首からの遡及適用が必要です。

ASU2011-02の公表により、上述のASU2010-20による不良債権のリストラクチャリングに関する新規開示要請も平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より適用となります。

当社は、新規開示要請について平成23年7月1日より開始する第2四半期連結会計期間より適用を予定しておりますが、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはないと思っております。

レポ取引ならびに類似する取引の会計

平成23年4月、米国財務会計基準審議会は編纂書860を改訂し、レポ取引ならびに類似する取引を担保付資金調達取引あるいは売却と会計処理する場合の実質的な支配に関する要件を修正するASU2011-03「譲渡ならびにサービシング（トピック860）：買戻契約に関する実質的な支配の再検討」（以下「ASU2011-03」）を公表しました。現行では、実質的な支配の判定の要件のひとつとして、譲受人の債務不履行の場合においても、金融資産を買い戻すあるいは償還する能力を譲渡人が有することを求めております。この能力は譲渡資産を譲受人が返還しない事態が発生しても、代替資産の購入資金のほぼ全額を賄える現金あるいは同等の担保を譲渡人が保有することにより示されます。新たな規定はこの要件を削除したため、レポ取引や類似する契約において譲渡人の保有する現金担保のレベル、ヘアカットや随時受け取る追証は売却処理を検討する際に考慮されなくなります。

ASU2011-03は平成23年12月15日以降開始する最初の四半期あるいは事業年度に発生する新規取引ならびに既存の取引の変更について将来に渡って適用となります。早期適用は許容されていません。

したがって当社は、平成24年1月1日より開始する第4四半期連結会計期間より適用を予定しておりますが、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはないと思っております。適用日以降の日本の有価証券貸借取引の一部の取引については、編纂書860の金融資産の譲渡による消滅の要件を満たさなくなるため、売却ではなく担保付調達処理されることとなります。平成22年3月31日および平成23年3月31日現在において連結貸借対照表から売却処理された金額はそれぞれ153,808百万円と291,870百万円であります。

企業結合についての補足プロ・フォーマ情報の開示

平成22年12月、米国財務会計基準審議会は、ASU第2010-29号「企業結合（トピック805）：企業結合についての補足プロ・フォーマの情報の開示」（以下「ASU2010-29」）を公表しました。ASU2010-29は企業結合に関してプロ・フォーマ収益や純利益の意味について様々な解釈の存在に対処することを目的とするものです。ASU2010-29は、上場企業に事業年度中に企業結合がある場合、結合後の比較損益計算書の収益と純利益開示を、比較対象となる前事業年度の開始日に企業結合が起きたと想定して作成することを要求するものです。ASU2010-29はまた、編纂書805の補足プロ・フォーマ情報開示について、プロ・フォーマ収益や純利益に企業結合に直接関連した重要かつ一過性の調整が含まれる場合には、当該調整額の性質と金額を追加的に開示するよう要求するものです。

ASU2010-29は平成22年12月15日以降に開始する事業年度に起きる企業結合に適用され、早期適用が許容されています。

当社は、新開示要請を平成23年4月1日以降に起きる企業結合に適用する予定であります。当該開示要請は開示内容を明確にするものであるため、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

のれんその他の無形資産の減損テストについての説明

平成22年12月、米国財務会計基準審議会は、非常に限られた状況下で、のれんの減損判定が必要かという質問に答えることで編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」（以下「編纂書350」）を改訂するASU第2010-28号「無形資産—のれんおよびその他（トピック350）：帳簿価額がゼロあるいはマイナスバランスの報告単位におけるのれんを減損テストの第2段階で検証しなければならない場合」（以下「ASU2010-28」）を公表しました。編纂書350ではのれんの減損判定は「レポーティング・ユニット」レベルで2段階に行われます。まずレポーティング・ユニットの簿価が公正価値を上回るかどうか評価しなければなりません（第1段階）。もし上回っている場合にはのれんの減損の判定を行い、減損金額を算定する必要があります（第2段階）。ASU2010-28は、レポーティング・ユニットの簿価がゼロあるいはマイナスバランスである場合ののれんの減損判定について、のれんの減損が発生している可能性が高いと考えられる状況下では第2段階の判定を行わなければならないと第1段階を変更するものです。したがって、ASUの適用後は簿価がゼロあるいはマイナスバランスであるレポーティング・ユニットがある場合、のれんの減損の兆候があるかどうかの判定を行う必要があります。

ASU2010-28は平成22年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より以降将来に渡って適用されます。

当社は、ASU2010-28を平成23年4月1日より適用する予定であります。当社の当該四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

公正価値測定と開示

平成22年1月、米国財務会計基準審議会は、レベル3金融資産と金融負債の購入、売却、発行や決済について総額での開示規定を含む、編纂書820「公正価値測定と開示」の開示規定を拡充するASU第2010-06号「公正価値測定と開示（トピック820）：公正価値測定に関する開示の改善」（以下「ASU2010-06」）を公表しました。ASU2010-06の開示規定の大半は平成21年12月16日以降に開始する四半期あるいは事業年度（当社では平成22年1月1日より開始した前第4四半期連結会計期間）より適用となりました。購入、売却、発行や決済についての総額表示は、平成22年12月16日以降に開始する事業年度より適用されるため、当社では平成23年4月1日から開始する事業年度ならびにその四半期より適用する予定であります。ASU2010-06は新規開示導入の規定であり、当社の公正価値測定方法に影響を与えるものではないため、新規開示規定の適用は当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

複数回にわたる引渡しの収益計上

平成21年10月、米国財務会計基準審議会は、編纂書605「収益認識」（以下「編纂書605」）を修正するASU第2009-13号「収益認識（トピック605）：複数回にわたる引渡し収益計上-緊急問題専門委員会の合意」（以下「ASU2009-13」）を公表しました。ASU2009-13は商品やサービスの供給者が複数回に分けて引渡しを行う場合に、一括計上ではなく分けての計上を可能にするものです。ASU2009-13は、平成22年6月15日以降に開始する事業年度より適用され、早期適用が許容されています。当社は、ASU2009-13を平成23年4月1日より適用する予定であります。当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

その他の会計基準の進展

金融商品の相殺

平成23年1月、国際会計基準と米国会計原則とのコンバージェンスプランの一環として、国際会計基準審議会と米国財務会計基準審議会はレボ取引やデリバティブなどの金融商品の貸借対照表上の相殺を大きく制限する草案を公表しました。特筆すべき点は以下の通りです。

- ・相殺が許容されるのではなく必須とされるのは当社が無条件に法的に執行可能な金融商品の相殺権利があり、かつ相殺対象となる金融資産と負債を純額決済する、あるいは同時相殺する意思がある場合のみ。
- ・担保金額を認識されている金融資産あるいは負債と相殺することは認められない。
- ・当社のような証券会社に適用される業界特有のガイダンスにより現在許容されている相殺は無くなる。

草案はまた、相殺とそれに関連した取引（担保契約等）と相殺後のエクスポージャーに与えるそれらの契約の影響について詳細な開示要請を採用するものです。

当社は現在草案による要請を検討しておりますが、現在記載されているとおりに新規なガイダンスを適用する場合には当社の連結貸借対照表総額が著しく増加すると見込んでおります。

3 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の金融資産、金融負債は、非経常的に公正価値で評価されることはありますが、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合に用いられます。

全ての公正価値は、編纂書820の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、ここでいう取引は、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

公正価値で計上された金融資産には、編纂書820を適用したファンドへの投資も含まれており、1株当たり純資産価額が業界で一般的に使用されている原則に従って計算されている場合には、実務上の簡便な評価法として公正価値評価に使用することを容認しております。

資産負債の公正価値の増減は、当社のポジション、パフォーマンス、流動性と資本調達に大きく影響します。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しており、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。当社では、市場リスクを緩和するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予想することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境における経営者の見積もりによる出口価格を含む市場価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の当社の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格やブローカーやディーラー気配がない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するために用いられます。

活発な市場の取引価格を使用できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは同種の金融商品に対して市場参加者が考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なった時価評価モデルや仮定は異なった財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素によって決定付けられます。これらの不確実性を考慮したうえで、評価の調整は行われます。

通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメントや、譲渡や売却の制限の考慮といった個別の商品特有の調整が使用されます。

評価の調整の水準は概して主観的なものであり、市場参加者が類似の金融商品の公正価値を決めるために用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものとなります。用いられる調整のタイプ、それらの調整を計算するのに必要な手法、計算に用いられるデータなどは、その時々々の市場の状態、新たな情報の有無によって定期的に見直されています。

例えば、ある金融商品の公正価値には、当社の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットィング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。当社の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、当社の負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。グローバル・リスク・マネジメント部が評価モデルを見直し、フロントオフィスのモデルの妥当性、一貫性を独自に評価しています。モデル評価は、評価の適切性や特定の商品のセンシティブティーなど多くの要素を検討します。評価モデルは定期的に、観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク耐性の分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる仮定を含む客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社は、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、平成22年3月期に21%、平成23年3月期に19%、となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	平成22年 3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,756	1,635	2,270	232	6,893

(単位：十億円)

	平成23年 3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,822	1,184	2,640	370	7,016

(1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が平成22年3月期に187十億円、平成23年3月期に410十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、当社が取引可能な活発な市場における個別の資産や負債の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似の商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、例えば現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、レベル1やレベル2の金融商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを当社が判断するための重要な基準には、取引数、市場参加者による価格決定の頻度、市場参加者間で取引される価格の多様性、および公表された情報の量などが用いられています。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価される資産および負債の平成22年3月31日および平成23年3月31日のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

平成22年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成22年 3月31日 残高	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	830	1,068	164	—	2,062
プライベート・エクイティ (3)	1	0	325	—	326
日本国債	2,650	—	—	—	2,650
日本地方債・政府系機関債	104	2	0	—	106
外国国債・地方債・政府系機関債	3,075	1,040	22	—	4,137
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	165	1,599	131	—	1,895
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	110	27	—	137
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	1,015	4	—	1,019
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	47	117	—	164
債務担保証券 (CDO)	1	32	43	—	76
受益証券等	29	53	10	—	92
現物取引合計	6,855	4,966	843	—	12,664
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	851	650	61	—	1,562
金利デリバティブ	3	11,849	172	—	12,024
信用デリバティブ	0	1,751	302	—	2,053
為替取引	—	701	14	—	715
商品デリバティブ	6	24	2	—	32
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 14,350	△ 14,350
デリバティブ取引合計	860	14,975	551	△ 14,350	2,036
小計	7,715	19,941	1,394	△ 14,350	14,700
貸付金および受取債権 (5)	8	674	10	—	692
その他の資産	383	26	38	—	447
合計	8,106	20,641	1,442	△ 14,350	15,839
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,366	196	0	—	1,562
日本国債	1,616	—	—	—	1,616
外国国債・地方債・政府系機関債	2,334	426	—	—	2,760
銀行および事業会社の負債証券	—	257	0	—	257
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2	—	—	2
現物取引合計	5,316	881	0	—	6,197
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	941	790	29	—	1,760
金利デリバティブ	3	11,742	163	—	11,908
信用デリバティブ	0	1,660	360	—	2,020
為替取引	—	765	16	—	781
商品デリバティブ	5	25	2	—	32
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 14,341	△ 14,341
デリバティブ取引合計	949	14,982	570	△ 14,341	2,160
小計	6,265	15,863	570	△ 14,341	8,357
短期借入 (7)	—	101	9	—	110
支払債務および受入預金 (8)	—	0	△ 0	—	0
長期借入 (7) (9) (10)	91	1,521	△ 127	—	1,485
その他の負債	3	3	—	—	6
合計	6,359	17,488	452	△ 14,341	9,958

(単位：十億円)

平成23年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成23年 3月31日 残高	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	951	1,230	121	—	2,302
プライベート・エクイティ (3)	—	—	289	—	289
日本国債	2,663	—	—	—	2,663
日本地方債・政府系機関債	—	159	—	—	159
外国国債・地方債・政府系機関債	3,382	789	23	—	4,194
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,568	51	—	1,619
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	171	28	—	199
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1,963	3	—	1,966
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	2	128	—	130
債務担保証券 (CDO)	—	72	34	—	106
受益証券等	85	29	10	—	124
現物取引合計	7,081	5,983	687	—	13,751
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	653	721	98	—	1,472
金利デリバティブ	16	11,750	203	—	11,969
信用デリバティブ	—	1,863	203	—	2,066
為替取引	0	1,266	49	—	1,315
商品デリバティブ	29	64	4	—	97
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 15,428	△ 15,428
デリバティブ取引合計	698	15,664	557	△ 15,428	1,491
小計	7,779	21,647	1,244	△ 15,428	15,242
貸付金および受取債権 (5)	—	543	11	—	554
担保付契約 (6)	—	904	—	—	904
その他の資産	634	79	25	—	738
合計	8,413	23,173	1,280	△ 15,428	17,438
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,444	91	—	—	1,535
日本国債	1,588	—	—	—	1,588
日本地方債・政府系機関債	—	2	—	—	2
外国国債・地方債・政府系機関債	3,018	509	—	—	3,527
銀行および事業会社の負債証券	—	316	—	—	316
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
債務担保証券 (CDO)	—	0	—	—	0
受益証券等	64	—	—	—	64
現物取引合計	6,114	919	—	—	7,033
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	723	784	70	—	1,577
金利デリバティブ	15	11,861	192	—	12,068
信用デリバティブ	—	1,835	258	—	2,093
為替取引	0	1,341	47	—	1,388
商品デリバティブ	19	82	6	—	107
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 15,577	△ 15,577
デリバティブ取引合計	757	15,903	573	△ 15,577	1,656
小計	6,871	16,822	573	△ 15,577	8,689
短期借入 (7)	—	182	1	—	183
支払債務および受入預金 (8)	—	0	1	—	1
担保付調達 (6)	—	332	—	—	332
長期借入 (7) (9) (10)	126	1,663	144	—	1,933
その他の負債	44	—	—	—	44
合計	7,041	18,999	719	△ 15,577	11,182

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。
- (5) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (6) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (8) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (9) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (10) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

主要な金融資産・金融負債の評価方法

金融資産・金融負債の公正価値評価額推定に当たって当社によって用いられた主要金融商品種別毎の評価方法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下の通りです。

エクイティ：エクイティは上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場証券は取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であればそれを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。当社は、取引の活発な市場であるかどうかは、証券取引の量が十分にあるか、その取引頻度が高いかによって判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正評価額の調整は行われません。これは当該銘柄において当社が多額の「ブロック」ポジションを保有しており、その全ポジションを取引価格にて処分することができないと見込まれる場合においても同様です。取引の不活発な市場で取引されている上場エクイティは、取引所価格に対し流動性、ビッド・オファー・スプレッドを反映させた価格にて評価され、レベル2に分類されます。非上場エクイティは後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、その公正価値推定にあたって当社独自の判断を含む為、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて評価しております。毎日公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている、取引所で取引される投資信託証券はレベル1として分類されています。当社が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2として分類されています。当社が相当な期間内で解約することができない場合、あるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3として分類されます。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティ投資の評価は、こうした投資については元来透明性のある価格があるわけではないため、当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らか場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なる場合と判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割引いた値に基づく内部評価モデル、またはEV/EBITDAや株価収益率、株価潜在価値比率や、財務諸表中の数値と比較可能な他社の価格との関係に基づいて計算された多様な評価

などを用いた、評価比較可能な市場データに基づくマルチプル法を使用します。可能な場合にこれらの評価は、予算または見積もりと対比した会社や資産にかかる営業キャッシュ・フローおよび財務業績、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベート・エクイティ投資は通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府の発行する国債は取引所価格、ブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されているものとみなされ、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されております。G7以外の政府が発行する国債、また政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これら債券が取引されるマーケットが活発な取引のある市場の条件を満たさないと考えられる為、通常レベル2に分類されております。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、レベル2に分類されている類似の取引に比べて取引が散発的にしか行われず、情報が不足していることから、レベル3に分類されております。

事業会社の負債証券：事業会社の負債証券の評価については、主として内部モデルが用いられております。内部モデル評価に用いられるデータには、当該証券あるいは類似証券の取引価格や直近の取引事例、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、クレジット・デフォルト・スプレッドが含まれます。これらモデルに用いられるデータは通常観察可能であることから、多くの事業会社の負債証券がレベル2に分類されております。一部の事業会社の負債証券はレベル1に分類されることがあります。なぜなら、活発な取引のある市場にて取引され、流動性のある取引所や複数の情報源からの十分な情報があり、当該商品进行评估するための未調整の取引価格によって評価されているからです。一部証券においては、取引が散発的でありかつレベル2に分類するには価格情報が不足していることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)/住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。CMBSおよびRMBSは、全ての有意なデータが観察可能であれば主にレベル2に分類されます。一部資産クラスについては、直接的な価格データソースあるいは比較可能な指数が存在しないことから、複数の指数を組み合わせることで評価がなされています。これらの証券はレベル3として分類されています。

モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券：その他のモーゲージ担保証券の公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。有意なデータが観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はレベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)：CDOは、取引所価格が存在しない場合内部モデルを用いて評価されます。内部モデルを用いるに当たって使用するデータの主なものに、それぞれの信用格付の市場スプレッドデータ、期中償還率、回収率およびデフォルト確率があります。これら使用データの一部が観察不能な場合には、観察不能なデータが有意なため一部のCDOはレベル3に分類されています。

受益証券その他：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。非上場投資について、当社が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当期間内に解約し得る場合、その投信

はレベル2として分類されます。当社が相当期間内に解約できないあるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ：上場デリバティブは通常取引所価格をそのまま調整せず使って評価されており、したがってレベル1に分類されています。取引所価格取得タイミングのずれ等の理由から取引所価格を使わないケースにおいては、レベル2となります。店頭(OTC)デリバティブは内部モデルを用い、利用可能な市場取引情報やその他の市場情報を極力参照して評価されます。利用される市場情報としては、市場価格情報、市場で成立した取引価格へのモデル調整、ブローカーやディーラー気配、または許容可能な価格透明性を持った代替的な価格情報ソース等があります。評価手法には予想キャッシュ・フローの現在価値単純割引算定法、ブラック・ショールズ・モデル式、モンテカルロ・シミュレーション法等があります。プレーン・バニラの前ワード、スワップ、オプション等、流動性のある市場で取引されるOTCデリバティブについては、内部モデルに利用されるデータが概ね検証可能であり、内部モデルの選定に当たっても、特に当社による重要な判断を必要とせずほぼ自動的にモデルが決定されます。全ての有意な使用データが市場データによって裏付けられる場合、店頭デリバティブはレベル2に分類されます。相関係数や長期ボラティリティ、クレジット・カーブやその他有意な観察不能なデータを用いてモデル評価されたOTCデリバティブはレベル3に分類されます。当社によってレベル3に分類されたOTCデリバティブの具体的な事例には、エキゾチック金利デリバティブ、エキゾチック為替デリバティブ、エキゾチック・エクイティ・デリバティブ、また金利、為替、エクイティ・リスクを複合したエキゾチック・デリバティブおよび長期またはエキゾチックなクレジット・デリバティブが含まれます。モデル評価に際しては、市場価格へのモデル調整の他、ビッド・オファー、流動性およびデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる当社の信用度の双方に関するクレジット・リスク等の要素を織り込む為の評価調整が行われます。

貸付金：トレーディング資産あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金は、取引価格等が通常利用できないことから、主として事業会社の負債証券と同様のデータを使った内部モデルが用いられております。これら使用データの多くが観察可能である場合には、通常貸付金はレベル2として分類されますが、一部ローンについては取引が散発的であることと、レベル2に分類するに必要とされる情報が比較可能な貸付金から得られないことから、レベル3に分類されることがあります。

担保付取引および担保付調達：公正価値オプションを適用することで公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は、キャッシュ・フローの現在価値割引算定法で評価されています。主なデータとしては将来キャッシュ・フロー、金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は観察不能なデータが有意ではないため通常レベル2に分類されます。観察不能なデータが有意である場合は、レベル3に分類されます。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは、当社によって発行された負債証券で、投資家に対し、単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、もしも活発な取引のある当該債務市場の取引価格があればそれを優先的に用い、それが無い場合、同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、当社が評価日現在において同等の債務を移転するに当たって支払うあるいは同等の債務を新規に負った場合受け取ると予想される価格等を用いる複合的な評価手法を用いて評価を行っています。仕組債の公正価値は、当社の自社クレジットを反映するための調整を含んでおります。この調整は仕組債が発行され取引される市場ごとに異なる場合があります。仕組債は観察不能なデータが評価額に対し有意な影響をもたらさない限り、通常レベル2として分類されます。観察不能なデータが有意な場合、レベル3として分類されます。

長期借入(担保付金融取引)：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。この債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。当社はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価に当たっては当社自社クレジットを反映させる評価調整は行いません。

レベル3金融資産・金融負債

レベル3の金融資産と金融負債は、市場で観察不能なデータが公正価値算定に有意な影響を与える金融商品で成り立っております。

レベル3の金融資産と金融負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産と金融負債の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による損益と観察可能なデータの変動による損益の両方が反映されております。

次の表は、每期経常的に公正価値評価されるレベル3の資産および負債の平成22年3月期および平成23年3月期の損益と推移を示しております。

(単位：十億円)

平成22年3月期									
実現および未実現損益合計									
平成22年 3月期 期首残高	トレーディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライベ ート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)、 および現 金の授受 (2)	レベル3 への/から の移動(4)	平成22年 3月期 期末残高	
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	284	△ 13	—	—	△ 1	△ 14	△ 31	△ 75	164
プライベート・エクイティ	322	—	—	10	—	10	△ 7	—	325
日本地方債・政府系機関債	0	0	—	—	—	0	0	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	34	3	—	—	—	3	△ 11	△ 4	22
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	485	0	—	—	0	0	△ 176	△ 178	131
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	12	△ 13	—	—	—	△ 13	83	△ 55	27
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	12	△ 0	—	—	—	△ 0	△ 10	2	4
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	234	9	—	—	—	9	△ 126	0	117
債務担保証券(CDO)	17	2	—	—	—	2	24	△ 0	43
受益証券等	5	0	—	—	—	0	4	1	10
現物取引合計	1,405	△ 12	—	10	△ 1	△ 3	△ 250	△ 309	843
デリバティブ取引(純額)									
(5)									
エクイティデリバティブ	0	9	—	—	—	9	25	△ 2	32
金利デリバティブ	63	△ 36	—	—	—	△ 36	△ 9	△ 9	9
信用デリバティブ	196	△ 140	—	—	—	△ 140	△ 66	△ 48	△ 58
為替取引	△ 2	2	—	—	—	2	△ 4	2	△ 2
商品デリバティブ	10	△ 5	—	—	—	△ 5	△ 6	1	△ 0
デリバティブ取引(純額)合計	267	△ 170	—	—	—	△ 170	△ 60	△ 56	△ 19
小計	1,672	△ 182	—	10	△ 1	△ 173	△ 310	△ 365	824
貸付金および受取債権	4	1	—	—	—	1	△ 0	5	10
その他の資産	50	△ 1	△ 1	—	—	△ 2	△ 10	△ 0	38
合計	1,726	△ 182	△ 1	10	△ 1	△ 174	△ 320	△ 360	872
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
銀行および事業会社の負債証券	△ 0	△ 0	—	—	—	△ 0	△ 0	△ 0	0
小計	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
短期借入	8	7	—	—	—	7	11	△ 3	9
支払債務および受入預金	△ 1	△ 1	—	—	—	△ 1	△ 0	△ 0	△ 0
長期借入	△ 81	52	—	—	—	52	149	△ 143	△ 127
合計	△ 73	58	—	—	—	58	160	△ 147	△ 118

(単位：十億円)

平成23年3月期									
実現および未実現損益合計									
平成23年 3月期 期首残高	トレーディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライベ ート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)、 および現 金の授受 (2)(3)	レベル3 への/から の移動(4)	平成23年 3月期 期末残高	
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	164	△ 1	—	—	△ 1	△ 2	△ 33	△ 8	121
プライベート・エクイティ	325	—	—	19	0	19	△ 55	—	289
日本地方債・政府系機関債	0	0	—	—	—	0	3	△ 3	—
外国国債・地方債・政府系機関債	22	6	—	—	—	6	5	△ 10	23
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	131	8	—	—	0	8	△ 37	△ 51	51
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	27	6	—	—	—	6	5	△ 10	28
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	4	1	—	—	—	1	△ 2	0	3
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	117	0	—	—	—	0	9	2	128
債務担保証券(CDO)	43	1	—	—	—	1	△ 10	0	34
受益証券等	10	0	—	—	—	0	△ 0	—	10
現物取引合計	843	21	—	19	△ 1	39	△ 115	△ 80	687
デリバティブ取引(純額)(5)									
エクイティ・デリバティブ	32	30	—	—	—	30	△ 39	5	28
金利デリバティブ	9	80	—	—	—	80	△ 71	△ 7	11
信用デリバティブ	△ 58	△ 51	—	—	—	△ 51	50	4	△ 55
為替取引	△ 2	△ 2	—	—	—	△ 2	△ 1	7	2
商品デリバティブ	△ 0	△ 6	—	—	—	△ 6	3	1	△ 2
デリバティブ取引(純額)合計	△ 19	51	—	—	—	51	△ 58	10	△ 16
小計	824	72	—	19	△ 1	90	△ 173	△ 70	671
貸付金および受取債権	10	0	—	—	—	0	7	△ 6	11
その他の資産	38	△ 0	1	—	—	1	△ 1	△ 13	25
合計	872	72	1	19	△ 1	91	△ 167	△ 89	707
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	0	△ 0	—	—	—	△ 0	0	△ 0	—
外国国債・地方債・政府系機関債	—	0	—	—	—	0	0	△ 0	—
銀行および事業会社の負債証券	0	0	—	—	—	0	△ 0	△ 0	—
小計	0	0	—	—	—	0	△ 0	△ 0	—
短期借入	9	1	—	—	—	1	△ 6	△ 1	1
支払債務および受入預金	△ 0	0	—	—	—	0	1	△ 0	1
長期借入	△ 127	49	—	—	—	49	295	25	144
合計	△ 118	50	—	—	—	50	290	24	146

- (1) 連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含みます。
- (2) 外国為替の変動による影響を含みます。
- (3) ASU2009-17およびASU2009-16により改訂された編纂書810の適用による影響を含んでおります。
- (4) 「レベル3への / からの移動」は、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。従って資産および負債が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (5) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。

階層間の重要な移動について

当社では資産負債があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。

デリバティブ取引の区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブが含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の区分にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。

レベル1とレベル2間の移動

平成22年3月期および平成23年3月期において、レベル1とレベル2間では重要な移動はありません。

レベル1、2とレベル3間の移動

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ—エクイティ：

平成22年3月期において、ASU2009-12による編纂書820の改訂に伴い、約61十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。平成23年3月期において、レベル1、2とレベル3間では重要な移動はありません。

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ—銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金：

平成22年3月期において、ASU2009-12による編纂書820の改訂に伴い、約82十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。特定のマーケット指標が観察可能になったため、約55十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。平成23年3月期において、特定のマーケット指標が観察可能になったため、約43十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ—商業用不動産ローン担保証券：

平成22年3月期において、第三者による価格が観察可能となったため、約54十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。平成23年3月期において、レベル1、2とレベル3間では重要な移動はありません。

デリバティブ取引（純額）：

平成22年3月期において、金利デリバティブではデリバティブを評価する有意なデータの最も低いレベルが、レベル3からレベル2になったため、約63十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。信用デリバティブでは約42十億円が参照しているクレジットのデータがより透明性を増したため、レベル3からレベル2に移動いたしました。

金利デリバティブではデリバティブを評価する有意なデータの最も低いレベルが、レベル2からレベル3になったため約54十億円がレベル2からレベル3に移動いたしました。金利デリバティブではレベル2からレベル3への移動により、移動が生じた四半期で5十億円の損失を認識しております。平成23年3月期において、レベル1、2とレベル3間では重要な移動はありません。

長期借入：

平成22年3月期において、仕組債のうち約154十億円が、参照資産が観察可能となったためにレベル3からレベル2に移動いたしました。平成23年3月期において、レベル1、2とレベル3間では重要な移動はありません。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融資産および負債に関連する平成22年3月期および平成23年3月期の未実現損益であります。

(単位：十億円)

平成22年3月期					
トレーディング 損益	投資持分証 券関連損益 等(1)	プライベ ート・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計	
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	2	—	—	△ 1	1
プライベート・エクイティ	—	—	4	—	4
日本地方債・政府系機関債	0	—	—	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	△ 2	—	—	—	△ 2
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	37	—	—	—	37
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	2	—	—	—	2
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	△ 0	—	—	—	△ 0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	△ 7	—	—	—	△ 7
債務担保証券 (CDO)	3	—	—	—	3
受益証券等	1	—	—	—	1
現物取引合計	36	—	4	△ 1	39
デリバティブ取引 (純額) (2)					
エクイティ・デリバティブ	40	—	—	—	40
金利デリバティブ	32	—	—	—	32
信用デリバティブ	△ 98	—	—	—	△ 98
為替取引	0	—	—	—	0
商品デリバティブ	0	—	—	—	0
デリバティブ取引 (純額)合計	△ 26	—	—	—	△ 26
小計	10	—	4	△ 1	13
貸付金および受取債権	△ 1	—	—	—	△ 1
その他の資産	—	△ 1	—	—	△ 1
合計	9	△ 1	4	△ 1	11
負債：					
トレーディング負債					
銀行および事業会社の負債証券	△ 0	—	—	—	△ 0
小計	△ 0	—	—	—	△ 0
短期借入	6	—	—	—	6
支払債務および受入預金	△ 1	—	—	—	△ 1
長期借入	△ 66	—	—	—	△ 66
合計	△ 61	—	—	—	△ 61

(単位：十億円)

	平成23年3月期				
	トレーディング損益	投資持分証券 関連損益等(1)	プライベート・エクイティ投資 関連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	△ 7	—	—	△ 1	△ 8
プライベート・エクイティ	—	—	8	—	8
外国国債・地方債・政府系機関債	1	—	—	—	1
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△ 1	—	—	—	△ 1
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	9	—	—	—	9
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	—	—	—	0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	△ 5	—	—	—	△ 5
債務担保証券 (CDO)	△ 0	—	—	—	△ 0
受益証券等	0	—	—	—	0
現物取引合計	△ 3	—	8	△ 1	4
デリバティブ取引 (純額) (2)					
エクイティ・デリバティブ	23	—	—	—	23
金利デリバティブ	91	—	—	—	91
信用デリバティブ	△ 28	—	—	—	△ 28
為替取引	△ 1	—	—	—	△ 1
商品デリバティブ	△ 4	—	—	—	△ 4
デリバティブ取引 (純額) 合計	81	—	—	—	81
小計	78	—	8	△ 1	85
貸付金および受取債権	0	—	—	—	0
その他の資産	△ 0	2	—	—	2
合計	78	2	8	△ 1	87
負債：					
短期借入	0	—	—	—	0
支払債務および受入預金	0	—	—	—	0
長期借入	12	—	—	—	12
合計	12	—	—	—	12

- (1) 連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含みます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。

平成23年3月期において一部の資産は依然流動性が欠如しており、当社の金融商品の評価において有意となる一部のデータの観察可能性に影響を与えております。それらのデータは一部の為替や金利の変動率、一部のクレジット・スプレッドを含みます。

上述のとおり、レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察できない一部の有意なデータによって決まります。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、少ない金融商品の取引件数、直近のものでない取引価格提示、時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている市場での取引価格、少ない公開情報などが含まれます。観察不能なデータには、デリバティブ取引ではボラティリティ・リスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能なデータとして考えられます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

上述した不確実性により、レベル3の金融商品の公正価値には幅があると考えられます。こうした金融商品の個別の評価は、当社が定めた評価方針および手続に則り、市場環境一般に対する経営判断に基づいて行われます。合理的に考えられうる代替的な仮定をレベル3の金融商品の評価に用いた場合には、公正価値に大きな影響が生じることになります。

前述のとおり、レベル3の金融資産負債は多くの場合レベル1またはレベル2の金融商品によってヘッジされております。平成23年3月期におけるレベル3の資産から生じた損益は、当社の流動性と資金調達の管理に重要な影響を与えませんでした。

資産の評価が市場全体のセンチメント、信用、金利、為替、相関リスクを含むがこれらに限定されるわけではなく様々な要素により変動するため、現在の評価額は市場の状況が悪化した場合、下落することがあり得ます。一方、状況が改善した場合レベル3資産の評価が改善することが予想されます。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動の中で当社は、投資会社の定義に該当するもしくは類似する非連結の事業体でありながら容易に確定し得る公正価値を有しない事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは換金時に1株当たり純資産価額とは異なる価格で換金されます。

次の表は、1株当たり純資産価額が計算または開示されているそれらの投資に関する平成22年3月期および平成23年3月期の情報を、ビジネスの性質やリスクによって主要なカテゴリー別に示しております。

(単位：十億円)

平成22年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	156	1 週次・月次	前日-90日	
ベンチャーキャピタル	2	0	—	
プライベート・エクイティ・ファンド	59	24 四半期	30日	
リアル・エステート・ファンド	12	14	—	
合計	229	39		

(単位：十億円)

平成23年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	91	0 週次・月次	当日-95日	
ベンチャーキャピタル	2	0	—	
プライベート・エクイティ・ファンド	64	23 四半期	30日	
リアル・エステート・ファンド	8	15	—	
合計	165	38		

- (1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。
- (2) 投資先に当社が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (3) 当社が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

これらのファンドには、様々な資産クラスに亘ったファンドに投資するファンド・オブ・ファンズが含まれております。当社はこうしたヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスなどを行っており、こうしたケースでは結果としてリスクの多くがパス・スルーされています。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期については見積もることはできません。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

ベンチャーキャピタル:

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期については見積もることはできません。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

プライベート・エクイティ・ファンド：

これらのファンドは主に欧州、米国、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーの一部の投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

リアル・エステート・ファンド：

これらのファンドは、商業用不動産やその他の不動産への投資を含んでおります。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

金融商品の公正価値オプション

当社は編纂書815および編纂書825で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。当社が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、連結損益計算書において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

当社が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金。当社は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。当社は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

- ・編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。当社は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、当社のエクスポージャーが通常ないもしくはある場合も少額ではあるものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

- ・平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成20年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用または収益－トレーディング損益に計上されます。

以下の表は、平成22年3月期および平成23年3月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (1)		
トレーディング資産	△ 1	△ 4
プライベート・エクイティ投資	△ 0	0
担保付取引 (2)	—	6
貸付金および受取債権	8	8
合計	<u>7</u>	<u>10</u>
負債：		
短期借入 (3)	△ 3	△ 7
担保付調達 (2)	—	△ 0
長期借入 (3) (4)	△ 147	△ 37
合計	<u>△ 150</u>	<u>△ 44</u>

- (1) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (2) 公正価値オプションを選択した売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択した仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (4) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。

当社は普通株式への出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資－プライベート・エクイティ投資に含めております。

日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成22年3月期業績は、収益合計118十億円、費用合計93十億円、当期純利益25十億円となりました。平成22年3月末の総資産および総負債は、それぞれ4,990十億円と4,755十億円となっております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成23年3月期業績は、収益合計106十億円、費用合計90十億円、当期純利益16十億円となりました。平成23年3月末の総資産および総負債は、それぞれ5,219十億円と4,979十億円となっております。

当社は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュ・フローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する平成22年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により64十億円の損失、平成23年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により9十億円の収益となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、平成22年3月期では1十億円上回っており、また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を6十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。平成23年3月期においては公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して重要な差額はありませんでした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を5十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

毎期経常的に公正価値評価される金融資産および負債に加えて、当社は毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有し、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

平成22年3月期では、一時的にはとどまらない価値の下落のため、上場持分法適用会社に対する投資に対して3十億円の減損額が認識されており、これは連結損益計算書の金融費用以外の費用—その他に含まれております。当該減損が認識された投資は連結貸借対照表のその他の資産—関連会社に対する投資および貸付金に計上されており、公正価値評価後の簿価は2十億円となります。公正価値は編纂書820に従い取引所価格に調整を加えず評価されています。結果として、毎期経常的には公正価値評価をされないこれらの投資に関して、レベル1に区分されるデータによって公正価値評価がなされています。平成23年3月期には重要なものはありませんでした。

見積公正価値

公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に1年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金

貸付金は公正価値オプションが選択され公正価値で評価されたものを除いて、通常当社が組成した貸付金に関する繰延収益および費用、購入した貸付金に関する未償却プレミアムもしくはディスカウント、控除されるべき貸倒引当金等の控除により調整された価額によって測定されております。貸付金の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。取引所価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。

下記に示した表では、貸付金の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

	(単位：十億円)			
	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸付金	1,306	1,299	1,268	1,265

長期借入

長期借入については、仕組債を含む一部の金融商品は公正価値オプションに基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、長期借入の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。

	(単位：十億円)			
	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	7,199	6,984	8,403	8,179

4 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

当社は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っています。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また一部のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外貨、金利およびその他資本市場商品にかかる先物、先渡、オプションおよびスワップ取引を含むさまざまなデリバティブ取引を行っています。

当社は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っています。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をずるリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、当社が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた当社の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。当社は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットィング契約」）を交わしております。マスター・ネットィング契約により、倒産時の相殺権が付与され、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、当社が店頭デリバティブ金融商品を取引する際に生じる未実現損益の額を編纂書210-20に従い取引相手ごとに純額表示すること、および現金担保と相殺表示することが可能となります。

平成22年3月期において、当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を640十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を649十億円相殺しました。平成23年3月期において、当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を605十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を456十億円相殺いたしました。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債に係る金利の性質を変換し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬に係る株価変動リスクを削減することにあります。

こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、当社のOTCデリバティブ取引における信用リスクに関する金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に当社が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

平成22年 3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	12,340	△ 11,353	△ 594	393

(単位：十億円)

平成23年 3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	12,733	△ 11,611	△ 442	680

デリバティブ活動

次の表では、デリバティブの想定元本と公正価値により、当社のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	平成22年 3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2)				
エクイティ・デリバティブ	19,070	1,562	18,391	1,681
金利デリバティブ	368,014	11,997	359,576	11,616
信用デリバティブ	33,611	2,053	36,103	2,020
為替取引	65,428	715	63,090	780
商品デリバティブ	387	32	338	32
合計	486,510	16,359	477,498	16,129
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,030	27	472	3
合計	1,030	27	472	3
デリバティブ取引合計	487,540	16,386	477,970	16,132

(単位：十億円)

	平成23年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	16,229	1,472	16,257	1,511
金利デリバティブ	652,220	11,937	689,543	11,759
信用デリバティブ	37,075	2,066	38,432	2,093
為替取引	52,150	1,315	61,310	1,384
商品デリバティブ	753	97	555	107
合計	758,427	16,887	806,097	16,854
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,531	32	535	4
為替取引	20	0	116	2
合計	1,551	32	651	6
デリバティブ取引合計	759,978	16,919	806,748	16,860

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。
- (3) トレーディング目的以外のデリバティブで、ヘッジ会計を適用していないものの金額を含んでおります。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、連結損益計算書およびその他の包括損益に計上されております。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益—トレーディング損益に計上されます。

次の表は連結損益計算書に含まれるトレーディング目的のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
トレーディング目的のデリバティブ取引 (1) (2)		
エクイティ・デリバティブ	326	206
金利デリバティブ	248	132
信用デリバティブ	△ 284	88
為替取引	124	△ 171
商品デリバティブ	△ 1	△ 10
合計	413	245

- (1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、ヘッジ会計を適用していないものの損益を含んでおります。

公正価値ヘッジ

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しており、これにヘッジ会計を適用しております。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の公正価値の変動は、ヘッジ対象の負債の損益と共に連結損益計算書の金融費用に計上されています。

次の表は連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	14	22
合計	14	22
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 14	△ 22
合計	△ 14	△ 22

純投資ヘッジ

平成22年4月より、一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引並びに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括損益—為替換算調整額(税引後)に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
ヘッジ手段		
為替取引	—	0
長期借入	—	17
合計	—	17

- (1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。平成23年3月期には重要な損益はありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

当社は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

平成22年3月31日現在、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,559十億円となり、848十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は29十億円です。平成23年3月31日現在、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,779十億円となり、958十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は18十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の一つあるいは複数が、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・デリバティブの売り手は損失を被るリスクがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブは当社が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

当社は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的で、クレジット・デリバティブの買い手もしくは売り手となっております。

当社が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、当社はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、当社はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照証券の条件変更などがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、当社による更なる支払い義務はなくなります。この場合、当社は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

当社は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。当社がプロテクシ

ョンの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一でありかつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、当社が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

当社は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、下記の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、当社のエクスポージャーをヘッジするものです。当社が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき当社が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常当社が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：当社はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、当社が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。当社のこれまでの経験と当社によるマーケットの現状分析に基づきますと、当社がプロテクションを提供している参照資産の全てについて一つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる当社の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、当社の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

当社は、当社が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて当社が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた当社への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンター・パーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在の当社が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は以下のとおりであります。

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	平成22年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	△ 377	14,659	104	3,249	5,741	5,565	12,988
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	174	13,319	51	1,801	4,693	6,774	11,837
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	135	3,874	—	566	1,856	1,452	2,208
クレジット・リスク関連オペ ションおよびスワップション	0	7	—	5	—	2	5
合計	△ 68	31,859	155	5,621	12,290	13,793	27,038

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	平成23年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	56	18,933	2,082	8,416	6,953	1,482	17,020
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	117	12,666	806	4,372	6,275	1,213	10,956
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	19	3,552	247	2,421	696	188	2,143
クレジット・リスク関連オペ ションおよびスワップション	0	212	4	—	208	-	121
合計	192	35,363	3,139	15,209	14,132	2,883	30,240

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は当社が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltdまたは株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	668	922	4,469	4,912	2,201	1,487	14,659
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	967	351	5,998	3,987	350	1,666	13,319
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	23	—	—	—	—	3,851	3,874
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	—	—	—	2	—	5	7
合計	1,658	1,273	10,467	8,901	2,551	7,009	31,859

(単位：十億円)

	平成23年3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,200	1,182	5,789	5,722	2,586	1,454	18,933
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	1,228	375	5,592	3,202	577	1,692	12,666
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	22	—	—	0	—	3,530	3,552
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	25	—	29	154	4	—	212
合計	3,475	1,557	11,410	9,078	3,167	6,676	35,363

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

5 プライベート・エクイティ事業：

当社のプライベート・エクイティ投資は、主に日本国内および欧州で行われております。

当社が議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している特定の事業体で、編纂書946の規定に適合する投資会社（以下「投資子会社」）が行うプライベート・エクイティ投資は、公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。それぞれの投資子会社によって適用される投資会社会計は連結財務諸表に引き継がれております。

これらの事業体は、当社の戦略的な事業上の利益のためではなく、投資先企業価値の増加、金利配当収入あるいはその両方のためにプライベート・エクイティ投資を行っております。当社の投資方針に従って、グループ内の非投資会社はその投資が連結または持分法適用となる場合に、非中核事業を行っている事業体に投資を行うことはできません。そのような投資は通常投資子会社のみ認められています。非中核事業は、当社の事業セグメントで行う活動以外の事業と定義されます。

当社の連結子会社の中には、非投資会社であるが、当社の中核事業を行っている事業体に投資を行っているものがあります。これらの投資は、投資先企業価値の増加や金利配当収入あるいはその両方を目的として行われており、公正価値オプションの適用またはその他の米国会計原則の要請により、公正価値で評価されています。

日本国内のプライベート・エクイティ事業

当社は、日本国内において、主に100%子会社であるNPFを通じて、確立したプライベート・エクイティ事業を行っております。

平成12年の設立以来、NPFは21の投資先企業に投資し、19の投資先企業を売却しており、平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在の投資ポートフォリオの公正価値は、それぞれ104,962百万円、77,793百万円です。

NPFは編纂書946の規定に適合する投資子会社であり、すべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

当社は、100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社（以下「NFP」）においてもプライベート・エクイティ事業を行っております。NFPは当社の中核事業を行う事業体に投資しているため、編纂書946の適用を受ける投資子会社ではありません。当社は足利ホールディングスの普通株式に対して45.5%投資しており、これらの投資について公正価値オプションを適用しております。

欧州のプライベート・エクイティ事業

欧州において、当社のプライベート・エクイティ投資は主に、以前プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）により行われ、現在はテラ・ファーマにより管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）、テラ・ファーマにより管理されている他のファンドへの投資（以下「その他のテラ・ファーマ・ファンド」）およびその他の投資子会社を通じた投資（以下「その他の投資」）により構成されております。

テラ・ファーマ投資

当社は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適な体制を決定するための見直しを行い、PFGを再編成した結果、平成14年3月27日に、特定の投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）に、有限投資事業組合持分と引換えに抛出いたしました。TFCP Iの無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミテッドは、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplcとともに獲得しました。

平成14年3月27日以降、当社はテラ・ファーマ投資を当社の財務諸表上連結することを停止し、編纂書946に従い、これらの投資を公正価値により評価しております。

テラ・ファーマ投資は投資子会社によって保有されており、したがって当社はこれらの投資を公正価値で評価し、その変動を連結損益計算書に認識しております。

平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在で、当社のテラ・ファーマ投資の公正価値は、それぞれ98,683百万円、100,395百万円です。

その他のテラ・ファーマ・ファンド

テラ・ファーマ投資に加え当社は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP II」）に228十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP III」）に608十億円の2%の抛出をすることになっております。

当社のTFCP IIに対する投資コミットメントは当初22,802百万円であり、再投資による調整を行った結果、4,351百万円に減額されております。このうち平成23年3月期末における実行済残高は、4,172百万円となっております。

また当社のTFCP IIIに対する11,510百万円の投資コミットメントに対して、平成23年3月期末における実行済残高は、8,194百万円となっております。

TFCP IIおよびTFCP IIIへの投資は公正価値で評価され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されております。

その他の投資

当社はまた、欧州において100%子会社および第三者持分のある他の連結事業体を通じてプライベート・エクイティ投資を行っております。これらの事業体のいくつかは投資子会社であり、それらのすべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

6 投資会社会計：

NPFを含む特定の事業体は、投資子会社であり、それらのすべての投資を公正価値で評価し、その変動を損益に認識しております。

投資会社会計が連結財務諸表に引き継がれている当社のすべての投資子会社により保有されている投資の公正価値および取得価額の合計は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
期末取得価額 (1)	249,609	148,358
未実現利益 (総額)	104,056	104,807
未実現損失 (総額)	△ 86,497	△ 44,411
期末公正価値	267,168	208,754

(1) 取得価額は各投資の取得原価（買付価額）に追加投資による調整を反映したものです。

以下の表は投資子会社により保有されている投資の前期および当期の実績を要約したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
期首公正価値	253,693	267,168
投資先の買付（売却△） (1)	△ 5,004	△ 70,292
実現損益 (2)	△ 2,212	10,070
未実現損益変動額 (3)	20,691	1,808
期末公正価値	267,168	208,754

(1) 当期の新たな投資先の取得価額および追加出資または投資先の売却価額です。

(2) 実現損益は投資の売却価額と調整後取得原価の差額として計算されております。

(3) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

7 担保付取引：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびにエクイティを含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	22,378	28,262
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	19,640	22,576

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	7,623	29,935
政府および政府系機関債	2,144,648	977,291
銀行および事業会社の負債証券	169,251	93,250
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	26,072	54,725
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	704,016	1,572,177
モーゲージおよびその他モーゲージ担保証券	32,740	—
債務担保証券（CDO）	16,522	64,247
受益証券等	6,048	9,652
合計	3,106,920	2,801,277
トレーディング目的以外の負債証券	98,860	86,234
関連会社に対する投資および貸付金	35,933	36,639

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
貸付金および受取債権	389	27,635
トレーディング資産	2,275,746	2,010,605
建物、土地、器具备品および設備	24,947	20,815
トレーディング目的以外の負債証券	143,029	278,261
その他	12,738	—
	2,456,849	2,337,316

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記12 借入」の記述を参照ください。

8 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。当社は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。当社は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については当社は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、早期償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、当社は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。当社が平成22年3月期において、新たに証券化した金額は210十億円であり、その際の譲渡により認識した損失は22百万円となっております。また、平成23年3月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは481十億円であり、さらに譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は2,271十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは1,472十億円となっております。新たな証券化の際、当社からの資産の譲渡により認識した利益は0.2百万円となっております。平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、当社が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ1,657十億円、3,141十億円となっております。また、平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在において、当社はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ134十億円、199十億円の持分を当初から継続的に保有しております。また、平成22年3月期および平成23年3月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ5十億円、26十億円となっております。当社は平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ合計30十億円、28十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、当社が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	—	197	—	197	194	3
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	—	2	2	2	—
合計	—	197	2	199	196	3

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

	重要な継続して保有している持分(1)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
継続して保有している持分の公正価値 (1)	133	192
加重平均残存期間 (年数)	4.7	6.3
期限前償還率	8.6%	7.1%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 0.6	△ 0.5
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 1.0	△ 1.0
割引率	4.5%	4.7%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 2.1	△ 4.3
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 4.1	△ 7.4

(1)平成23年3月31日において、継続して保有している持分199十億円のうち、重要な継続して保有している持分192十億円のみ感応度分析を行っております。平成22年3月31日において、継続して保有している持分134十億円のうち、重要な継続して保有している持分133十億円のみ感応度分析を行っております。当社は譲渡資産の性質上、上記継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、当社のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、当社が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

	(単位:十億円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	538	89
債券関連商品	205	110
モーゲージ関連商品	127	35
長期貸付金	29	22
合計	899	256
負債		
長期借入	758	230

変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。当社は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドなど、当社が主たる受益者となる場合は連結しております。平成22年4月1日からのASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により、従来のビジネスに関連するもののほか、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体なども、新たに連結対象となりました。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	(単位：十億円)	
	平成22年3月31日(3)	平成23年3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	36	92
トレーディング資産		
株式関連商品	222	785
債券関連商品	49	239
モーゲージ関連商品	46	67
受益証券等	0	8
デリバティブ取引	1	10
プライベート・エクイティ	1	1
売戻条件付買付有価証券	13	6
建物、土地、器具備品および設備	24	42 (1)
その他	55	84 (2)
合計	447	1,334
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	12	6
デリバティブ取引	1	32
買戻条件付売却有価証券	13	2
借入		
短期借入	2	2
長期借入	138	1,030
その他	5	5
合計	171	1,077

- (1) ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により新たに連結された特別目的事業体の資産である、航空機を30十億円含んでおります。これらの特別目的事業体のいくつかは、主に航空機リース取引を行っております。
- (2) 上記(1)と同様、航空機購入予約金を15十億円含んでおります。また、当該予約金に関連した航空機購入コミットメント契約の詳細は「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。
- (3) 当期の開示様式にあわせて、過去の数値の組替を行っております。

当社が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでありません。変動持分事業体に対する当社の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、および変動持分事業体の総資産額を上限としたデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、当社は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

	(単位：十億円)					
	平成22年3月31日(1)			平成23年3月31日		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
資産	負債		資産	負債		
トレーディング資産						
株式関連商品	98	—	98	80	—	80
債券関連商品	27	—	27	164	—	164
モーゲージ関連商品	54	—	54	2,070	—	2,070
受益証券等	3	—	3	80	—	80
デリバティブ取引	2	10	34	1	8	17
プライベート・エクイティ	—	—	—	24	—	24
貸付金						
短期貸付金	31	—	31	3	—	3
長期貸付金	74	—	74	31	—	31
その他	0	—	0	4	—	4
貸出コミットメント、その他債務 保証	—	—	8	—	—	17
合計	289	10	329	2,457	8	2,490

(1)平成22年3月31日において、非連結変動持分事業体に対する変動持分のうち、重要または当社がその設立・発起に関与した変動持分のみを集計しております。

9 金融債権：

貸付金

当社が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、当社の銀行子会社において実行された銀行業務に関連する有担保貸付金ないしは無担保貸付金であります。不動産および有価証券等により担保されている貸付金については、当社は担保価値が下落するリスクを負うこととなります。当社が、投資銀行業務の一環として提供している貸付等の無担保貸付金については、通常、相手先の信用力が高いことがほとんどですが、場合によっては相手先が破綻するリスクを負うこととなります。保証付き貸付金については、保証人が破綻するリスクを負うこととなります。

有担保短期顧客貸付金は、当社の証券仲介業務に関連し顧客に対し資金を貸し付けるものであります。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金の貸付けであり、取引の開始に当たっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差入れが必要であり、また、購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、担保価値を確保するため適宜委託保証金の追加差入れを徴求することができるため、当社が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、コール市場における外部の金融機関に対する貸付金で、短資会社を經由する短期（オーバーナイトおよび日計り）取引であります。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、当社が負うリスクは高くはないと考えております。

企業向貸付金は、主に企業に対する貸付金であります。企業向貸付金は、主に不動産、証券で担保されている貸付金と投資銀行業務の一環として提供している無担保貸付金があります。これらの貸付金については、当社は上述の銀行業務貸付金と同様のリスクを負うこととなります。

上記の貸付金に加え、当社は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、当社は貸付先が破綻するリスクを負うこととなります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は、以下のとおりです。平成22年3月31日の貸付金については、当期にASU2010-20を適用したことにより、当期の開示様式に合わせて組み替えております。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
銀行業務貸付金	264,058	320,296
有担保短期顧客貸付金	169,706	206,910
インターバンク短期金融市場貸付金	23,638	8,281
企業向貸付金	852,973	735,797
貸付金合計	1,310,375	1,271,284
内訳：		
公正価値で計上されている貸付金(1)	692,232	554,180
償却原価で計上されている貸付金	618,143	717,104
関連会社に対する貸付金	3,632	12,766

(1)公正価値オプションを適用した貸付金

平成23年3月期において、重要な貸付金の購入および売却はありません。また、同期において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金はありません。

貸倒引当金

経営者は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生の可能性がある損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は、下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において全額が回収できないと見込まれた際、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての経営者の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じた貸付金は、減損債権に分類されております。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額から将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金の場合は担保の公正価値への調整として測定されております。

一般引当金は、個別に減損の判定をしている貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断と、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、利用可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実際の結果の差異等により、将来の調整が必要になる可能性があります。

当社は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金の一部または全額の償却をしております。このような判断は、債務者の財務状況に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に鑑みてなされます。

期中の貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
期首残高	3,765	5,425
繰入	2,214	△ 690
貸倒償却	△ 1,637	△ 91
その他(1)	1,083	216
期末残高	5,425	4,860

(1)外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、貸倒引当金の内訳として、貸付金以外の債権および貸付金を種類別に表示しております。

	(単位：百万円)							
	平成23年3月期							
貸倒引当金合計	貸付金以外の債権に対する貸倒引当金	貸付金に対する貸倒引当金合計	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	インターバンク短期金融市場貸付金	企業向け貸付金	関連会社に対する貸付金	
期首残高	5,425	1,036	4,389	783	25	5	3,576	—
繰入	△ 690	143	△ 833	△ 253	13	△ 5	△ 599	11
貸倒償却	△ 91	△ 59	△ 32	△ 32	—	—	—	—
その他(1)	216	△ 69	285	△ 159	△ 1	—	445	—
期末残高	4,860	1,051	3,809	339	37	—	3,422	11

(1)外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、引当方法別に貸付金の種類別の貸倒引当金の残高を示したものであります。

(単位：百万円)

平成23年3月31日						
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	インターバンク短期金融市場貸付金	企業向貸付金	関連会社に対する貸付金	合計
個別引当	7	—	—	3,272	—	3,279
一般引当	332	37	—	150	11	530
合計	339	37	—	3,422	11	3,809

次の表は、引当方法別に貸付金の種類別の貸付金の残高を示したものであります。

(単位：百万円)

平成23年3月31日						
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	インターバンク短期金融市場貸付金	企業向貸付金	関連会社に対する貸付金	合計
個別引当	7	—	8,281	228,776	483	237,547
一般引当	257,270	206,910	—	15,860	12,283	492,323
合計	257,277	206,910	8,281	244,636	12,766	729,870

利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、当社所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息の計上を中止した場合、既に計上されている未収利息については、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則延滞されている元利金が全額返済された時点など、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合になされます。特定の状況下においては、貸付金が契約条件に則って履行されていない場合でも、元本および利息を合理的な期間内に全額回収できると判断できる相当の理由がある場合、もしくは、債権者が一定の期間継続して返済を行っている場合には、利息の計上を再開する場合があります。

平成23年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金や、90日以上延滞が発生しているにもかかわらず、なおも利息を計上している重要な貸付金はありません。

信用の質の指標

当社は、債務者の信用力の低下あるいは破綻等によって貸付債権の価値が下落もしくは履行されないといった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。なお、有担保取引のうち、当社が受け入れた担保価値の管理を厳密に行うことで損失の発生を防止する措置を講じているものについては、内部格付の対象とはしておりません。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、当社の内部格付もしくはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	平成23年3月31日				合計
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	
有担保銀行業務貸付金	111,841	17,449	—	25,344	154,634
無担保銀行業務貸付金	102,636	—	7	—	102,643
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	206,910	206,910
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	8,281	—	—	—	8,281
有担保企業向貸付金	30,567	5,170	2,000	122,750	160,487
無担保企業向貸付金	30,309	52,445	1,395	—	84,149
関連会社に対する貸付金	12,283	—	—	483	12,766
合計	295,917	75,064	3,402	355,487	729,870

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金

当社は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回社内格付の見直しを行っております。また、リスクが高いもしくは問題がある債務者についてはより頻繁に社内格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに社内格付の見直しを行うこととしております。

10 企業結合：

平成23年3月期において、該当事項はありません。

なお、平成20年10月に当社は、リーマン・ブラザーズ（以下、「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用等を承継しました。これらの承継には、リーマンの人員および業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでおりますが、リーマンの金融資産と金融負債は承継の対象外としました。これらの承継により、当社は、ホール・セールビジネスおよび投資銀行業務をグローバルに強化しております。

さらに、当社は、IT関連、会計関連、グローバルなリスク・マネジメント等の機能をリーマンの欧州地域部門およびアジア・パシフィック地域等に提供してきたリーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。

これら一連の承継および買収は、当社の連結財務諸表において企業結合として認識されており、これらの事業にかかる損益は平成20年10月より当社の連結損益計算書に含まれております。なお、取得価額の取得した資産と引き受けた負債への配分は、継承および買収の完了日から1年以内に終了することとされており、平成21年9月末をもってかかる配分は全て完了しました。一連のリーマン関連の継承および買収による、のれんの計上額は平成21年9月末に、23,224百万円で確定いたしました。なお、当社がこれらの一連の継承および買収のために支出した金額は、48,159百万円であり、また、これら一連の承継および買収に伴う事業の取捨選択による人件費や事務所の移転費用等26,241百万円を取得時の負債として計上しました。

平成21年9月末に確定し、取得日現在に認識している承継資産および負債は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産：	
現金・預金	7,815
貸付金および受取債権	1,419
建物、土地、器具備品および設備	23,016
無形資産(1)	26,420
その他	6,130
資産合計	64,800
負債：	
支払債務および受入預金	11,080
その他の負債	28,785
負債合計	39,865
純資産	24,935
取得価額(2)	48,159
のれん計上額(3)	23,224

- (1) 顧客関係資産および有利なリース契約を含む償却無形資産であり、加重平均残存期間10年、残存価額ゼロとして計算されております。
- (2) 取得価額は、承継した資産および負債に対する対価および承継に付随する直接経費等から構成されております。
- (3) のれんは、リーマンの顧客基盤の融合等によってホールセール・ビジネスおよび投資銀行業務が強化拡大されることにより得られるであろう価値から算出されています。リーマンに関するのれんは事業別セグメント上、ホールセール部門に属するグローバル・マーケットで15十億円、インベストメント・バンキングで8十億円が取得日現在、認識されております。なお、本邦税務上の損金処理が認められているものは8十億円であります。

また、平成22年3月期の連結損益計算書に、既存事業の取捨選択にかかる一時費用20十億円が含まれております。

以下の要約仮定財務情報（監査対象外）では、これら一連の承継および買収が平成20年4月1日に行われたと仮定しております。

	(単位：百万円)
	(1株当たり情報 単位：円)
	平成21年3月期
収益合計	679,920
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（△損失）	△ 794,081
1株当たり野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（△損失）（基本）	△ 408.92
1株当たり野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（△損失）（希薄化後）	△ 410.55

要約仮定財務情報は、平成20年4月1日に承継および買収が行われたと仮定した場合の参考情報であり、実際の連結経営成績を表示しているものではなく、また将来の業績の指標となるものでもありません。

決算日後に生じた事項

当社は、野村グループの経営体制を整備し、組織再編にかかる意思決定の機動性を一層高めることを目的として、平成23年5月13日に、当社の関連会社であった野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）と株式交換契約を締結致しました。本株式交換契約に基づき、野村土地建物は平成23年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社となります。また、これに先立ち、当社は平成23年5月24日に野村土地建物株式を追加取得（以下「本株式取得」）しております。その結果、野村土地建物は当社の子会社となっております。

本株式取得は当社の連結財務諸表において企業結合として認識されます。提出日現在、本株式取得が行われてから日数が十分に経過していないため、当社は取得した資産、負債、非支配持分、および本株式取得により認識される損益について、評価中であります。なお、当社が本株式取得のために支出した金額は、38十億円であります。

1 1 その他の資産—その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産—その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産—その他		
受入担保有価証券	5,503	43,624
のれんおよびその他の無形資産	134,015	116,834
繰延税金資産	308,679	241,911
営業目的以外の投資持分証券 (1)	9,636	11,915
その他	140,913	154,209
合 計	598,746	568,493
連結貸借対照表上のその他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	5,503	43,624
未払法人所得税	28,015	10,123
その他の未払費用	411,327	404,048
その他	50,138	94,521
合 計	494,983	552,316

(1) その他の資産—その他には、トレーディングおよび営業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、平成22年3月期には、それぞれ5,236百万円および4,400百万円、平成23年3月期には、それぞれ6,496百万円および5,419百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。

のれんとは、企業結合に伴い、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんに対して償却は行われず、各事業年度の第4四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

連結貸借対照表上のその他の資産—その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
期首残高	70,459	79,818
企業結合・企業取得による増加	13,003 (1)	—
その他	△ 3,644 (2)	△ 9,595 (3)
期末残高	79,818	70,223 (4)

(1) 10,206百万円は、リーマンに関連するものであり、1,193百万円は、トルク・インベストメント・アンド・リサーチ（インスティネットの連結子会社）に関するものであります。また、902百万円は、日興シティ信託銀行（平成22年3月1日よりNCT信託銀行に商号変更、野村信託銀行の連結子会社）に関連するものであり、702百万円は、ネクセン・エナジー・マーケティング・ロンドン（ノムラ・ヨーロッパ・インベストメントの連結子会社）に関連するものであります。

(2) △3,560百万円は為替換算に関連するものであります。

(3) △7,276百万円は為替換算に関連するものであります。

(4) 69,800百万円はホールセール部門に帰属するものであります。

減損判定

のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下のレベルで、2段階で行われます。第一段階として、のれんに関連するレポートिंग・ユニットの公正価値とのれんを含むそのレポートिंग・ユニットの帳簿価額とを比較します。もし公正価値が帳簿価額に満たない場合には、第二段階のテストを行います。第二段階は、レポートिंग・ユニットを企業結合により取得したかのように、レポートिंग・ユニットの公正価値および純資産の公正価値を比較し、のれんの公正価値を算定します。のれんの帳簿価額がその公正価値を上回る場合、減損損失を認識します。

公正価値を見積もる手法としてインカム・アプローチを採用しています。各レポートिंग・ユニットの評価に使用される仮定には、将来キャッシュ・フローおよびそのキャッシュ・フローを現在価値に割引く株主資本コストの見積もりが含まれます。また、各レポートिंग・ユニットの評価は経済情勢に依存しており、これらの仮定および経済情勢の悪化はレポートिंग・ユニットの見積公正価値および関連するのれんの公正価値の低下につながる可能性があります。その結果、関連するのれんの一部が減損損失として将来の損益に計上される可能性があります。

その他の償却無形資産の償却累計額控除前金額は、平成22年3月31日現在59,513百万円、平成23年3月31日現在56,023百万円であります。これらは、主にインスティネット、リーマンの買収および承継に伴う顧客関連資産からなり、インスティネット関連は加重平均償却期間15年間、リーマン関連は10年間で償却されます。その他の非償却無形資産の金額は、平成22年3月31日現在8,015百万円、平成23年3月31日現在8,231百万円であります。その他の償却無形資産の償却累計額は、平成22年3月31日現在13,331百万円、平成23年3月31日現在17,643百万円であります。

1 2 借入：

当社の平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	484,614	379,500
銀行借入金	631,879	563,748
その他	185,171	223,829
計	1,301,664	1,167,077
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金(2)	2,235,948	2,559,325
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	1,157,449	1,365,805
日本円建以外	534,494	748,626
変動金利債務：		
日本円建	139,824	897,147
日本円建以外	194,427	364,796
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,434,094	1,251,330
日本円建以外	744,428	985,723
	4,204,716	5,613,427
小計	6,440,664	8,172,752
譲渡取消による担保付借入	758,397	230,165
計	7,199,061	8,402,917

(1) 担保付借入（平成22年3月31日現在25,411百万円、平成23年3月31日現在44,159百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（平成22年3月31日現在30,879百万円、平成23年3月31日現在6,093百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（平成22年3月31日現在66,078百万円、平成23年3月31日現在1,000,856百万円）を含んでおりま
す。

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
提出会社の借入債務残高	2,674,768	3,205,519
子会社の借入債務残高（提出会社が保証するもの）	2,145,020	2,270,308
子会社の借入債務残高（提出会社が保証しないもの）（1）	2,379,273	2,927,090
計	7,199,061	8,402,917

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

平成22年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成22年～平成68年、利率の範囲は0.10%～7.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）を基準としており、満期の範囲は平成22年～平成64年、利率の範囲は0.04%～3.95%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成22年～平成54年、利率の範囲は0.00%～23.95%となっております。

平成23年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成23年～平成47年、利率の範囲は0.00%～10.01%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）を基準としており、満期の範囲は平成23年～平成50年、利率の範囲は0.10%～8.30%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成23年～平成54年、利率の範囲は0.00%～32.50%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

当社は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、当社の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

	平成22年3月31日	平成23年3月31日
短期借入	0.94%	0.63%
長期借入	1.60%	1.48%
固定金利債務	2.03%	2.30%
変動金利債務	1.14%	0.99%
インデックス/エクイティ・リンク債務	1.62%	1.20%

長期借入の満期年限別金額

平成22年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成23年3月期	477,200
平成24年3月期	742,663
平成25年3月期	885,951
平成26年3月期	418,999
平成27年3月期	866,280
平成28年3月期以降	3,049,571
小計	6,440,664
譲渡取消による担保付借入	758,397
合計	7,199,061

平成23年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成24年3月期	892,016
平成25年3月期	980,689
平成26年3月期	936,836
平成27年3月期	1,239,348
平成28年3月期	856,532
平成29年3月期以降	3,267,331
小計	8,172,752
譲渡取消による担保付借入	230,165
合計	8,402,917

借入ファシリティ

当社の未使用借入枠は、平成22年3月31日現在172,309百万円、平成23年3月31日現在124,380百万円であります。

劣後借入

劣後借入は、平成22年3月31日現在908,755百万円、平成23年3月31日現在1,059,261百万円であります。

1 3 1 株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。1株当たり当期純利益（基本）は野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、1株当たり当期純利益（基本）と同様に求められます。加えて、野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益について関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益（基本および希薄化後）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
基本—		
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益	67,798	28,661
加重平均株式数	3,126,790,289	3,627,798,587
野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益	21.68	7.90
希薄化後—		
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益	67,784	28,642
加重平均株式数	3,139,394,052	3,642,689,381
野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益	21.59	7.86

平成22年3月期の野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。なお、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少には、満期までの期間で償却される償還差額を一括して平成22年3月期の費用として認識される効果が含まれております。平成23年3月期の野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

平成22年3月期の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加したため、1株当たり当期純利益を減少させております。平成23年3月期の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、1株当たり当期純利益に与える影響は僅少です。

平成22年3月31日および平成23年3月31日現在で、それぞれ12,436,800株および59,670,700株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当期純利益の計算から除いております。

平成22年3月期は、転換社債型新株予約権付社債が、110,000百万円転換され、258,040,481株の株式が発行されました。平成22年3月期に転換社債の転換権は全て行使され、平成23年3月31日現在、転換社債型新株予約権付社債の発行残高はございません。

平成21年10月13日を払込期日とする払込金額416,949百万円の公募増資および平成21年10月27日を払込期日とする払込金額18,507百万円の第三者割当増資を実施し、766,000,000株および34,000,000株の株式が発行されました。

当社は、平成22年8月9日から平成22年8月31日の期間にわたり普通株式75,000,000株、株式の取得価額の総額37,362百万円の自己株式の取得を実施いたしました。

1.4 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

提出会社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。平成20年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プランを採用いたしました。キャッシュ・バランス・プランにおきましては、参加者はおの口の口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて毎年計算された金額が、その口座に加算されます。この制度変更により、国内会社の給付債務が減少いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。平成22年3月31日および平成23年3月31日現在で、前払年金費用をそれぞれ4,862百万円、5,787百万円計上しております。

期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお当社は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
勤務費用	8,719	9,328
利息費用	4,307	4,480
年金資産の期待収益	△ 3,023	△ 3,182
年金数理上の損失の償却	4,735	3,088
過去勤務債務の償却	△ 1,148	△ 1,148
期間退職・年金費用（純額）	13,590	12,566

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期 および 平成22年3月31日	平成23年3月期 および 平成23年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	229,881	215,761
勤務費用	8,719	9,328
利息費用	4,307	4,480
年金数理上の損益	△ 13,218	△ 647
支払給付	△ 14,423	△ 15,406
その他	495	137
予測給付債務期末残高	215,761	213,653
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	116,484	122,632
年金資産運用収益	12,927	1,865
事業主拠出	993	4,407
支払給付	△ 7,772	△ 8,177
年金資産の公正価値期末残高	122,632	120,727
制度の財政状況	△ 93,129	△ 92,926
連結貸借対照表で認識された金額	△ 93,129	△ 92,926

国内会社の制度における累積給付債務は、平成22年3月31日現在212,183百万円および平成23年3月31日現在211,425百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	215,761	213,653
累積給付債務	212,183	211,425
年金資産の公正価値	122,632	120,727
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	215,761	213,653
累積給付債務	212,183	211,425
年金資産の公正価値	122,632	120,727

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成23年3月期
未認識年金数理上の損失	68,227
未認識過去勤務債務	△ 14,094
合計	54,133

平成24年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成24年3月期
未認識年金数理上の損失	3,088
未認識過去勤務債務	△ 1,148
合計	1,940

見積もり

次の表は、期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成22年3月31日	平成23年3月31日
割引率	2.2%	2.1%
昇給率	2.5%	2.5%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成22年3月期	平成23年3月期
割引率	2.2%	2.1%
昇給率	2.5%	2.5%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、当社は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

当社は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

当社は、年金給付等の支払を将来にわたり確実に実行できるよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

当社の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）23%、負債証券50%、生保一般勘定15%、その他12%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるインプットの3つのレベルの区分については、「注記3 金融商品の公正価値」に記載しております。

次の表は国内制度の年金資産の公正価値について、平成22年3月31日および平成23年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

国内会社の制度

年金資産：

(単位：百万円)

	平成22年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	28,803	—	—	28,803
プライベート・エクイティ	—	—	892	892
日本国債	48,365	—	—	48,365
日本地方債・政府系機関債	275	—	—	275
外国国債	3,751	—	—	3,751
銀行および事業会社の負債証券	—	520	—	520
受益証券等 ⁽¹⁾	—	11,230	9,371	20,601
生保一般勘定	—	18,204	—	18,204
その他	—	1,221	—	1,221
合計	81,194	31,175	10,263	122,632

年金資産：

(単位：百万円)

	平成23年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	23,121	—	—	23,121
プライベート・エクイティ	—	—	838	838
日本国債	47,099	—	—	47,099
日本地方債・政府系機関債	—	—	—	—
外国国債	—	—	—	—
銀行および事業会社の負債証券	—	—	—	—
受益証券等	—	18,290	8,807	27,097
生保一般勘定	—	19,344	—	19,344
その他	—	3,228	—	3,228
合計	70,220	40,862	9,645	120,727

(1)主に、ヘッジファンドおよび不動産ファンドが含まれております。

海外制度における年金資産の平成22年3月31日現在の公正価値は、レベル1が2,945百万円、レベル2が18,350百万円、レベル3が1,658百万円、平成23年3月31日現在の公正価値は、レベル1が3,055百万円、レベル2が18,584百万円、レベル3が1,692百万円であります。

レベル1に該当する資産は、主に株式や国債で、測定日において取引可能な活発な市場における同一の資産に対する未調整の取引価格で評価しております。レベル2に該当する資産は、主に受益証券、社債および生保一般勘定であります。受益証券は、運用機関により計算された純資産価値により評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。

次の表は、レベル3に該当する年金資産の平成22年3月期および平成23年3月期の損益と推移を示しております。

国内会社の制度

(単位：百万円)					
平成22年3月期					
	平成22年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成22年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	980	△ 12	△ 76	—	892
受益証券等	1,411	4	7,956	—	9,371
合計	2,391	△ 8	7,880	—	10,263

(単位：百万円)					
平成23年3月期					
	平成23年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成23年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	892	5	△ 59	—	838
受益証券等	9,371	△ 376	△ 188	—	8,807
合計	10,263	△ 371	△ 247	—	9,645

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは不動産ファンドであり、平成22年3月31日現在の残高は1,658百万円、平成23年3月31日現在の残高は1,692百万円であります。平成22年3月期および平成23年3月期における当該資産に係る実現および未実現損益、購入および売却、レベル1、2からレベル3間の移動で重要なものはありません。

キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、平成24年3月期において31,344百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
平成24年3月期	9,091
平成25年3月期	8,413
平成26年3月期	8,650
平成27年3月期	9,346
平成28年3月期	9,961
平成29年3月期～平成33年3月期	51,484

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、提出会社、野村証券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成22年3月期が3,021百万円、平成23年3月期が3,233百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度への拠出費用は、平成22年3月期が5,712百万円、平成23年3月期が6,903百万円であります。

医療給付制度

提出会社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また提出会社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、提出会社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、平成22年3月期が5,820百万円、平成23年3月期が6,760百万円であります。

1.5 株式報酬制度：

提出会社は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保し、株価と報酬の一部を連動させるために、株式報酬制度を採用しております。株式報酬制度には、Aプラン、Bプランおよびファントム・ストックプランがあり、実質的に、Aプランはストック・オプション、Bプランは株式報酬に該当します。

ストック・オプション（Aプラン）

提出会社は、実質的に「ストック・オプション」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における提出会社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日のストック・オプションの公正価値は、ブラック＝ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。予想ボラティリティは、提出会社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。平成22年3月期、平成23年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均価格は、付与日時時点でそれぞれ1株当たり173円、127円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成22年3月期	平成23年3月期
予想ボラティリティ	40.06%	40.51%
予想配当利回り	3.25%	1.73%
予想残存期間	6年	6年
安全利子率	1.01%	0.76%

次の表は、平成22年3月期および平成23年3月期におけるストック・オプション（Aプラン）の実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成21年3月31日	11,061,300	1,645	3.7
付与	2,585,000	767	
行使	—	—	
買戻	—	—	
失効	△ 43,500	1,457	
行使期限満了	△ 1,166,000	1,600	
平成22年3月31日	12,436,800	1,371	3.8
付与	2,870,000	487	
行使	—	—	
買戻	—	—	
失効	△ 262,000	1,290	
行使期限満了	△ 1,227,000	1,332	
平成23年3月31日	13,817,800	1,176	3.9

平成22年3月期および平成23年3月期は行使が行われず、また、期末残高における本源価値も0円でした。
平成23年3月31日現在、発行されているストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。

行使価格 (円)	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	発行済み ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)	行使可能な ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)
¥1,940	1,948,000	1,940	3.3	1,948,000	1,940
¥1,793	1,760,000	1,793	2.3	1,760,000	1,793
¥1,333	2,026,000	1,333	4.4	2,026,000	1,333
¥1,311	1,224,000	1,311	0.2	1,224,000	1,311
¥1,152	1,488,800	1,152	1.3	1,488,800	1,152
¥757	2,516,000	757	5.4	—	—
¥487	2,855,000	487	6.6	—	—
合計	13,817,800	1,176	3.9	8,446,800	1,534

平成22年3月31日および平成23年3月31日現在、行使可能なストック・オプションにかかる株式数は、それぞれ、7,783,300株および8,446,800株です。

株式報酬 (Bプラン)

提出会社は、実質的に「株式報酬」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。この株式報酬は、付与日の2年後ないしは3年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年～8年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

次の表は、平成22年3月期および平成23年3月期における株式報酬 (Bプラン) の実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
平成21年3月31日	17,547,100	1,944
付与	12,524,300	618
行使	△ 6,122,900	2,283
買戻	—	—
失効	△ 2,333,400	726
行使期限満了	—	—
平成22年3月31日	21,615,100	1,211
付与	59,187,700	638
行使	△ 6,870,600	1,651
買戻	—	—
失効	△ 4,145,200	634
行使期限満了	—	—
平成23年3月31日	69,787,000	716

平成23年3月期における株式報酬に関連する未認識報酬費用の合計額は、20,807百万円でした。当該費用は、1.5年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、平成22年3月期および平成23年3月期において、それぞれ5,593百万円および4,909百万円となっております。

税引前当期純利益に含まれる株式報酬制度（ストック・オプションおよび株式報酬）にかかる費用の総額は、平成22年3月期および平成23年3月期において、それぞれ9,737百万円および18,638百万円となっております。株式報酬制度にかかる税効果の金額は、平成22年3月期および平成23年3月期において、それぞれ291百万円、546百万円となっております。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。平成23年3月期において株式報酬制度の行使によって受け取った現金は、7百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は535百万円でした。

ファントム・ストックプラン

提出会社は、提出会社の株価と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる従業員等は、その支給を得るために将来の一定期間、当社の従業員等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。なお、支給までの期間は主に2年から3年となります。当社は将来の支給時期直前の一定期間の提出会社株価に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

平成22年4月、提出会社は、当社の役員および従業員に対し、提出会社の株価に連動した報酬を支給する旨を決定いたしました。平成23年3月期において認識された報酬費用は13,708百万円であり、実際に支払われた報酬の公正価値の総額は2,194百万円となりました。平成23年3月31日現在、未認識の報酬費用の見積りは6,717百万円です。当該費用は今後の平均でおよそ1年にわたって認識されることとなります。

決算日後に生じた事項

平成23年5月19日、提出会社は株式報酬（Bプラン）の目的で普通株式の第40回、第41回および第42回新株予約権を提出会社の役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対して発行することを決議し、平成23年6月7日に発行いたしました。発行された新株予約権の総数は620,863個で、その目的である株式は62,086,300株です。行使価格は1株当たり1円となっております。第40回新株予約権については付与日の翌日から約1年後、第41回新株予約権については付与日の翌日から約2年後、第42回新株予約権については約3年後に確定し行使可能となり、約7年後に失効します。

平成23年5月、提出会社は、当社の役員および従業員に対し、提出会社の株価等に連動した総額約58.7十億円の報酬（平成23年5月時点の公正価値の見積もり。支給までの期間はおよそ3年以内。）を将来支給する旨決定いたしました。当社は将来の支給時期直前の一定期間の提出会社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

16 法人所得税等：

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
当年度分		
国内	12,988	175
海外	4,599	5,956
当年度分計	17,587	6,131
繰延分		
国内	28,207	56,194
海外	△ 8,633	△ 995
繰延分計	19,574	55,199
法人所得税等計	37,161	61,330

平成22年3月期および平成23年3月期の法人所得税等（繰延分）の内、税務上の繰越欠損金に係る当期の税効果の認識額は、それぞれ△10,374百万円および△4,645百万円となりました。

提出会社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率はおよそ41%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益（損失）との関係は、様々な税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と通常の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成22年3月期	平成23年3月期
通常法定実効税率	41.0%	41.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	6.7	1.6
益金に加算される項目	10.8	5.3
損金に算入されない費用項目	10.5	16.6
益金に算入されない収益項目	△ 7.8	△ 8.4
海外子会社からの配当	1.0	0.0
海外子会社の未分配所得の影響	0.1	△ 0.0
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	△ 26.9	10.8
海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	—	△ 1.3
その他	△ 0.1	0.2
実効税率	35.3%	65.8%

連結貸借対照表のその他の資産—その他として記載されている平成22年3月31日現在308,679百万円、平成23年3月31日現在241,911百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている平成22年3月31日現在15,667百万円、平成23年3月31日現在12,180百万円の繰延税金負債は、それぞれの

税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	11,175	10,243
子会社・関連会社株式投資	174,529	171,520
金融商品の評価差額	268,588	214,706
未払退職・年金費用	47,786	41,402
未払費用および引当金	81,375	77,649
繰越欠損金	351,101	317,519
その他	5,160	5,215
繰延税金資産小計	939,714	838,254
控除：評価性引当金	△ 501,554	△ 461,966
繰延税金資産合計	438,160	376,288
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	66,218	69,363
金融商品の評価差額	46,865	47,694
海外子会社の未分配所得	5,258	4,409
固定資産の評価	19,196	19,355
その他	7,611	5,736
繰延税金負債合計	145,148	146,557
繰延税金資産の純額	293,012	229,731

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積もしくは継続して発生しているため、当社の経営者は、当該繰延税金資産は実現するよりも実現しない可能性の方が高いと判断しております。繰延税金資産に対する評価性引当金は、将来の実現可能性の見直しに基づいて決定されます。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
期首残高	493,906	501,554
期中の純増減額	7,648 (1)	△ 39,588 (2)
期末残高	501,554	461,966

(1) 主に、海外子会社、国内子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低いことにより評価性引当金を計上したため、海外子会社、国内子会社で、それぞれ8,313百万円、2,667百万円の増加となりました。

また、将来の実現可能性を見直した結果、提出会社で3,332百万円の評価性引当金が減少したため、全体で7,648百万円の増加となりました。

(2) 海外子会社では、主に、米国子会社で、当期の課税所得から繰越欠損金を控除したことにより評価性引当金が取り崩されたため、33,523百万円の減少となりました。また、将来の実現可能性を見直した結果、国内子会社で2,657百万円、提出会社で3,408百万円の評価性引当金が減少したため、全体で39,588百万円の減少となりました。

平成23年3月31日現在、近い将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額2,440百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

平成23年3月31日現在、当社は、主に米国子会社、欧州子会社での営業活動から生じた1,124,673百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な496,892百万円を除き、平成23年から平成30年までに337,628百万円、平成31年以降290,153百万円が税務上の効果を失うこととなります。当社は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金の税効果は実現しないよりも実現する可能性の方が高いと判断しております。

平成21年3月31日および平成22年3月31日現在、未認識税務ベネフィットはありません。また、平成21年3月期および平成22年3月期において、未認識税務ベネフィットの変動、および、未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。平成23年3月31日現在、重要な未認識税務ベネフィットはありません。当期において、重要な、未認識税務ベネフィットの変動、および、未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税は、連結損益計算書の法人所得税等に表示されます。

当社は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。当社はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。未認識税務ベネフィットに対する引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を状況に応じて計上します。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、定量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

当社は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に直面しています。次の表は、当社が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。香港の税制上は、繰越欠損金がある場合、当局からの更正リスクが残るため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	平成18年 (1)
英国	平成21年
米国	平成19年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、平成17年となります。

17 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	2,604,779,843	3,669,044,614
増資による新株発行	800,000,000	—
転換社債型新株予約権付社債の転換	258,040,481	—
自己株式：		
取得	△ 26,857	△75,030,934
売却	6,328	2,409
従業員等に対する発行株式	6,122,900	6,870,600
その他の増減（純額）	121,919	243
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	3,669,044,614	3,600,886,932

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている提出会社の個別財務諸表に基づいており、平成22年3月31日現在546,483百万円、平成23年3月31日現在480,471百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する当社の持分が、平成22年3月31日現在72,405百万円、平成23年3月31日現在77,145百万円含まれております。

1株当たり普通株式の配当金は、平成22年3月期は8.0円、平成23年3月期は8.0円であります。

平成22年7月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は75,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限50,000百万円、(c)期間は平成22年8月9日から平成22年9月17日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数75,000,000株を取得価額総額37,362百万円で取得しております。

自己株式の変動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買取るものによるものが含まれております。また、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式は、平成22年3月31日現在1,063,153株、2,189百万円であり、平成23年3月31日現在1,062,910株、2,189百万円であります。

なお、提出会社は、平成21年10月に公募増資と第三者割当増資により、それぞれ766,000,000株と34,000,000株の新株式を発行しております。

18 法的規制：

提出会社は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-五-三(三)」に従い、平成21年3月末より「金融コングロマリット監督指針」に代えて「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」）」を準用し連結自己資本比率を算出しております。当社は、銀行持株会社告示の準用開始に伴い、従来のリスク相当額の12.5倍にあたるリスク・アセット金額を測定しております。そのため、リスク・アセット金額に対する自己資本の比率という基準を通じて、即ちその比率が8%を上回っていることをもって要件を満たしているか確認しております。平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在ともに、提出会社は当該要件を充足しております。

金融商品取引法に基づき、野村證券株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1) 市場リスク、(2) 取引先リスクおよび(3) 基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村證券株式会社の自己資本規制比率は、平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在ともに120%を超えております。

日本の金融商品取引業者は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成22年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額305,017百万円の債券を分別しております。平成23年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額394,863百万円の債券を分別しております。これらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ・マーカンタイル取引所（以下「CME Group」）の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000ドルのうちいずれか大きいほうの金額に維持することを要求しております。当該子会社は米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。平成22年3月31日および平成23年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス PLC（以下「NEHS」）は、その連結子会社を含む連結ベースで、英国金融サービス機構による監督下にあり、自己資本規制を受けております。NEHSの最も重要な連結子会

社でありますノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、証券仲介・売買業務を行っており、英国金融サービス機構による規制を単体でも受けております。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）も同様に英国金融サービス機構による規制を単体で受けております。これらの規制によって、NEHSおよびその連結子会社は、最低資本要件の充足が義務付けられております。平成22年3月31日および平成23年3月31日現在、NEHSは連結上、NIPおよびNBIは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、有価証券の売買の仲介、証券取引、有価証券の引受けや投資に関するアドバイス、および信用取引に関するサービスを顧客に提供する認可を取得しております。NIHKは台湾に支店を有しており、支店もまた各国当局の規制を受けております。支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソース）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることはない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を越える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の監督下にあるアジア通貨単位の認可を受けた投資銀行として、主に有価証券売買の仲介および証券取引等を行っております。当該規制はNSLに対し、最低3,000,000シンガポールドルの資本を維持することを要求しております。現在、NSLの自己資本比率はMASの要求する水準を維持しております。平成22年3月31日および平成23年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

19 関連会社およびその他の持分法投資先：

当社の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ、株式会社野村総合研究所、野村土地建物株式会社、フォートレス・インベストメント・グループ LLC、およびチャイェックス・ヨーロッパ・リミテッドがあります。

株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。

平成23年3月31日現在、当社のジャフコに対する持分は24.1%であり、ジャフコから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。NRIの主要顧客の一社は当社であります。

平成23年3月31日現在、当社のNRIに対する持分は38.5%であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は56,934百万円であります。

野村土地建物株式会社（以下「NLB」）

NLBは、当社が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。当社とのリース取引は、「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」に開示されております。

NLBの子会社である野村不動産ホールディングス株式会社は、東京証券取引所第一部に上場しております。

平成23年3月31日現在、当社のNLBに対する持分は38.5%であり、NLBから発生する持分法によるのれんの未償却残高は1,485百万円であります。

NLBは、平成23年5月24日をもって、当社の連結子会社となっております。詳細につきましては、「注記10 企業結合」をご参照ください。

フォートレス・インベストメント・グループ LLC（以下「フォートレス」）

フォートレスは世界的な資産運用会社であり、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。フォートレスへの投資は、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、持分法が適用されます。

平成21年5月に、フォートレスは、46,000,000個のクラスA株式の公募発行を行い、当社は公募発行価格にてそれらの株式のうち5,400,000個を取得しました。

平成23年3月31日現在、当社のフォートレスに対する持分は11.5%であり、フォートレスから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

チャイエックス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「チャイエックス・ヨーロッパ」）

チャイエックス・ヨーロッパは平成21年12月31日まで当社の連結子会社でした。平成21年12月31日に、チャイエックス・ヨーロッパの発行済株式のうち、議決権を持たない株式が普通株式に転換されました。これにより当社の議決権が34%に減少し、当社は支配財務持分を持たなくなったため、平成21年12月31日からチャイエックス・ヨーロッパは連結除外となり、持分法を適用しております。

当該連結除外に際して、3,074百万円の利益が認識され、当社の連結損益計算書上、収益—その他に計上しております。この利益は、チャイエックス・ヨーロッパの純資産の帳簿価額と残余の投資の公正価値との差額であります。

チャイエックス・ヨーロッパの当該残余の投資の公正価値測定は、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを併用しております。マーケット・アプローチでは、市場の指標がチャイエックス・ヨーロッパと同一または類似の事業に従事している上場企業の取引所価格から得られる、類似企業比較法に基づいております。インカム・アプローチでは、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いました。

平成23年2月18日、バッツ・グローバル・マーケッツ・インク（以下、「バッツ」）は、チャイエックス・ヨーロッパの発行済株式の100%を取得することで最終合意しました。当局の承認後、取引の履行をもって、当社は保有しているチャイエックス・ヨーロッパに対する持分を、バッツの発行済株式の約7%と交換する見込みです。

要約財務情報

ジャフコ、NRI、NLBを合計した要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
資産合計	2,020,517	2,096,554
負債合計	1,474,284	1,521,653

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
収益	526,350	590,985
金融費用以外の費用	482,573	535,564
当該会社に帰属する当期純利益	22,779	29,392

フォートレスの要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日(1)	平成23年3月31日(1)
資産合計	154,471	172,677
負債合計	98,711	95,396

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期(1)	平成23年3月期(1)
収益	57,602	89,710
金融費用以外の費用	144,868	154,161
当該会社に帰属する当期純利益(△損失)	△ 23,651	△ 24,400

(1) フォートレスの財務情報は平成21年12月期、平成22年12月期の年度決算数値を使用しております。当社は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」に開示されているNLBとのリース取引を除く関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
関連会社に対する投資	247,641	260,339
関連会社に対する貸付金	3,632	12,766

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
収益	362	3,056
金融費用以外の費用	58,219	52,796
ソフトウェアおよび有形固定資産の購入	25,954	20,945

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
帳簿価額	176,351	182,109
公正価額	216,932	198,439

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、平成22年3月期が12,924百万円の利益、平成23年3月期が11,602百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、平成22年3月期が4,827百万円、平成23年3月期が4,802百万円となっております。

20 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により新たに連結となった変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとのコミットメント残高は航空機購入コミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
貸出コミットメント	228,439	264,736
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	40,203	38,008
航空機購入コミットメント	—	77,928

平成23年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	契約金額	満期年限			
		(単位：百万円)			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	264,736	70,621	64,289	128,105	1,721
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	38,008	274	23,886	282	13,566
航空機購入コミットメント	77,928	24,905	45,066	7,957	—

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしてはおりません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成22年3月31日現在50,690百万円、平成23年3月31日現在39,543百万円となっております。

当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成22年3月31日現在、売戻契約に対して2,306十億円および買戻契約に対して1,072十億円、平成23年3月31日現在、売戻契約に対して1,337十億円および買戻契約に対して1,605十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、当社は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を平成22年3月31日現在188十億円、平成23年3月31日現在300十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、当社は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で当社が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

リース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。転貸収入を控除した賃借料は、平成22年3月期が49,374百万円、平成23年3月期が48,957百万円となっております。これらの賃借料の一部は、関連会社であるNLBに対して支払われております。なお、「注記19 関連会社およびその他の持分法投資先」に記載されている事項をご参照ください。

NLBに支払われた差入保証金および支払賃借料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
差入保証金	6,541	4,229
当期支払賃借料	4,531	4,358

平成21年8月、提出会社の子会社であるノムラ・プロパティーズ PLC（以下「NPP」）は525,000㎡の開発用地（所在地：英国ロンドン市1 Angel Lane）の借入者として期間20年のリース契約を結びました。建物建設工事は平成22年12月に完了し、当該建物は現在当社の欧州主要拠点として使用されております。NPPは建物の建設に一定の関与をしており、編纂書840に従い、会計上は建設工事の所有者とみなされ、リース契約開始時の平成21年度から当社の連結貸借対照表上建物を認識しております。NPPが当該物件に対し継続的に関与していることにより、工事完了以後も引き続き、当社の連結貸借対照表上建物を認識し、キャピタル・リースの処理と同様に、耐用年数にわたり減価償却しております。

次の表は、平成23年3月31日現在におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成23年3月31日
最低支払リース料	49,977
控除：利息相当額	△ 26,680
最低支払リース料純額の現在価値	23,297

平成23年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	49,977	386	153	86	48	2,612	46,692

キャピタル・リース資産は、平成22年3月31日現在および平成23年3月31日現在にそれぞれ26,099百万円、24,855百万円が連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成23年3月31日現在における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成23年3月31日
最低支払リース料	88,215
控除：転貸収入	△ 11,412
最低支払リース料純額	76,803

平成23年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	88,215	15,034	14,146	11,268	9,282	8,296	30,189

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

当社は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で調査、訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、当社は罰金、違約金、賠償金または和解金若しくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

当社は、編纂書450「偶発事象」に従い、個々の紛争・係争事案について経済的損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合には、これら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期毎に見直され、新たな情報をもとに修正されます。

しかし、これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。したがって、単に損失のリスクが生じるであろうことが合理的に考えうるといえるだけでは、当社は、その損失額の水準や範囲を、確信をもって見積もることができません。

連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結業績やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

当社に対する主な訴訟および法的手続きの概要は下記の通りです。当社は、可能な場合には、当社の被る最大損失の目安として、訴訟等の法的手続きにおける相手方の請求金額を開示しております。

平成20年1月、提出会社の欧州子会社であるNIPは、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（平成10年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した33.8百万ユーロ（金利を含む）の返還を求めるものでした。平成20年3月、NIPはこの還付金返還請求に対して異議を申し立てましたが、平成21年11月に同県租税裁判所は、租税局の主張を認める決定を下しました。NIPはこの決定を不服としその取消しを求めています。

平成22年4月、米国法人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンシングInc. およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングスInc.（以下合わせて「Lehman」）は、米国破産裁判所において、提出会社の子会社である野村證券株式会社（以下「NSC」）、NIP、ならびにノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc. が届け出た総額約10億米ドルの債権（平成20年9月のLehman破綻によるスワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算に基づく債権）に異議を述べるための訴訟を提起するとともに、NSCおよびNIPに対してはLehmanが一定の債権を有しているとしてその弁済を求める訴訟を提起しました。

平成22年10月に、Fairfield SentryおよびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続中。以下合わせて「Fairfield」）が、NIPに対して約34百万米ドルおよびこれにかかる金利を請求する訴訟を提起しました。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき平成20年より清算手続中）を主たる運用先としており、過去に行った償還金の支払いは誤りであったなどと主張し、その返還を求めてNIPを含む多くの投資家を米国の州裁判所および破産裁判所に提訴しています。NIPに対する訴訟は現在米国破産裁判所で係属中です。

平成22年11月11日に英国裁判所はNIPおよびNBIの主張を認め、ドイツの銀行WestLB AG（以下「WestLB」）の請求を棄却する判決を言い渡しました。この判決に対しWestLBは、控訴裁判所に、控訴を受理するよう申し立てていましたが、控訴裁判所が同申し立てを平成23年3月7日に受理しました。この訴訟は、平成21年4月に、WestLBがNIPおよびNBIに対して、NBIが発行し平成20年10月に償還した債券につきその債券の条項で参照されるべき価値計算に基づけばWestLBには22百万米ドルの支払いを求める権利があると主張したものでした。

平成23年3月1日、インドネシアの銀行、ピーティアー・バンク・ムティアラ（以下「バンク・ムティアラ」）は、NIPの特別目的会社に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。本件訴訟は、NIPの特別目的会社による第三者へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金156百万米ドル相当であります。NIPの特別目的会社は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根拠がないと考えており、預金の引渡しを求めています。

決算日後に生じた事項

平成23年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅ローン債権担保証券のスポンサー、発行体、引受人ならびにこれらの親会社など多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中には提出会社の米国子会社も含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行は提出会社の子会社が発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は提出会社子会社が発行した証券を4回に渡る募集に於いて購入したと主張していますが、購入金額や損害額を特定していません。このように情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

当社は、提出会社の子会社の主張が正当に認められるものと確信いたしております。

米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

提出会社の米国子会社では、不動産担保ローンを不動産担保証券（以下「MBS」）とする証券化を行っております。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入しておりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターから、ローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。また、子会社組成のMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われま。子会社では、個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、子会社が一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻し（または信託への賠償）に応じています。

経済情勢および住宅ローンの債務不履行が継続して発生している現状では、子会社の中には買戻し請求を今後も受ける可能性はあると考えられます。そのような請求による当社の損失のリスクは、以下の要因によって影響を受けることとなります。例えば、表明保証違反があると考えられるローンの数、失業率の推移、ローン返済の債務不履行の発生をもたらす住宅価格の変動、ならびに債務不履行による実損害の大きさなどが考えられます。また、損失の程度は、子会社がローンのオリジネーターの表明保証違反を理由にオリジネーターに請求し回収できる金額によって減少する可能性があります。平成23年5月31日において当社子会社がローン買戻し請求を受け、解決されていない請求額は796百万米ドルです。前述のとおり不確定な部分があるため、現時点で、当社は現在解決されていない請求や表明保証違反に基づき今後損失が発生するリスクを合理的に見積もることはできません。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると思われるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引(1)	2,604,545	72,650,089	3,539,472	101,555,634
スタンバイ信用状および その他の債務保証(2)	340	10,146	267	8,512

(1) クレジット・デリバティブは「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成22年3月31日においては8,089百万円でした。平成23年3月31日現在においては6,761百万円となっております。

平成23年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	3,539,472	101,555,634	37,985,935	18,909,144	10,705,026	33,955,529
スタンバイ信用状および その他の債務保証	267	8,512	205	9	190	8,108

2 1 セグメントおよび地域別情報：

【事業別セグメント】

平成22年4月に、当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・米国会計原則では税引前当期純利益（△損失）に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。なお、平成22年4月に部門体制を変更したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(単位：百万円)

	営業 部門	アセット・ マネジメント 部門	ホールセール 部門	その他 (消去分 を含む)	計
平成22年3月期					
金融収益以外の収益	384,816	68,280	763,567	△ 104,629	1,112,034
純金融収益	3,456	2,085	25,964	△ 2,124	29,381
収益合計（金融費用 控除後）	388,272	70,365	789,531	△ 106,753	1,141,415
金融費用以外の費用	274,915	51,771	614,349	104,540	1,045,575
税引前当期純利益 （△損失）	113,357	18,594	175,182	△ 211,293	95,840
平成23年3月期					
金融収益以外の収益	389,404	76,269	534,094	56,518	1,056,285
純金融収益	3,029	4,475	96,442	△ 12,637	91,309
収益合計（金融費用 控除後）	392,433	80,744	630,536	43,881	1,147,594
金融費用以外の費用	291,245	55,691	623,819	66,688	1,037,443
税引前当期純利益 （△損失）	101,188	25,053	6,717	△ 22,807	110,151

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	3,323	2,290
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	△ 3,365	219
関連会社利益の持分額	7,765	8,996
本社勘定	△ 83,291	△ 33,327
その他 (1)	△ 135,725	△ 985
計	△ 211,293	△ 22,807

(1)その他には、平成22年3月期は3セグメントには属さない関連会社およびその他の持分法投資にかかる減損損失2,974百万円が含まれております。この他に、編纂書825に基づき公正価値オプションが指定されている金融負債における自社の信用リスクによる影響額およびデリバティブ負債における自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,141,415	1,147,594
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	9,407	△ 16,896
連結収益合計（金融費用控除後）	1,150,822	1,130,698
金融費用以外の費用計	1,045,575	1,037,443
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	1,045,575	1,037,443
税引前当期純利益	95,840	110,151
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	9,407	△ 16,896
連結税引前当期純利益	105,247	93,255

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに当社の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米 州	131,512	168,889
欧 州	348,829	257,135
アジア・オセアニア	63,748	44,474
小 計	544,089	470,498
日 本	606,733	660,200
連 結	1,150,822	1,130,698
税引前当期純利益（△損失）：		
米 州	3,557	4,410
欧 州	18,995	△ 43,627
アジア・オセアニア	13,036	△ 16,296
小 計	35,588	△ 55,513
日 本	69,659	148,768
連 結	105,247	93,255
(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。		

	(単位：百万円)	
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
長期性資産：		
米 州	94,508	91,295
欧 州	98,223	115,352
アジア・オセアニア	32,871	31,642
小 計	225,602	238,289
日 本	269,449	270,945
連 結	495,051	509,234

⑥ 【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、「[連結財務諸表注記] 7 担保付取引および12 借入」に記載されております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る主要な損益の状況は以下のとおりです。

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
収益合計 (百万円)	314,016	320,418	386,034	365,024
収益合計(金融費用控 除後) (百万円)	259,824	275,623	295,867	299,384
税引前四半期純利益 (百万円)	6,470	21,598	27,774	37,413
野村ホールディングス 株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	2,322	1,051	13,389	11,899
野村ホールディングス 株主に帰属する1株当 たり四半期純利益(円)	0.63	0.29	3.72	3.30

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第106期 (平成22年3月31日)	第107期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,140	2,830
譲渡性預金	15,000	17,000
金銭の信託	42,124	28,767
短期貸付金	※4 2,144,666	※4 2,790,756
前払金	34	22
未収入金	※4 66,378	※4 7,220
未収収益	24,815	※4 31,511
未収還付法人税等	3,398	8,519
繰延税金資産	1,382	1,116
その他	3,211	3,657
貸倒引当金	△24	—
流動資産計	2,302,125	2,891,397
固定資産		
有形固定資産	※1 48,318	※1 46,290
建物	17,328	17,437
器具備品	22,151	20,013
土地	8,839	8,839
無形固定資産	107,727	96,817
ソフトウェア	107,726	96,816
その他	1	1
投資その他の資産	2,107,908	2,244,077
投資有価証券	※2 135,674	※2 123,632
関係会社株式	※2 1,369,661	※2 1,451,145
その他の関係会社有価証券	17,370	8,691
出資金	767	767
関係会社長期貸付金	389,964	477,565
長期差入保証金	※4 37,726	※4 34,839
長期前払費用	482	321
繰延税金資産	126,026	110,548
その他	30,272	36,603
貸倒引当金	△32	△32
固定資産計	2,263,954	2,387,184
資産合計	4,566,078	5,278,581

(単位：百万円)

	第106期 (平成22年 3月31日)	第107期 (平成23年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	49,600	※4 562,641
1年内償還予定の社債	70,000	166,638
預り金	1,242	147
未払金	17,187	25,813
未払費用	15,641	20,197
貸借取引担保金	※4 50,640	※4 42,339
未払法人税等	3	223
賞与引当金	726	975
その他	90	12,859
流動負債計	205,130	831,833
固定負債		
社債	1,270,055	1,502,484
長期借入金	1,280,374	1,172,648
関係会社長期借入金	—	2,600
その他	4,213	4,123
固定負債計	2,554,642	2,681,854
負債合計	2,759,771	3,513,687
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金	524,197	524,197
その他資本剰余金	4,542	7,384
資本剰余金合計	528,740	531,582
利益剰余金		
利益準備金	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	11	8
別途積立金	994,000	—
繰越利益剰余金	△381,243	568,582
利益剰余金合計	694,625	650,449
自己株式	△66,285	△95,504
株主資本合計	1,751,573	1,681,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,801	22,234
繰延ヘッジ損益	8,899	30,105
評価・換算差額等合計	30,700	52,339
新株予約権	24,033	31,536
純資産合計	1,806,307	1,764,894
負債・純資産合計	4,566,078	5,278,581

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	第106期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第107期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
資産利用料	※1 108,691	※1 108,470
不動産賃貸収入	※2 39,918	※2 38,076
商標使用料	※3 20,901	※3 19,347
関係会社受取配当金	27,628	11,391
関係会社貸付金利息	—	29,760
その他の売上高	※4 23,736	※4 12,831
営業収益計	※8 220,873	※8 219,875
営業費用		
人件費	16,704	27,360
不動産関係費	※5 45,006	※5 46,619
事務費	※6 43,105	※6 41,067
減価償却費	44,145	44,951
租税公課	957	2,197
その他の経費	※7 6,473	※7 6,622
金融費用	27,553	41,247
営業費用計	※8 183,943	※8 210,064
営業利益	36,930	9,812
営業外収益		
受取配当金	1,778	2,043
為替差益	—	2,879
法人税等還付加算金	—	638
投資事業組合運用益	517	46
その他	340	321
営業外収益計	※8 2,635	※8 5,926
営業外費用		
投資事業組合運用損	4,732	1,637
株式交付費	2,274	—
社債発行費	2,825	2,062
その他	614	349
営業外費用計	※8 10,445	※8 4,048
経常利益	29,121	11,690
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,812	—
投資有価証券売却益	646	1,299
関係会社減資払戻差額	1,479	—
固定資産売却益	372	—
新株予約権戻入益	—	143
特別利益計	7,309	1,442

(単位：百万円)

	第106期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第107期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	965	111
投資有価証券評価損	2,908	970
関係会社清算損	1,747	—
関係会社株式売却損	257	—
関係会社株式評価損	16,878	17,591
固定資産除却損	3,700	3,653
特別損失計	26,456	22,325
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	9,974	△9,193
法人税、住民税及び事業税	△51,280	5,194
法人税等調整額	49,171	707
法人税等合計	△2,109	5,902
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,083	△15,094

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第106期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	321,765	594,493
当期変動額		
新株の発行	217,728	—
新株の発行(新株予約権の行使)	55,000	—
当期変動額合計	272,728	—
当期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	251,469	524,197
当期変動額		
新株の発行	217,728	—
新株の発行(新株予約権の行使)	55,000	—
当期変動額合計	272,728	—
当期末残高	524,197	524,197
その他資本剰余金		
前期末残高	—	4,542
当期変動額		
自己株式の処分	4,542	2,842
当期変動額合計	4,542	2,842
当期末残高	4,542	7,384
資本剰余金合計		
前期末残高	251,469	528,740
当期変動額		
新株の発行	217,728	—
新株の発行(新株予約権の行使)	55,000	—
自己株式の処分	4,542	2,842
当期変動額合計	277,270	2,842
当期末残高	528,740	531,582
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	81,858	81,858
当期末残高	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	13	11
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2
当期末残高	11	8

(単位：百万円)

	第106期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第107期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
別途積立金		
前期末残高	994,000	994,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△994,000
当期変動額合計	—	△994,000
当期末残高	994,000	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	△382,199	△381,243
当期変動額		
剰余金の配当	△11,130	△29,083
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2
別途積立金の取崩	—	994,000
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,083	△15,094
当期変動額合計	955	949,825
当期末残高	△381,243	568,582
利益剰余金合計		
前期末残高	693,673	694,625
当期変動額		
剰余金の配当	△11,130	△29,083
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,083	△15,094
当期変動額合計	953	△44,177
当期末残高	694,625	650,449
自己株式		
前期末残高	△74,554	△66,285
当期変動額		
自己株式の取得	△18	△37,378
自己株式の処分	8,288	8,158
当期変動額合計	8,269	△29,219
当期末残高	△66,285	△95,504
株主資本合計		
前期末残高	1,192,353	1,751,573
当期変動額		
新株の発行	435,456	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	110,000	—
剰余金の配当	△11,130	△29,083
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,083	△15,094
自己株式の取得	△18	△37,378
自己株式の処分	12,830	11,000
当期変動額合計	559,221	△70,554
当期末残高	1,751,573	1,681,019

(単位：百万円)

	第106期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	16,157	21,801
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,644	433
当期変動額合計	5,644	433
当期末残高	21,801	22,234
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	8,456	8,899
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	443	21,206
当期変動額合計	443	21,206
当期末残高	8,899	30,105
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24,613	30,700
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,087	21,639
当期変動額合計	6,087	21,639
当期末残高	30,700	52,339
新株予約権		
前期末残高	27,116	24,033
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,083	7,503
当期変動額合計	△3,083	7,503
当期末残高	24,033	31,536
純資産合計		
前期末残高	1,244,082	1,806,307
当期変動額		
新株の発行	435,456	—
新株の発行（新株予約権の行使）	110,000	—
剰余金の配当	△11,130	△29,083
当期純利益又は当期純損失（△）	12,083	△15,094
自己株式の取得	△18	△37,378
自己株式の処分	12,830	11,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,004	29,142
当期変動額合計	562,225	△41,413
当期末残高	1,806,307	1,764,894

【重要な会計方針】

第106期	第107期								
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。</p>	建物	8～47年	器具備品	3～15年	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 (同左)</p> <p>イ 時価のない有価証券 (同左)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 (同左)</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>5～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p>	建物	5～47年	器具備品	3～15年
建物	8～47年								
器具備品	3～15年								
建物	5～47年								
器具備品	3～15年								

第106期	第107期
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債および借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果に対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 社債発行費 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)</p> <p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債および借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や外貨建社債により、外貨建の貸付金および子会社株式等に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建ての貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしており、外貨建子会社株式については、原則として長期外貨建社債等の長期外貨建債務によりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果に対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p>

第106期	第107期
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左) (2) 連結納税制度の適用 (同左)

【表示方法の変更】

第106期	第107期
_____	(損益計算書関係) 前事業年度において営業収益「その他の売上高」に含めて表示しておりました「関係会社貸付金利息」(前事業年度20,068百万円)は、営業収益の総額の10/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第106期	第107期												
<p>※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">24,888百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">58,175</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,062</td> </tr> </table> <p>※2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等30,790百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債98,200百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">98,200百万円</p> <p>ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー421,500千米ドル、228,500千ユーロ、16,000千スイスフラン、2,000千カナダドルの元金、同社が行う先物取引に伴う保証7,653百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証138,886千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等に伴う保証412,955千米ドル、および同社が行う借入金、レポ取引に伴う3,137,000千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">420,203百万円(注)2</p> <p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,223,200千米ドル、2,542,000千ユーロ、231,700千豪ドル、502,123千ポンド、6,000千スイスフラン、110,000千南アフリカランド、1,500千カナダドル、1,657,915百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">2,181,578百万円(注)2</p> <p>ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等211,249千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">19,655百万円(注)2</p> <p>ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート1,303,083千米ドル、1,506,345千ユーロ、17,000千豪ドル、56,158百万円の元利金の保証、および同社が行う借入金125,000千ユーロの保証</p> <p style="text-align: right;">382,634百万円</p>	建物	24,888百万円	器具備品	58,175	計	83,062	<p>※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">25,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">58,774</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">84,052</td> </tr> </table> <p>※2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等28,775百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債34,200百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">34,200百万円</p> <p>ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー372,000千米ドルの元金、同社が行う先物取引に伴う保証2,149百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証415,807千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等に伴う保証1,592,667千米ドル、同社が行う借入金、レポ取引に伴う保証1,861,000千米ドル、および同社のコモディティ・ムラバハに対する70,000千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">360,648百万円(注)2</p> <p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,963,000千米ドル、2,618,000千ユーロ、2,141,200千豪ドル、502,123千ポンド、140,000千南アフリカランド、6,000千スイスフラン、5,000千ニュージーランドドル、5,000千ブラジルリアル、2,000千カナダドル、1,559,635百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">2,285,191百万円(注)2</p> <p>ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等270,579千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">22,499百万円(注)2</p> <p>ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート1,170,510千米ドル、1,527,548千ユーロ、17,000千豪ドル、66,206百万円の元利金の保証、および同社が行う借入金135,000千ユーロの保証</p> <p style="text-align: right;">360,463百万円</p>	建物	25,278百万円	器具備品	58,774	計	84,052
建物	24,888百万円												
器具備品	58,175												
計	83,062												
建物	25,278百万円												
器具備品	58,774												
計	84,052												

第106期	第107期
<p>ノムラ・インターナショナル（ホンコン） Limitedのデリバティブ取引等における70,779千米ドルの保証 6,585百万円</p> <p>ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール Pte Ltd. の株取引165千米ドルの決済に関する保証 15百万円</p> <p>ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,070,000千南アフリカランド、216,000千豪ドルの元利金の保証 31,956百万円</p> <p>ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引等における1,811千米ドルの保証 168百万円</p> <p>ネクセン・エナジー・マーケティング・ロンドン・リミテッドのデリバティブ取引等における24,853千ポンドの保証 3,489百万円</p> <p>(注) 1 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。</p>	<p>ノムラ・グローバル・ファンディング PLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,227,000千豪ドル、280,000千ニュージーランドドルの元利金の保証 123,372百万円</p> <p>ノムラ・シンガポール・リミテッドの借入金137,500千米ドルの元利金の保証 11,433百万円</p> <p>エヌビービー・イジャラ・リミテッドの支払い債務に対する100,000千米ドルの保証 8,315百万円</p> <p>ノムラ・アメリカ・ファイナンス LLC が発行したミディアム・ターム・ノート79,169千米ドルの元利金の保証 6,583百万円</p> <p>ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント（コリア） Co., Ltd. のデリバティブ取引に伴う56,270千米ドルの保証 4,679百万円</p> <p>ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. のレポ取引等に係る7,450千米ドルの保証 619百万円</p> <p>ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引等における4,089千米ドルの保証 340百万円</p> <p>ノムラ・エナジー・マーケティング・ロンドン・リミテッドのデリバティブ取引等における29,672千ポンドの保証 3,973百万円</p> <p>インスティネット・シンガポール・サービス・プライベート・リミテッドの株取引の決済に対する131千米ドルの保証 11百万円</p> <p>ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール・プライベート・リミテッドの株取引の決済に対する91千米ドルの保証 8百万円</p> <p>(注) 1 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 (同左)</p>

第106期	第107期																																
<p>※4 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">2,141,996百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">65,465百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">36,223百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借取引担保金</td> <td style="text-align: right;">50,640百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が61,057百万円、負債が19,973百万円あります。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>野村証券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <p>野村証券株式会社</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">融資限度額</td> <td style="text-align: right;">150,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">150,000</td> </tr> </table>	短期貸付金	2,141,996百万円	未収入金	65,465百万円	長期差入保証金	36,223百万円	貸借取引担保金	50,640百万円	融資限度額	150,000百万円	融資実行残高	—	未実行残高	150,000	<p>※4 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">2,790,756百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">6,459百万円</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td style="text-align: right;">31,509百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">33,481百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">200,000百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借取引担保金</td> <td style="text-align: right;">42,339百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が44,636百万円、負債が42,674百万円あります。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>野村証券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <p>野村証券株式会社</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">融資限度額</td> <td style="text-align: right;">150,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">150,000</td> </tr> </table>	短期貸付金	2,790,756百万円	未収入金	6,459百万円	未収収益	31,509百万円	長期差入保証金	33,481百万円	短期借入金	200,000百万円	貸借取引担保金	42,339百万円	融資限度額	150,000百万円	融資実行残高	—	未実行残高	150,000
短期貸付金	2,141,996百万円																																
未収入金	65,465百万円																																
長期差入保証金	36,223百万円																																
貸借取引担保金	50,640百万円																																
融資限度額	150,000百万円																																
融資実行残高	—																																
未実行残高	150,000																																
短期貸付金	2,790,756百万円																																
未収入金	6,459百万円																																
未収収益	31,509百万円																																
長期差入保証金	33,481百万円																																
短期借入金	200,000百万円																																
貸借取引担保金	42,339百万円																																
融資限度額	150,000百万円																																
融資実行残高	—																																
未実行残高	150,000																																

(損益計算書関係)

第106期	第107期
※1 「資産利用料」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	※1 (同左)
※2 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	※2 (同左)
※3 「商標使用料」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	※3 (同左)
※4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	※4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、業務サービス提供料収入や有価証券貸借料等であります。
※5 不動産関係費の内訳	※5 不動産関係費の内訳
不動産費 37,291百万円	不動産費 36,697百万円
器具・備品費 7,714	器具・備品費 9,922
計 45,006	計 46,619
※6 事務費の内訳	※6 事務費の内訳
事務委託費 43,100百万円	事務委託費 41,060百万円
事務用品費 5	事務用品費 7
計 43,105	計 41,067
※7 その他の経費の内訳	※7 その他の経費の内訳
資料・研修費 2,646百万円	資料・研修費 2,373百万円
水道光熱費 1,297	水道光熱費 1,275
その他 2,530	その他 2,974
計 6,473	計 6,622
※8 関係会社に係る注記	※8 関係会社に係る注記
営業収益のうち、関係会社との取引によるものは219,654百万円であります。	営業収益のうち、関係会社との取引によるものは219,859百万円であります。
営業費用のうち、関係会社との取引によるものは67,149百万円であります。	営業費用のうち、関係会社との取引によるものは55,419百万円であります。
営業外収益のうち、関係会社との取引によるものは39百万円であります。	営業外収益のうち、関係会社との取引によるものは96百万円であります。
営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは7,076百万円であります。	営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは3,372百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第106期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	55,127,845	26,857	6,129,228	49,025,474

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 26,857 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 6,122,900 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 6,328 株

第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	49,025,474	75,030,934	6,873,009	117,183,399

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

市場買付に伴う増加 75,000,000 株

単元未満株式の買取請求に伴う増加 30,934 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 6,870,600 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 2,409 株

(リース取引関係)

第106期	第107期																														
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該取引は次のとおりであります。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">63</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いとため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">2,396百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13,303</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">15,699</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	101百万円	減価償却累計額相当額	63	期末残高相当額	38	1年内	28百万円	1年超	10	合計	38	支払リース料	36百万円	減価償却費相当額	36百万円	1年内	2,396百万円	1年超	13,303	合計	15,699	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、その内容については金額の重要性が乏しいため、記載を省略しています。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">2,802百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12,634</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">15,435</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	2,802百万円	1年超	12,634	合計	15,435
	器具備品																														
取得価額相当額	101百万円																														
減価償却累計額相当額	63																														
期末残高相当額	38																														
1年内	28百万円																														
1年超	10																														
合計	38																														
支払リース料	36百万円																														
減価償却費相当額	36百万円																														
1年内	2,396百万円																														
1年超	13,303																														
合計	15,699																														
1年内	2,802百万円																														
1年超	12,634																														
合計	15,435																														

(有価証券の状況)

第106期(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1) 子会社株式および関連会社株式

種類	第106期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	27,496	52,057	24,562

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,338,027
(2) 関連会社株式	4,138
計	1,342,165

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第106期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	40,475	79,519	39,044
小計	40,475	79,519	39,044
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
譲渡性預金	15,000	15,000	—
株式	8,049	6,988	△ 1,062
その他	3,163	2,767	△ 396
小計	26,212	24,755	△ 1,458
合計	66,688	104,274	37,586

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(上記(1)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種類	第106期
	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	63,770
株式(非上場株式等)	39,290
その他	24,479
その他の関係会社有価証券	17,370
その他	7,110

上記については市場価格等がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

第107期(平成23年3月31日)

(1) 子会社株式および関連会社株式

種類	第107期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	26,751	44,807	18,056

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,420,606
(2) 関連会社株式	3,788
計	1,424,394

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第107期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	38,146	80,103	41,958
小 計	38,146	80,103	41,958
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,000	17,000	—
株 式	17,511	14,518	△ 2,993
そ の 他	2,253	1,905	△ 348
小 計	36,764	33,423	△ 3,341
合 計	74,910	113,526	38,617

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(上記(1)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第107期
	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	35,796
株式(非上場株式等)	19,864
そ の 他	15,932
その他の関係会社有価証券	8,691
そ の 他	7,241

上記については市場価格等がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(デリバティブ取引の状況)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

第106期		第107期		
1	繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳	1	繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳	
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	有価証券等評価損	365,315百万円	有価証券等評価損	368,896百万円
	地方税繰越欠損金	32,840	地方税繰越欠損金	28,692
	連結法人税個別帰属額	15,569	連結法人税個別帰属額	14,475
	固定資産評価減	4,166	固定資産評価減	4,166
	ストックオプション	1,857	ストックオプション	2,368
	その他	3,456	その他	2,949
	繰延税金資産小計	423,205	繰延税金資産小計	421,545
	評価性引当額	△ 273,889	評価性引当額	△ 273,385
	繰延税金資産合計	149,317	繰延税金資産合計	148,160
	繰延税金負債		繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	△ 15,150	その他有価証券評価差額金	△ 15,450
	繰延ヘッジ損益	△ 6,184	繰延ヘッジ損益	△ 20,921
	その他	△ 575	その他	△ 126
	繰延税金負債合計	△ 21,909	繰延税金負債合計	△ 36,497
	繰延税金資産の純額	127,408	繰延税金資産の純額	111,663
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳	
	法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
	(調整)		(調整)	
	永久に益金に算入されない収益項目	△ 112.7	永久に益金に算入されない収益項目	52.0
	永久に損金に算入されない費用項目	55.1	永久に損金に算入されない費用項目	△ 77.1
	評価性引当額	△ 6.3	評価性引当額	7.2
	特定外国子会社等課税対象留保金額	5.2	特定外国子会社等課税対象留保金額	△ 104.2
	過年度法人税等	△ 3.0	過年度法人税等	△ 3.0
	その他	△ 0.5	外国税額控除	20.0
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 21.2	その他	△ 0.1
			税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 64.2

(1株当たり情報)

第106期		第107期	
1株当たり純資産額	485円62銭	1株当たり純資産額	481円23銭
1株当たり当期純利益	3円86銭	1株当たり当期純損失	4円16銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	3円83銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—

(注) 1 第107期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり当期純利益(損失)額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第106期	第107期
1株当たり当期純利益(損失)		
当期純利益(△損失)(百万円)	12,083	△ 15,094
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式にかかる当期純利益 (△損失)(百万円)	12,083	△ 15,094
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,127,918	3,628,862
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	24,344	—
(うち新株予約権(千株))	24,344	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 新株予約権10種類 102,075個 第2回新株予約権 第4回新株予約権 第8回新株予約権 第11回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第22回新株予約権 第23回新株予約権 第31回新株予約権 第32回新株予約権 詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載のとおりであります。	(新株予約権) 当期純損失のため、全ての新株予約権は希薄化効果を有していません。 詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載のとおりであります。

[重要な後発事象]

第106期	第107期
<p>1 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第22回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第22回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金610億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年0.937%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成27年6月24日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p> <p>2 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第23回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第23回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金470億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年1.808%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成32年6月24日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>	<p>1 平成20年3月27日の取締役会および平成23年4月8日の経営会議の決議に基づき、平成23年4月22日に第28回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第28回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金454億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年0.88%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成27年4月22日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>

第106期	第107期
<p>3 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第24回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第23回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金220億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年2.329%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成37年6月24日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>	<p>2 当社は、平成23年5月13日に、当社の関連会社であった野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）と株式交換契約を締結致しました。本株式交換契約に基づき、野村土地建物は平成23年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社となります。</p> <p>また、これに先立ち、当社は平成23年5月24日に野村土地建物株式を追加取得しております。その結果、野村土地建物は当社の子会社となっております。</p> <p>（「第5 経理の状況」の「1. 連結財務諸表等」に係る注記のうち「10. 企業結合」の決算日後に生じた事項をご参照ください。）</p>

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

(投資有価証券)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
大塚ホールディングス株式会社	12,195	25,061
トヨタ自動車株式会社	3,553	11,903
株式会社電通	2,400	5,153
アサヒビール株式会社	2,650	3,665
株式会社ジェーシービー	102	3,563
MS&ADインシュランスグループホールディングス株式会社	1,810	3,428
日亜化学工業株式会社	30	3,171
株式会社りそなホールディングス	7,905	3,130
ヒロセ電機株式会社	300	2,688
株式会社千葉銀行	5,693	2,653
その他(391銘柄)	96,438	50,070
計	133,076	114,485

【その他】

(有価証券)

種類および銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(譲渡性預金)		
野村信託銀行株式会社譲渡性預金	17,000	17,000
計	17,000	17,000

(投資有価証券)

種類および銘柄	投資口数等(千口)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(優先出資証券)		
信金中央金庫優先出資証券	7	1,095
農林中央金庫優先出資証券	2,231	161
その他	92	0
(証券投資信託の受益証券等)		
明洞リアル・エステートファンド	12,160	921
日本ビルファンド投資法人	1	810
その他(2銘柄)	9,440,045	1,123
(投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資)		
グリーン・アール・キャピタル匿名組合	—	1,441
トーマス・ワイゼル・ヘルスケアLP	—	1,202
その他(10銘柄)	—	2,395
計	—	9,146

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	42,215	3,200	△717	42,715	25,278	1,960	17,437
器具備品	80,326	5,160	△571	78,787	58,774	6,669	20,013
土地	8,839	—	—	8,839	—	—	8,839
有形固定資産計	131,380	8,360	△1,288	130,342	84,052	8,630	46,290
無形固定資産							
ソフトウェア	189,425	27,246	△1,995	188,696	91,880	36,161	96,816
その他	1	—	—	1	—	—	1
無形固定資産計	189,425	27,246	△1,995	188,697	91,880	36,161	96,817
長期前払費用	1,394	—	△20	1,374	1,054	161	321

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	56	—	—	24	32
賞与引当金	726	975	726	—	975

(注) 当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率の洗替による減少であります。

(2) 【主な資産および負債の内容】

平成23年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

a 資産の部

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
当座預金	2,796
普通預金	34
合計	2,830

ロ 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	1,285,000
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	901,843
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカ LLC	165,151
野村キャピタル・インベストメント株式会社	109,050
NHI・アクイジション・ホールディング Inc.	101,253
その他	228,458
合計	2,790,756

ハ 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	578,688
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	302,993
ノムラ・アジア・ホールディング N. V.	140,794
ノムラ・キャピタル・マーケッツ PLC	77,591
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	58,471
野村アセットマネジメント株式会社	57,029
その他	235,580
合計	1,451,145

ニ 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
ノムラ・インターナショナル P L C	257,765
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ P L C	130,000
野村プリンシパル・ファイナンス	53,000
その他	36,800
合計	477,565

b 負債の部

イ 短期借入金

相手先	金額(百万円)
(関係会社借入金)	
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N. V.	200,000
(金融機関借入金)	
株式会社みずほコーポレート銀行 (注)	120,000
株式会社三井住友銀行 (注)	55,000
株式会社三菱UFJ信託銀行 (注)	33,000
株式会社りそな銀行 (注)	30,000
株式会社八十二銀行 (注)	13,000
信金中央金庫 (注)	40,000
その他 (注)	71,641
計	562,641

(注) 1年以内返済期限到来の長期借入金であります。

口 社債

区分	発行年月日	金額(百万円)
平成29年満期1.86%利付 第6回無担保社債	平成19年3月23日	38,289
平成24年満期1.63%利付 第7回無担保社債	平成19年8月14日	25,999
平成29年満期2.12%利付 第8回無担保社債	平成19年8月14日	25,690
平成24年満期1.39%利付 第9回無担保社債	平成19年11月27日	34,995
平成29年満期1.91%利付 第10回無担保社債	平成19年11月27日	29,998
平成24年満期1.72%利付 第12回無担保社債	平成21年6月18日	47,073
平成24年満期1.72%利付 第13回無担保社債	平成21年6月15日	80,000
平成24年満期1.247%利付 第14回無担保社債	平成21年6月15日	22,000
平成26年満期2.01%利付 第15回無担保社債	平成21年6月15日	75,000
平成24年満期1.00%利付 第16回無担保社債	平成21年12月4日	20,000
平成26年満期1.28%利付 第17回無担保社債	平成21年11月27日	25,000
平成31年満期2.10%利付 第18回無担保社債	平成21年11月27日	24,300
平成25年満期0.76%利付 第19回無担保社債	平成22年3月24日	10,000
平成27年満期0.98%利付 第20回無担保社債	平成22年3月17日	30,000
平成32年満期1.86%利付 第21回無担保社債	平成22年3月17日	28,800
平成27年満期0.937%利付 第22回無担保社債	平成22年6月24日	61,000
平成32年満期1.808%利付 第23回無担保社債	平成22年6月24日	47,000
平成37年満期2.329%利付 第24回無担保社債	平成22年6月24日	22,000
平成27年満期0.722%利付 第25回無担保社債	平成22年9月24日	20,000
平成32年満期1.547%利付 第26回無担保社債	平成22年9月24日	16,000
平成37年満期2.107%利付 第27回無担保社債	平成22年9月24日	14,000
平成28年満期3.60%利付 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成20年12月26日	300,000
平成37年満期2.649%利付 第2回無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	39,500
平成37年満期2.749%利付 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	57,700
平成37年満期1.363%利付 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	6,000
平成37年満期2.773%利付 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年12月6日	50,000
平成27年満期5.00%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	124,418
平成32年満期6.70%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	124,492
平成28年満期4.125%利付 米ドル建普通社債	平成23年1月19日	103,230
合計	—	1,502,484

ハ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(金融機関借入金)	
株式会社三菱東京UFJ銀行	220,733
株式会社三井住友銀行	165,000
株式会社りそな銀行	70,000
株式会社みずほコーポレート銀行	55,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	67,000
中央三井信託銀行株式会社	50,000
住友信託銀行株式会社	30,000
株式会社みずほ信託銀行	20,000
株式会社千葉銀行	35,000
株式会社静岡銀行	25,000
株式会社八十二銀行	17,000
農林中央金庫	50,000
第一生命保険株式会社	40,000
日本生命保険相互会社	30,000
その他	297,915
合計	1,172,648

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日および3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額× $\frac{\text{買取株式数}}{100}$
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	3月、6月、9月および12月の各月末直前の12営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額× $\frac{\text{買増し株式数}}{100}$
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書 | 平成22年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 事業年度 自 平成21年4月1日
(第106期) 至 平成22年3月31日 | |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成22年7月12日 関東財務局長に提出 |
| 第106期 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日) 有価証券報告書およびその添付書類にかかる訂正報告書であります。 | |
| (3) 内部統制報告書 | 平成22年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 事業年度 自 平成21年4月1日
(第106期) 至 平成22年3月31日 | |
| (4) 四半期報告書および確認書 | |
| 事業年度 自 平成22年4月1日
(第107期 第1四半期) 至 平成22年6月30日 | 平成22年8月16日 関東財務局長に提出 |
| 事業年度 自 平成22年7月1日
(第107期 第2四半期) 至 平成22年9月30日 | 平成22年11月15日 関東財務局長に提出 |
| 事業年度 自 平成22年10月1日
(第107期 第3四半期) 至 平成22年12月31日 | 平成23年2月14日 関東財務局長に提出 |
| (5) 発行登録書およびその添付書類 (社債) | 平成22年8月27日 関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録書追補書類およびその添付書類 (社債) | 平成22年9月15日
平成22年11月19日
平成22年11月29日
平成23年4月12日 関東財務局長に提出 |
| (7) 訂正発行登録書 (社債) | 平成22年10月28日
平成22年11月5日
平成22年11月15日
平成22年11月16日
平成23年2月14日
平成23年3月28日
平成23年4月14日
平成23年5月24日
平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書 | |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令19条第2項第2号の2の規定に基づく | 平成22年10月28日 関東財務局長に提出 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令19条第2項第3号の規定に基づく | 平成23年5月24日 関東財務局長に提出 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令19条第2項第9号の2の規定に基づく | 平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書の訂正報告書 | |
| 平成22年10月28日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書 | 平成22年11月16日 関東財務局長に提出 |
| (10) 自己株券買付状況報告書 | 平成22年8月13日
平成22年9月13日
平成22年10月13日 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	Ⓜ		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	Ⓜ	

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トロドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」という。）を基礎とした、野村ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を行った。米国公開会社会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び会社の収入と支出が会社の経営管理者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続を含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

当監査法人は、平成22年3月31日現在において、野村ホールディングス株式会社がすべての重要な点においてCOSO基準を基礎とした財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

追記情報

当監査法人は米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見の表明を行うが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、財務報告に係る内部統制に対し監査意見の表明を行う。
2. 我が国の基準では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とする。
3. 我が国の基準では、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国公開会社会計監視委員会の基準では監査の範囲に含まれない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月30日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	Ⓔ		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	Ⓔ	

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表注記10「企業結合」に記載されているとおり、野村ホールディングス株式会社は、平成23年5月13日に、関連会社であった野村土地建物株式会社と株式交換契約を締結しており、野村土地建物株式会社は平成23年7月1日を効力発生日として野村ホールディングス株式会社の完全子会社となる。また、これに先立ち、野村ホールディングス株式会社は平成23年5月24日に野村土地建物株式会社の株式を追加取得しており、野村土地建物株式会社は野村ホールディングス株式会社の子会社となっている。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレードウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」という。）を基礎とした、野村ホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開会社社会計監視委員会の基準に準拠して監査を行った。米国公開会社社会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び会社の収入と支出が会社の経営管理者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続を含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

当監査法人は、平成23年3月31日現在において、野村ホールディングス株式会社がすべての重要な点においてCOSO規準を基礎とした財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

追記情報

当監査法人は米国公開会社社会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見の表明を行うが、米国公開会社社会計監視委員会の基準では、財務報告に係る内部統制に対し監査意見の表明を行う。
2. 我が国の基準では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国公開会社社会計監視委員会の基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とする。
3. 我が国の基準では、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国公開会社社会計監視委員会の基準では監査の範囲に含まれない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	Ⓔ		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	Ⓔ	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	Ⓔ		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	Ⓔ	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象2に記載されているとおり、野村ホールディングス株式会社は、平成23年5月13日に、関連会社であった野村土地建物株式会社と株式交換契約を締結しており、野村土地建物株式会社は平成23年7月1日を効力発生日として野村ホールディングス株式会社の完全子会社となる。また、これに先立ち、野村ホールディングス株式会社は平成23年5月24日に野村土地建物株式会社の株式を追加取得しており、野村土地建物株式会社は野村ホールディングス株式会社の子会社となっている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

経営者は、当社の財務報告に係る適切な内部統制を構築および維持する責任を負っております。

財務報告に係る内部統制を構築および維持する際には、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制-統合的枠組み」で示された規準（以下、「COSO規準」）に基づいております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

グループCEOおよびCFOを含む経営者は、COSO規準に基づき、1934年証券取引所法規則13a-15(f)と15d-15(f)で定義される当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。

基準日は、平成23年3月31日であります。

3 【評価結果に関する事項】

経営者は、平成23年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

4 【付記事項】

当社が採用しております米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準との主要な相違点は次のとおりであります。

- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は連結財務諸表を前提としています。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は、連結財務諸表を含む財務諸表および財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等と規定されています。
- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には親会社およびその連結子会社等が含まれます。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲は、親会社、その連結対象となる子会社等および持分法適用となる関連会社と規定されています。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社のグループCEOである渡部賢一およびCFOである中川順子は、当社の第107期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。